

第4次地域保健福祉計画進捗状況調査(担当課・係)

基本目標	基本施策 取組	担当課・係			ページ
1 つながり、 ささえあう地域づくり	(1)地域での交流活動の推進				
			児童館係		1-1
	②地域における交流の場づくりの推進	福祉推進係	地域協働係	社協	1-2・1-3
	③小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進	福祉推進係	地域協働係	社協	1-4・1-5
	(2)地域情報の発信				
	①福祉情報の提供・広報活動の充実	福祉推進係		社協	1-6
	②地域資源情報の収集	福祉推進係		社協	1-7
	(3)利用しやすい施設の環境づくり				
	①公共施設の利用促進	福祉推進係	地域施設係	社協	1-8・1-9
	②交流の場づくり	福祉推進係	児童館係	社協	1-10・1-11
	(4)世代間交流の活性化				
	①地域交流、世代間交流の推進	福祉推進係	保育・幼稚園係	社協	1-12・1-13・1-14
		高齢者支援係/地域包括ケア推進係	地域協働係		
	②地域で子どもを育てる環境づくりの推進	児童館係	社会教育係		1-15
	③子育てひろばの拡充	保育・幼稚園係	子ども家庭支援係		1-16・1-17
		児童館係			
	(5)高齢者や障がい者の社会参加促進				
	①シルバー人材センター	高齢者支援係	維持管理係		1-18・1-19
		公園係			
	②老人クラブへの支援	高齢者支援係		社協	1-20
	③敬老会の開催	高齢者支援係			1-21
	④高齢者福祉センター寿楽の運営	高齢者支援係		社協	1-22
	⑤敬老金の支給	高齢者支援係			1-23
	⑥障がい者の社会参加の促進支援	障がい者支援係		社協	1-24
	⑦社会参加のための支援サービスの充実	障がい者支援係		社協	1-25
	⑧当事者活動の支援	障がい者支援係		社協	1-26
	(6)介護保険制度の適正な運営				
	①介護保険制度の適正な運営	地域包括ケア推進係	介護支援係		1-27
	②介護予防・日常生活支援総合事業の充実	地域包括ケア推進係	介護支援係		1-28
	③在宅医療・介護連携の推進	地域包括ケア推進係	介護支援係		1-29
	④高齢者支援センター(地域包括支援センター)の充実	地域包括ケア推進係		社協	1-30

(1)地域福祉の担い手の養成				
①地域福祉の担い手の養成のための研究	福祉推進係	地域包括ケア推進係	社協	2-1・2-2
②地域福祉の担い手の活動支援	福祉推進係	地域包括ケア推進係	社協	2-3・2-4
	指導係			
(2)地域における福祉教育・学習の推進				
①地域福祉の理解促進	福祉推進係		社協	2-5
②地域に開かれた福祉教育の実践	福祉推進係		社協	2-6
(3)ボランティア・NPOの活動の推進				
①啓発活動の充実	福祉推進係		社協	2-7
②相談体制や情報提供の充実	福祉推進係		社協	2-8
③ボランティア・NPO活動への支援	福祉推進係		社協	2-9
④定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供	福祉推進係	高齢者支援係/地域包括ケア推進係	社協	2-10・2-11
(4)相談体制の充実				
①相談体制の充実	福祉推進係	成人保健係	社協	2-12・2-13
②関係機関との連携強化	福祉推進係		社協	2-14
③自立に向けた援助	福祉推進係		社協	2-15
④生活安定に向けた支援	福祉推進係		社協	2-16
(5)福祉サービスの質の向上				
①福祉関係職員の資質向上	福祉推進係	障がい者支援係		2-17・2-18・2-19
	地域包括ケア推進係	子育て支援係		
	母子保健係/成人保健係			
②関係団体等への働きかけ	福祉推進係	社会教育係		2-20
③苦情対応等に基づくサービスの質の向上	福祉推進係	障がい者支援係	社協	2-21・2-22・2-23
	地域包括ケア推進係	介護支援係		
④第三者によるサービス評価の支援	福祉推進係	障がい者支援係		2-24・2-25
	保育・幼稚園係	介護支援係		

(1)権利擁護の推進(瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)				
①権利の擁護	福祉推進係	障がい者支援係	社協	3-1・3-2・3-3
	地域包括ケア推進係	介護支援係		
②権利擁護に関する連携と利用者に対する支援	福祉推進係	障がい者支援係	社協	3-4・3-5
	地域包括ケア推進係			
③成年後見制度の周知	福祉推進係	障がい者支援係	社協	3-6・3-7
	地域包括ケア推進係			
(2)ユニバーサルデザインの推進				
①ユニバーサルデザインについての啓発	福祉推進係	計画・住宅係		3-8
②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの対応	福祉推進係	計画・住宅係		3-9
③公共施設の整備	福祉推進係	維持管理係		3-10・3-11
	公園係			
④建築物等の整備	福祉推進係	公園係		3-12
(3)防災・防犯体制の充実(瑞穂町再犯防止推進計画 取組⑤から⑨まで)				
①災害時要配慮者の安全確保体制の整備	障がい者支援係	高齢者支援係/介護支援係		3-13・3-14
	介護支援係	安全係		
②災害時要配慮者への対応	障がい者支援係	高齢者支援係		3-15
③災害ボランティアの育成と連携体制	福祉推進係		社協	3-16
④地域防犯活動の推進	地域協働係	交通防犯担当		3-17・3-18
	公園係			
⑤相談体制の充実	福祉推進係	地域協働係		3-19
⑥関係機関との連携強化	福祉推進係	交通防犯担当		3-20
⑦自立・生活安定のに向けた支援	福祉推進係		社協	3-21
⑧学校関係者等と連携した非行防止、学習支援	福祉推進係	交通防犯担当		3-22・3-23
	指導係			
⑨広報・啓発活動の推進	福祉推進係	交通防犯担当		3-24
(4)すべての子育て家庭への支援				
①子ども家庭支援センター機能の充実	子ども家庭支援係			3-25
②子育て相談の充実	子ども家庭支援係	保育・幼稚園係		3-26・3-27
	指導係	母子保健係		
③子育て支援情報の提供	福祉推進係	子ども家庭支援係		3-28・3-29
	子育て支援係	母子保健係		
④待機児童の解消への取組と保育サービスの充実	保育・幼稚園係			3-30
⑤地域子育て支援事業の充実	子ども家庭支援係	保育・幼稚園係		3-31

3
誰もが安心して暮らせる環境づくり

(5)支援が必要な子どもと家庭への支援				
①要保護児童対策地域協議会の充実	子ども家庭支援係			3-32
②児童虐待の未然防止	子ども家庭支援係	母子保健係		3-33
③民生委員・児童委員等の活動支援	福祉推進係	子育て支援係		3-34
④日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援	子育て支援係	子ども家庭支援係		3-35
⑤相談体制の充実	障がい者支援係	指導係		3-36
⑥発達障害等支援の充実	障がい者支援係	指導係		3-37
⑦子どもの貧困対策の推進	福祉推進係	子育て支援係		3-38・3-39
	子ども家庭支援係			
(6)障がい者の就労支援				
①瑞穂町障害者就労支援センター	障がい者支援係			3-40
②瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実	障がい者支援係			3-41
③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実	障がい者支援係			3-42
(7)地域包括ケアシステムの推進				
①地域包括ケアシステムの構築推進	福祉推進係	地域包括ケア推進係	社協	3-43・3-44
	介護支援係			
②認知症対策の推進	地域包括ケア推進係			3-45
③人材の確保及び資質の向上	地域包括ケア推進係	介護支援係	社協	3-46・3-47
④ささえあう地域づくり	地域包括ケア推進係		社協	3-48

4 いきいきと暮らすための健康づくり	(1) 母子保健の充実				
	① 母子保健事業の推進	母子保健係			4-1
	② 疾病予防・健康増進事業の推進	母子保健係			4-2
	③ 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進	母子保健係			4-3
	④ 食育の推進	母子保健係			4-4
	(2) 健康増進の充実				
	① 健康増進事業の推進	成人保健係	成人保健係		4-5
	② 望ましい生活習慣の確立	成人保健係	成人保健係		4-6
	③ 食生活の維持・改善	成人保健係			4-7
	④ 身体活動・運動の実践	成人保健係			4-8
	⑤ 喫煙・飲酒・薬物と健康被害	健康係			4-9
	⑥ 休養・心の健康づくり	健康係	成人保健係		4-10
	⑦ 歯・口腔の健康づくり	健康係	成人保健係		4-11
	(3) 医療体制の基盤づくり				
	① 救急医療体制の確保	健康係			4-12
	② 地域医療体制の基盤づくり	健康係			4-13
	③ 関係機関との連携	健康係			4-14
	(4) 健康危機管理対策の推進				
	① 感染予防事業の推進	健康係			4-15
	② 健康危機発生時の体制づくり	健康係	母子保健係		4-16

参考

組織名称 (R6.10.1～)

福祉部	福祉課	福祉推進係
		障がい者支援係
	子育て応援課	子育て支援係
		保育・幼稚園係
		児童館係
	高齢者福祉課	高齢者支援係
		地域包括ケア推進係
		介護支援係
	子ども家庭センター課	子ども家庭支援係
		母子保健係
	健康課	健康係
		成人保健係
	協働推進課	地域協働係
		地域施設係
	安全・安心課	安全係
		交通防犯担当
	都市計画課	計画・住宅係
	建設課	維持管理係
		公園係
	教育指導課	指導係
	社会教育課	社会教育係
	社会福祉協議会	社協

取組指標等について

(1)取組指標 89項目

令和7年度末実績

取組の内容の進捗状況	回答件数
取組の内容に記載してある今年度中の進捗状況についての指標	
5 目標達成	5
4 着手しているが引き続き進めることが必要	188
3 事業等具体的に着手又は事業方針(手法)を決定	1
2 具体化に向けて内容を検討	0
1 未検討	0

(2)効果(成果)判定

令和7年度末実績

効果(成果)※取組状況(結果)の評価	回答件数
A 想定した以上の高い成果が得られた。	7
B 一定の成果(効果)が得られた。	180
C 多少の成果(効果)が得られた。	6
D 想定を下回った成果(効果)だった。	1
E 成果(効果)が得られなかった。(効果なし、成果がまだ出ていない)	0

(3)評点

評点マトリックス表

単位:点

	5	4	3	2	1
A	100	90	70	—	—
B	90	70	60	—	—
C	70	50	30	—	—
D	40	20	10	10	—
E	0	0	0	0	—

評価指標（瑞穂町第4次地域保健福祉計画P. 116）

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策	評価指標	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
(1)母子保健の充実 (R6.10母子保健係)	健康診査受診率					
	・3～4か月児健康診査	100.7%	95.9%	98.5%	98.5%	95.7%
	・1歳6か月児健康診査	100.0%	94.1%	100.6%	97.0%	100.0%
	・3歳児健康診査	96.9%	101.6%	95.6%	100.5%	96.9%
	この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値	93.5%	94.0%	92.3%	94.5%	95.5%
(2)健康増進の充実 (R6.10健康係、成人保健係)	【第5次長期総合計画数値評価指標】					
	予防接種自動スケジュール作成モバイルサイト「ワクワクみずほ」 ・0歳児の登録率	85.5%	74.8%	82.5%	67.7%	75.4%
	妊婦の喫煙率	6.7%	4.3%	3.9%	4.7%	1.5%
	日常生活動作が自立している期間の平均(平均自立期間;要介護2以上:95%信頼区間)	男:77.8～80.7% 女:82.7～85.0%	男:77.3～80.4% 女:83.6～85.2%	男:77.0～80.2% 女:83.0～85.0%	男:77.7～81.3% 女:84.6～87.9%	男:77.7～80.7% 女:83.8～87.2%
	【第5次長期総合計画数値評価指標】					
	がん検診受診率					
	・胃がん検診	10.1%	10.9%	10.0%	9.8%	9.1%
	・肺がん検診	10.5%	10.6%	10.0%	11.3%	11.2%
	・大腸がん検診	29.8%	29.4%	27.4%	30.2%	30.0%
	・子宮頸がん検診	12.3%	12.9%	12.8%	12.9%	12.5%
(2)医療体制の基盤づくり (R6.10母子保健係)	・乳がん検診	13.0%	14.5%	14.7%	14.3%	13.3%
	【第5次長期総合計画数値評価指標】					
	特定健康診査受診率	47.6%	47.8%	47.4%	46.1%	46.4%
	特定保健指導実施率	21.1%	20.6%	21.6%	25.3%	21.0%
	生活習慣病予防事業の40代・50代の参加率					
	・慢性腎臓病予防講座	講座は未実施	講座は未実施	講座は未実施	講座は未実施	講座は未実施
	・糖尿病予防講座	3.0%	0.0%	2.6%	8.0%	4.0%
	「30分、週に2回以上の運動をしている者」の割合					
	・18歳以上で日頃から継続している者	調査未実施	調査未実施	調査未実施	25.4%	調査未実施
	【第5次長期総合計画数値評価指標】					
(2)医療体制の基盤づくり (R6.10母子保健係)	適性体重(18.5≤BMI<25.0)の者の割合					
	・特定健康診査受診者	66.0%	66.3%	65.7%	64.1%	63.2%
	1日の野菜摂取推奨量(350g以上)の認知割合					
	・20～64歳	調査未実施	調査未実施	調査未実施	32.3%	調査未実施
	成人歯科検診受診率	4.8%	6.1%	4.8%	3.8%	3.7%
(2)医療体制の基盤づくり (R6.10母子保健係)	子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合	84.2%	82.4%	82.6%	86.3%	86.1%
	【第5次長期総合計画数値評価指標】					
	予防接種率					
(2)医療体制の基盤づくり (R6.10母子保健係)	・麻しん・風しん1期	100.6%	85.6%	99.2%	92.8%	91.1%
	・麻しん・風しん2期	88.4%	90.6%	88.0%	92.4%	88.4%

記入例

令和7年度3月末実績に修正してください。修正箇所は朱書きとしてください。

1-(3)-②	取組名	
取組の内容	施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、地域住民の協力を得ながら、移動児童館事業の拡充をはかります。	
福祉推進係		取組内容の進捗状況
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題
令和6年度	施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進しました。	ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点として更に利用してもらえるようホームページ等でPRが必要です。
		効果(成果)判定
		B
		評点
		70
令和7年度	施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進しました。	ふれあいセンターが、地域福祉活動を行う拠点として更に利用してもらえるようホームページ等でPRが必要です。
		効果(成果)判定
		—
		評点
		—

児童館係		取組内容の進捗状況	4
令和7年度3月末実績での、取組の内容の進捗状況を朱書きで回答してください。		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	各事業は、町内小中学校長期休業期間中の児童の安心・安全な居場所づくりに貢献しました。	実施回数を増やす等で日常的な居場所づくりとすることや、活動のPR等で地域の大人の理解を得ることも必要です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度			効果(成果)判定
			—
			評点
			—

評点マトリックス表を参照し、効果(成果)判定と評点を朱書きで回答してください。

こちらは事務局で記載するため、記入不要です。

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	—	—
児童館係		B	70	B	70	B	70	B	70	—	—

基本目標1		つながり、ささえあう地域づくり											
基本施策		地域での交流活動の推進											
今後の方向性		誰もが、暮らしやすい地域を築いていくことをめざし、地域における交流やつきあいを深め、交流できる環境づくりをすすめます。											
1－(1)－①		取組名	地域の子育てグループの支援										
取組の内容		子育てを通じて交流を深めた親同士が、その後も継続的な交流活動ができるようなグループづくりと活動を支援します。											
子ども家庭支援係					取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	子育てグループに対し、活動場所の提供、備品の貸出し、子ども家庭支援センター館内へのチラシの掲示を行い、継続的な交流活動ができるよう支援を行いました。				子育てグループの活発な活動につながるよう活動場所の提供、グループ活動の周知について支援を継続します。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
						70							
令和7年度	子育てグループに、活動場所の提供、備品の貸出し、子ども家庭支援センター館内へのチラシの掲示を行い、交流活動の支援を行っています。また、母子保健係が管理するアプリ(子育てナビ ワクワクみずほ)上にもグループの情報を掲載しました。				少子化に加え、子育て支援策の変化などにより、在宅の乳幼児の減少傾向が続いています。グループ活動の周知方法を工夫するなどして、支援を継続します。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
						70							
児童館係					取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	保護者同士の自主的な活動を支援するため、年に数回ほど幼児室の使用を認めました。また、幼児室の子育てグループ専用の掲示板の使用を認め、来館者に様々な情報を提供しました。(各グループにて作成したチラシ等をお預かりして、通年に渡り掲示しています)				児童館事業に参加することで親子同士の交流の機会を増やし、それをきっかけとして子育てグループづくりに繋がることを期待しています。また、今後も新しいグループが創設された際は、活動に必要な場合は児童館利用を検討するなど、活動する環境の確保につとめます。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
						70							
令和7年度	今のところ、新しいグループが創設されたとの情報はありますが、前年に引き続き、保護者同士の自主的な活動を支援するため、年に数回ほど幼児室の使用を認めています。併せて、幼児室の子育てグループ専用の掲示板の使用も認めて、来館者に様々な情報を提供しています。(今年度も各グループにて作成したチラシ等をお預かりして、通年に渡り掲示しています)				前年に引き続き、児童館事業に参加することで親子同士の交流の機会を増やし、それをきっかけとして子育てグループづくりに繋がることを期待しています。また、令和7年度においても、新しいグループが創設された際は、活動に必要な場合は児童館利用を検討するなど、活動する環境の確保につとめています。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
						70							
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援係		B		70		B		70		B		70	
児童館係		B		70		B		70		B		70	

1－(1)－②		取組名	地域における交流の場づくりの推進		
取組の内容			地域における交流やつきあいを深め、高齢者等の孤立や所在不明児童等の防止のために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進します。また、関係機関や団体等と連携・協働しながら、地域のさまざまな課題の解決をはかり、地域におけるささえあい活動を支援します。このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて調査研究をすすめます。		
福祉推進係			取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画を策定しました。		引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置推進をはかります。	効果(成果)判定	
				C	
				評点	50
令和7年度	社会福祉協議会が実施している地域におけるささえあい活動に対し、事業費を一部助成し、各活動への支援を行いました。 また、社会福祉協議会が設置した地域福祉コーディネーターと連携し、地域のつながりや顔の見える関係づくりのために、各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行う取組みを行いました。		地域つながり推進連絡会やささえあいフードリレーなどのさまざまな事業へ参加し、関係団体等と情報交換や課題の共有といった取組みを継続する必要があります。 地域福祉コーディネーターの設置推進についても、町関係各課・社会福祉協議会と連携しながら取組みを継続する必要があります。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	70

地域協働係			取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	町内会・自治会等を側面から支援するため、各種行事等に対し、地域づくり補助金を交付し、地域コミュニティの活性化を図りました。また、申請書の記入例や具体的な活用事例を町ホームページに掲載し、申請者の利便性向上を図りました。結果、令和6年度の申請件数及び補助額は、令和5年度比較で件数は、11件、補助額は、805,000円の増となりました。 また、コロナ禍以降の町内会・自治会の新たな活動の情報を取りまとめ、町内会連合会を通して他の町内会・自治会に情報提供することで、地域コミュニティの増進を図ることができました。		町内会・自治会の改選期には、地域づくり補助金の申請方法に関する問い合わせが増えるため、分かりやすいマニュアル作成の必要があります。より多くの町内会・自治会に有効活用してもらうため、継続して制度の広報活動を行う必要があります。 また、町内会・自治会が抱えている課題を解決するためには、町内会連合会を中心に横(各町内会・自治会又は各地区)の繋がりを強化し、各町内会・自治会活動の情報共有など、地域全体の活性化を図る必要があります。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	70
令和7年度	町内会・自治会等を側面から支援するため、各種行事等に対し、地域づくり補助金を交付し、地域コミュニティの活性化を図りました。また、申請書の記入例や具体的な活用事例を町ホームページに掲載し、申請者の利便性向上を図りました。結果、令和7年度の申請件数及び補助額は、令和8年3月末日時点で前年同比の件数は、7件の減、補助額は、211,000円の増となった。 また、次年度以降の活用に向けて、令和8年2月に町内会連合会事業として、地域づくり補助金をはじめとする各種補助制度の実績報告及び説明会を開催しました。		より多くの町内会・自治会に有効活用してもらうため、申請書類のマニュアルや記入例を作成しました。また、問合せや相談があった際は、具体的な事業内容を聞き取り、申請できるメニューを伝えていますが、今後も継続して補助制度の広報活動及び申請書類の作成支援を行う必要があります。 町内会・自治会が抱えている課題を解決するためには、町内会連合会を中心に横(各町内会・自治会又は各地区)の繋がりを強化し、各町内会・自治会活動の情報共有など、地域全体の活性化を図る必要があります。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	70

社会福祉協議会				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	町内6地区で実施している「地域つながり推進連絡会」では、参加者の意見をもとに、あいさつ運動や誰もが集い交流できる地域の拠点(居場所)づくりのための意見交換を行いました。 生活支援コーディネーターの活動では、元狭山地区の方々や立ち上げた、週1回の移動スーパーでの買い物や集会所での集いに地域の多くの方が参加しています。今年度は課題とされる地域交通をテーマに地域懇談会を開催し、デマンドタクシーの活用について、説明会を行いました。 地域におけるささえあい活動の支援として、高齢化の問題を抱えるサロン活動に対する相談にのり、ボランティアの調整等を行いました。また、引きこもりや不登校等の課題に少しでも対応できるような地域の居場所づくりについて、関係機関や専門職と協議しました。			地域で具体的な活動を展開していくためには継続して地域に関わり協議を行って行く必要があるため、次年度は地域福祉推進の専門職員である地域福祉コーディネーターを中心に連絡会を展開していく予定です。 自主グループの継続化については、運営スタッフが重荷にならないように、グループの中での役割分担や職員の後方支援が必要です。 サロン運営は、代表者の負担が大きく、自主的な運営を長く続けていくことが難しい状況です。自主的な活動を阻害しないような後方支援をしていくことが必要です。				効果(成果)判定		A	
								評点		90	
								効果(成果)判定		A	
								評点		90	
令和7年度	町内6地区で実施している「地域つながり推進連絡会」では、参加者の意見をもとに、各地区にてあいさつ運動や誰もが集い交流できる地域の拠点(居場所)づくりを検討。長岡地区は、つながり運動の準備会を12月に開催し、2月から毎月誰もが参加できる「長岡つながり運動」を行っています。 地域におけるささえあい活動の支援として、サロン活動の継続に関する相談にのり、調整等を行いました。また、引きこもりや不登校等の課題に少しでも対応できるような地域の居場所づくりについて、研修等で先進地区での取り組みを学び、今後瑞穂町で立ち上げる準備を行いました。 生活支援コーディネーターの活動では、今年度富士山町にて地域懇談会を計3回実施し、課題である「地域交通」について町担当職員の説明会を実施、週1回の移動スーパーを誘致することができました。			今年度から、社協独自で地域福祉コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターとの兼務を行うことで、地域福祉のさらなる推進を図っていきます。地域で具体的な活動を展開していくためには、継続して地域に関わり、協議を行って行く必要があるため、地域福祉コーディネーターを中心に、継続して「地域つながり推進連絡会」を開催していきます。 サロン等の自主グループの継続については、運営スタッフが負担にならないように、グループの中で役割分担や、ボランティアの協力依頼や、職員の後方支援が必要です。				効果(成果)判定		A	
								評点		90	
								効果(成果)判定		A	
								評点		90	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	C	50	C	50	C	50	B	70
地域協働係		C	50	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		A	90	B	70	A	90	A	90	A	90

1－(1)－③		取組名	小地域区分(圏域)に基づく地域福祉活動の推進			
取組の内容			それぞれの小地域区分の実情をふまえながら地域福祉の整備等を行っていきます。また地域ささえあい連絡協議会の開催等の地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉の担い手となる人材の発掘を積極的に行います。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会(地域ささえあい連絡協議会から名称変更)に参加し、「地域のつながり」をテーマとして、6地区(殿ヶ谷、石畑、箱根ヶ崎、元狭山、長岡、むさし野地区)の参加者の方と意見交換を行いました。共通の趣味を通じたつながりなどは活発でも、地域としてのつながりが希薄化してきているなどの意見が出されました。		地域課題への対応について、それぞれの地域の事情を適切に把握し、行政と地域が一緒に考え取り組むためにも意見交換の場を継続して設けることが必要です。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会に参加し、地域のつながりや顔の見える関係づくりのためできることを話し合い、各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行う取組みを行いました。		地域課題への対応について、地域住民と一緒に考え、取り組むため、意見交換の場を継続して設けることが必要です。また、意見交換だけでなく、具体的な活動へとつなげていくための支援について検討する必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

地域協働係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	町内の地区ごとに開催された地域ささえあい連絡協議会で、各地域で抱えている課題、問題等について、意見交換を行うことができました。当該協議会に参加することで、地域で活動している方々と顔の見える関係性を築くことができました。また、町内会・自治会等のイベントに、職員地域情報コーディネーターとして職員が参加し、地域の方と情報共有等を行うことが出来ました。		各地域での課題や問題は、多様化・深刻化し、多岐に渡るような状況です。当該協議会だけでは把握できない部分があるため、そのような部分を補うため、更に、町内会・自治会等との情報共有や職員地域情報コーディネーター活動を活発に行い、各地域における意見、要望等について把握していく必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	町内の6地区で開催された「地域つながり連絡会議」で、各地区の様々な団体の代表者が出席し、住民同士がどのようにしてつながりを築いていくか協議しました。長岡地区では、その後、具体的に話が進み、あいさつ運動を実施することになりました。また、町内会・自治会等のイベントに、職員地域コーディネーターとして職員が様々な行事に参加することで、地域の方と交流を深め、情報共有等を行うことが出来ました。		今般、長岡地区で立ち上がったあいさつ運動は、あくまでも地域のつながりをもつための手段であるため、挨拶運動が目的とならないよう注意して実施する必要があります。職員地域情報コーディネーター活動を通して、地域の方たちと職員が交流することで、各地域からの意見や要望を把握する必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

社会福祉協議会					取組内容の進捗状況				4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	「地域ささえあい連絡協議会」を「地域つながり推進連絡会」と改称し、町内6地区で各2回ずつの連絡会を通じて、地域課題や取組み案について話し合いを行いました。また、「みずほつながりたい」バッジやシールを積極的に配付し、つながりの意識啓発を行いました。 生活支援コーディネーターとして、元狭山地区で地域懇談会を開催し、地域の「集まりの場」や「移動スーパー」が創設され、多くの高齢者が集い交流ができ、地域内で声を掛け合い、新たな方が参加する等、今まで以上に地域のつながりが増えてきました。今年度末、元狭山地区の町内会役員から、高齢者の買い物の課題について相談があり、年度末に高齢者の地域課題を調査するアンケートを行い、次年度地域懇談会等のアプローチについての検討を開始しました。				今後は取り上げられた意見をもとに具体的な活動へつなげていく必要があります。 地域活動の継続は、活動をけん引していくキーパーソンの存在が大きく関係します。主体的に楽しく取り組めるように、地域つながり推進連絡会などで人材の発掘を進めていく必要があります。					効果 (成果) 判定	
										B	
										評点	
		70									
令和7年度	今年度から地域福祉コーディネーターを社協独自で配置し、小地域での活動の推進を行い、「地域つながり推進連絡会」を、町内6地区で開催しました。連絡会を通じて、参加者の意見が多かった「地域のつながりづくりとして、あいさつが大切」と「居場所づくり」について、先進地区での事例報告をし、各地区で取組み案について話し合いを行いました。各地区では温度差がありますが、長岡地区では2小を絡めた、誰もが参加できる「長岡つながり運動」を地域関係者とともに、今年度2月より開催しました。 また、「みずほつながりたい」バッジやシールを積極的に配布し、つながりの意識啓発を行いました。 生活支援コーディネーターとしては、元狭山地区富士山町で地域懇談会を開催し、地域課題として「地域交通」、「買い物」、「集まりの場」等が挙げられ、検討を重ねてきました。町内会とも連携を取り、移動スーパーを毎週誘致をしました。				地域福祉コーディネーターが中心となり、6区での「地域つながり推進連絡会」を基に、地域のつながりをどのように作っていくか、各地区の地域関係者と話し合いを重ね、地域ごとの良さを活かした独自のつながりづくりを模索する必要があります。 地域活動の継続は、活動をけん引していくキーパーソンの存在が大きく関係します。主体的に楽しく取り組めるように、地域つながり推進連絡会などで人材の発掘を進めていく必要があります。					効果 (成果) 判定	
										B	
										評点	
		70									

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	B	70	B	70	B	70	B	70
地域協働係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		地域情報の発信									
今後の方向性		必要なときに、しっかり届く戦略的な情報発信を推進します。									
1－(2)－①		取組名	福祉情報の提供・広報活動の充実								
取組の内容		必要なときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、わかりやすい表現による福祉情報の充実につとめます。更に広報みずほ等の従来の周知方法に加え、ICTツールの進歩やそのツールを使える人の増加といった今後の状況も見据え、情報の発信方法や情報伝達の充実について研究します。 また成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりの一環として、広報機能の整備についても推進します。									
福祉推進係			取組内容の進捗状況			4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	広報みずほ、町ホームページ、SNS等を活用し、継続的に情報を提供しました。		「瑞穂町子育て応援ガイドブック」の令和7年度改定に向け、健康課で運営している「子育てナビ」の活用など、さらなる利用促進について検討する必要があります。					効果(成果)判定			
								C			
								評点			
								50			
令和7年度	広報みずほ、町ホームページ、SNS等を活用し、継続的に情報を提供しました。 東京都が行っている事業の広報への掲載や権利擁護センターみずほが開催する講座を町ホームページで周知するなど、必要な人へ情報が伝わるよう取り組みました。		媒体の特性に応じて掲載内容や掲載のタイミングを考慮するなどの、多くの住民に伝わるための周知方法を研究する必要があります。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況			4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	社協だより及びボランティア通信は、全ページカラー印刷に変更しました。写真やイラストを活用し、見やすくわかりやすい紙面作りにつとめました。またInstagramを開始し、幅広い世代の方への情報発信につとめました。 瑞穂町内社会福祉法人連絡会では、福祉ふれあいまつりに出店し、相談窓口や車いすステーションなどの活動について、パネル展示やスタンプラリーを通じて、PRを図りました。 権利擁護支援に関する情報、成年後見制度の周知を広報みずほや社協だより、ホームページ、公式Facebook・Instagramを活用し、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりに努めました。		ホームページやSNSの種類によって、掲載内容を変更するなど、各媒体の強みを活かした活用を検討します。					効果(成果)判定		
								A		
								評点		
								90		
令和7年度	写真やイラストを活用し、見やすくわかりやすい紙面作りにつとめました。また、Facebook・InstagramなどのSNSを活用し、幅広い世代の方への情報発信に努めました。 権利擁護支援に関する情報、成年後見制度の周知を広報みずほや社協だより、ホームページ、公式Facebook・Instagramを活用し、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークづくりに努めました。		情報のデジタル化を含め、紙面とSNSの効率的な活用を進める必要があります。					効果(成果)判定		
								A		
								評点		
								90		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	B	70	C	50	C	50	B	70
社会福祉協議会		A	90	B	70	A	90	A	90	A	90

1－(2)－②		取組名	地域資源情報の収集									
取組の内容			地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、地域ささえあい連絡協議会や地域ケア会議等を通じて地域情報の収集と発掘、及び積極的な活用を推進します。									
福祉推進係			取組内容の進捗状況					4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会(地域ささえあい連絡協議会から名称変更)に参加し、「地域のつながり」をテーマとして、6地区(殿ヶ谷、石畑、箱根ヶ崎、元狭山、長岡、むさし野地区)の参加者の方と意見交換を行いました。共通の趣味を通じたつながりなどは活発でも、地域としてのつながりが希薄化してきているなどの意見が出されました。		地域課題への対応について、それぞれの地域の事情を適切に把握し、行政と地域と一緒に考え取り組むためにも意見交換の場を継続して設ける必要があります。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
70												
令和7年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会に参加し、地域のつながりや顔の見える関係づくりのためできることを話し合い、各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行う取組みを行いました。		地域でどのような活動が行われているのか、また、その地域活動をささえる人的・物的資源を把握していくためにも、地域つながり推進連絡会などの場を通じて情報を収集することが必要です。また、得られた情報を、具体的な活動へとつなげていくための支援について検討する必要があります。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
70												

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況					4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	地域つながり推進連絡会では地域で活動している人同士がつながる機会でもあり、新たな地域活動のアイデアが意見交換されています。生活支援コーディネーターは定期的にミーティングを開き、行政のコーディネーターやボランティアコーディネーターとの情報共有の場を設けています。そこでは地域資源や地域課題検討などの話し合いを進めました。地域ケア個別会議では、地域情報や高齢者などの個人を取り巻く支援を新たに検討したり、地域資源の情報が得られました。地域資源に精通する民生委員・児童委員との協働・連携を重視し、地域づくりや、個別支援を進めています。		地域の連絡会などで得た情報を蓄積し、アセスメントを行うことで、地域の理解を深め、新たな活動に活かしていく取り組みが必要です。地域情報を効果的に集約していくためには、地域福祉推進を担う社会福祉協議会の目的を伝える必要があります。						効果(成果)判定	
									B	
									評点	
70										
令和7年度	地域つながり推進連絡会では、地域で活動している人同士がつながる機会でもあり、新たな地域活動のアイデアが意見交換されています。地域福祉・生活支援コーディネーターは、定期的にミーティングを開き、行政との連絡会や社協内部の連絡会等、情報共有の場を設けています。そこでは、地域資源や地域課題検討などの話し合いを進めました。地域ケア個別会議では、高齢者などの個人を取り巻く支援を新たに検討したり、地域資源の情報を得られました。月1回係長会議を行い、 係間連携のため 情報を共有しています。地域資源に精通する民生委員・児童委員との協働・連携を重視し、地域でのつながりづくりや、個別支援を進めています。 また、社会福祉協議会の様々な委員会や連絡会にて、社会福祉協議会の目的を話し、参加者に理解して頂く取り組みを行いました。		地域の連絡会などで得た情報を蓄積し、アセスメントを行うことで、地域の理解を深め、新たな活動に活かし、既存の地域活動団体や地域住民に情報提供していく取り組みが必要です。地域情報を効果的に集約し、発信していくためには、地域福祉推進を担う社会福祉協議会の目的を伝え、理解していただく仕組みが必要です。						効果(成果)判定	
									B	
									評点	
70										

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		利用しやすい施設の環境づくり		
今後の方向性		誰もが本当に利用しやすい施設、きめ細かな配慮が行き届いた施設をめざします。		
1－(3)－①	取組名	公共施設の利用促進		
取組の内容		地域内のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の運用の見直し等を促し、地域福祉活動を行う拠点としての利用促進をはかります。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	ふれあいセンターの運営を、指定管理者である社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の拠点として、利用促進をはかりました。会議室の利用状況等を考慮し、サテライトルームとしての利用は令和5年度中に終了しましたが、フリーWi-Fi設備を活用し、テレワークや学習スペースとしての利用促進をはかりました。	ふれあいセンターを地域福祉活動を行う拠点として利用してもらえるよう、また、フリーWi-Fi設備があることや懇親会等を行うことができる施設であることなど、継続してPRする必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	ふれあいセンターの管理・運営を指定管理者である社会福祉協議会に委託し、地域福祉活動の拠点として、利用促進をはかりました。	ふれあいセンターを地域福祉活動を行う拠点として利用してもらえるよう、また、フリーWi-Fi設備があることや懇親会等を行うことができる施設であることなど、継続してPRする必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
地域施設係		取組内容の進捗状況		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	—	—	効果(成果)判定	
			—	
			評点	
			—	
令和7年度	—	—	効果(成果)判定	
			—	
			評点	
			—	

地域施設係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	地区会館、町民会館及び武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターは、町内会・自治会をはじめ、その他各種利用団体等が地域の活動交流拠点として利用しています。施設の適切な維持管理等を行うことで、地域コミュニティの利用促進をはかりました。	今後も地域コミュニティ活動の拠点として利用促進をはかっていく必要があります。 地域の施設としての利用が適切に行えるよう、引き続き、不具合箇所への修繕対応等をはじめとした、適切な管理運営を行っていく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和7年度	地区会館、町民会館及び武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターは、町内会・自治会をはじめ、その他各種利用団体等が地域の活動交流拠点として利用しています。施設の適切な維持管理等を行うことで、地域コミュニティの利用促進をはかっています。	今後も地域コミュニティ活動の拠点として利用促進をはかっていく必要があります。 地域の施設としての利用が適切に行えるよう、引き続き、不具合箇所への修繕対応等をはじめとした、適切な管理運営を行っていく必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	ふれあいセンターでは、毎年好評の映画会を9月に実施しました。また、高齢者福祉センター寿楽では休館に伴いふれあいセンターなど他の公共施設を利用し、高齢者の健康いきがい増進としてデイサービスや主催事業を実施しました。ふれあいセンターにてマッサージ機など健康器具を一部移設し、利用していただきました。	ふれあいセンターでは定期的に利用する団体等の交流を図る事業を検討します。 寿楽では円滑にミズカルへ事業を移行し、今後はミズカルにて健康器具の活用を図る必要があります。	効果(成果)判定 B 評点 70
令和7年度	ふれあいセンターでは、毎年好評の映画会を9月に実施しました。交流事業として 体力づくり講座 を2月に 実施しました 。	地域福祉活動を行う拠点として、より多くの地域住民にふれあいセンターを利用してもらえるよう、多世代交流を図れるイベントを検討していきます。	効果(成果)判定 B 評点 70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域施設係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域施設係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	70

1－(3)－②		取組名	交流の場づくり			
取組の内容			施設の利便性や利用の向上をはかり、住民同士のふれあいを促進します。 あすなろ児童館から遠い地域の子どものため、地域住民の協力を得ながら、移動児童館事業の拡充をはかります。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	ふれあいセンターの管理・運営では、指定管理者である社会福祉協議会と連絡を密に行い、施設の不具合対応などを行いました。		ふれあいセンターを地域福祉活動を行う拠点として利用してもらえるよう、また、フリーWi-Fi設備があることや懇親会等を行うことができる施設であることなど、継続してPRすることが必要です。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	ふれあいセンターの管理・運営では、指定管理者である社会福祉協議会と連絡を密に行い、施設の不具合対応などを行いました。		社会福祉協議会と連携し、施設管理を適切に行うとともに、ふれあいセンターを地域福祉活動を行う拠点として利用してもらえるよう継続してPRすることが必要です。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

児童館係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	各コミュニティセンターと連携し、幼児及び就学児向けの移動児童館事業を実施しました。(3コミュニティセンターにて、幼児向け71回、就学児向け44回)特に期間限定事業は、町内小中学校長期休業期間中の児童の安心・安全な居場所づくりに貢献しました。(3コミュニティセンターにて、129日開催)		実施内容を充実させ来館しやすい日常的な居場所づくりと、児童館の活動のPR等を推進することも必要です。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	前年に引き続き、広報みずほ、町のHPとSNSで情報を提供し、PR等を推進しています。また、保護者から町のHPで、あすなろ児童館のページにたどり着かないと聞いたので、丁寧に閲覧方法をお知らせしました。 併せて、各コミュニティセンターと連携し、幼児及び就学児向けの移動児童館事業を実施しました。(3コミュニティセンターにて、幼児向け73回、就学児向け42回)特に期間限定事業は、町内小中学校長期休業期間中の児童の安心・安全な居場所づくりに貢献しました。(3コミュニティセンターにて、126日開催)		移動児童館事業並びに期間限定移動児童館事業は、地域やコミュニティセンター利用団体の理解が必要であるため、子どもの見守りや居場所づくりについて、児童館活動のPR等を推進します。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

社会福祉協議会				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	ふれあいセンターでは、毎年好評の映画会を9月に実施しました。 ふれあいセンター2階に引き続きマッサージ機を設置し、高齢者同士にはなるが、交流の場とすることができました。			定期的にふれあいセンターを活動の場としている団体等の、交流を図る事業を検討します。						効果(成果)判定	
										B	
										評点	
										70	
令和7年度	ふれあいセンターでは、交流事業として 体力づくり講座 をイベントを2月に 実施しました 。			地域福祉活動を行う拠点として、より多くの地域住民にふれあいセンターを利用してもらえるよう、多世代交流を図れるイベントを検討していきます。						効果(成果)判定	
										B	
										評点	
										70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
児童館係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	70

基本施策		世代間交流の活性化			
今後の方向性		希薄化した世代間の交流を活性化させ、住民同士のつながりを強化します。			
1－(4)－①		取組名	地域交流、世代間交流の推進		
取組の内容		さまざまな世代が交流することにより、お互いささえあい・助け合いができるよう仕組みづくりをすすめ、住民同士をつなげます。このような活動を推進するために、ボランティア団体に協力を依頼したり、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	ボランティア団体「おひさまキッチン」が多世代間交流事業として、朝食を提供する活動を支援しました。令和6年度より、炊飯を行い、おにぎりを手作りで提供しています。また、民間事業者等からの寄付を受け、ジェラート(7、8、9月)やソーセージ(9月)、からあげ(11月)を提供することができました。3月末時点の参加者は、瑞穂第一小学校が251人、瑞穂第三小学校は396人、瑞穂第四小学校は229人が参加しました。	社会福祉協議会や西多摩農業協同組合等関係団体と連携、協力し、活動の支援を継続する必要があります。また、ボランティアの拡充と各種団体と調整を進めます。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和7年度	ボランティア団体「おひさまキッチン」が実施する、朝食を提供する活動を支援しました。また、11月より、瑞穂第五小学校で新たに事業を開始しました。3月末時点の参加者は、瑞穂第一小学校が244人、瑞穂第三小学校は453人、瑞穂第四小学校は278人、瑞穂第五小学校は67人が参加しました。	社会福祉協議会や西多摩農業協同組合等関係団体と連携、協力し、活動の支援を継続します。また、ボランティア団体と調整しながら活動支援を継続します。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		

保育・幼稚園係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	各保育園では、地域の特性をいかし、高齢者や障がい者等との交流事業を実施しています。感染症の感染拡大防止対策を行いながら実施しました。	課題はありません。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和6年度	各保育園では、地域の特性をいかし、高齢者や障がい者等との交流事業を実施しています。また、令和7年度開館した瑞穂町多世代交流センターMIZCUL内の第五小学童保育クラブでは、施設の特性をいかした野菜収穫体験等への参加を通じて地域住民との交流が促進されました。	関係機関との連携による地域の特性をいかした交流事業を継続します。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		

高齢者支援係/地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	寄り合いハウスいこいは、高齢者を中心とした地域交流の場として、運営ボランティアの会が施設の管理運営を行っています。令和6年度は、7月～10月に運営ボランティアの会で近隣住民向けの野菜販売会を実施しました。また、令和5年度に引き続き、寄り合いハウスいこい祭りを開催しました。 高齢者の居場所づくり事業では、補助金の活用の有無を問わず、高齢者の閉じこもりを 방지、健康な生活を維持するため、誰でも気軽に立ち寄ることができる住民主体の居場所づくりを進めるとともに、既存の活動を支援しています。活動支援の1つとして、補助金の活用についてグループの相談に対応し、令和6年度は、補助金を活用開始したグループは2か所、補助金の活用を修了したグループが1か所でR7.3月末現在6か所となっています。また11月に郵送で実施した生活支援ニーズ調査時に補助金の周知も行い、適宜相談に対応しています。	寄り合いハウスいこいでは、今後も、運営ボランティアの会と協議しながら、より良い施設の管理運営や事業を実施していく必要があります。また、継続して運営していくために運営ボランティアの人材を確保する必要があります。 高齢者の居場所づくり事業では、引き続き、補助金の活用を問わず、居場所・通いの場づくりを進めるとともに、既存の活動支援も必要です。活動支援の1つとして、補助金の周知を行うとともに、活動に即した活用ができるよう相談に対応する必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	寄り合いハウスいこいは、高齢者を中心とした地域交流の場として、運営ボランティアの会が施設の管理運営を行っています。令和7年度も、いこい祭りの開催をはじめ、各教室も開催し、地域交流を図ることができました。運営ボランティアは新規に6名が加入しました。 高齢者の居場所づくり事業では、高齢者の活動支援の1つとして、補助金の活用に関するグループの相談に対応し、令和7年度は、補助金を活用開始したグループは4か所で令和8年3月末現在10か所となっています。また、補助金の活用の有無を問わず、高齢者の閉じこもりを防止、健康な生活を維持するため、誰でも気軽に立ち寄ることができる住民主体の居場所づくりの立ち上げの相談に応じるとともに、既存の活動を支援しています。	寄り合いハウスいこいでは、今後も、運営ボランティアの会と協働で、より良い施設の管理運営や事業を実施していく必要があります。設備面の適正な維持も求められます。 高齢者の居場所づくり事業では、引き続き、補助金の活用を問わず、居場所・通いの場づくりを進めるとともに、既存の活動も支援し、高齢者及び世代間の交流を促す必要があります。活動支援の1つとして、補助金の周知を行うとともに、活動に即した活用ができるよう相談に対応する必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

地域協働係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	町内会・自治会等が実施する世代間交流事業に対し、地域づくり補助金を交付することにより、各地域における世代間の交流を側面から支援しました。 また、令和5年4月に設置した「協働の窓口(みずほマッチング)」を活用し、ボランティア等と協働事業を実施し、協働のまちづくりを推進することができました。	より多くの町内会・自治会に地域づくり補助金を有効に活用してもらい、様々な行事等を通じて世代間交流の活性化をはかっていく必要があります。 また、「協働の窓口(みずほマッチング)」を有効に活用してもらい、様々な世代の交流の機会を創設し、協働のまちづくりを推進していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	町内会・自治会等が実施する世代間交流事業に対し、地域づくり補助金を交付することにより、各地域における世代間の交流を側面から支援しました。 また、「協働の窓口(みずほマッチング)」を活用し、みずほまるのアクターやアンネのバラの育成ボランティア等と協働事業を実施し、協働のまちづくりを推進することができました。	より多くの町内会・自治会に地域づくり補助金を有効に活用してもらい、様々な行事等を通じて世代間交流の活性化をはかっていく必要があります。 また、ボランティアスタッフは、事業が続くにつれ、活動する人が固定化されてしまうため、「協働の窓口(みずほマッチング)」を有効に活用してもらい、新たなイベントによる、新たな人材の発掘や様々な世代の交流の機会を創設し、協働のまちづくりを推進していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	福祉ふれあいまつりと子育て応援バザーを同時開催し、子どもから高齢者、障がい者、あらゆる方々が交流できる場となりました。 学生を主としたボランティア活動体験「夏体験ボランティア」に、51名が参加し、ささえあい・助け合い活動のきっかけづくりにつなげました。学校や保育園、高齢者施設などにボランティアを派遣し、地域の方々との交流や世代間交流を行いました。 寿楽では、デイサービスにおいて定期的な保育園との交流が再開し、8月には第二中学校の職場体験も受け入れ、楽しい雰囲気の中で世代間交流を図ることができました。	今年度をもって、寿楽の役割は終了しました。 新しく開所する多世代交流センター(ミズカル)では、日常的に多世代交流ができる場となる予定です。 様々な世代が交流するには、イベントや行事がひとつの手段となるため、内容を工夫して、自然と世代間交流が図れるよう、地域の方々と協議して作り上げていく必要があります。 夏体験ボランティアは、学生の体験の場として、メニューの充実、参加のしやすさ、申し込み方法等を考えていく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	昨年度同様に、福祉ふれあいまつりと子育て応援バザーを同時開催し、子どもから高齢者、障がい者等、あらゆる方々が交流できる場となりました。また、福祉ふれあいまつりにおいては、開催要項を作成しました。町内の団体への幅広い周知を行い、新たな出店団体もあり、団体間での交流もはかれました。 夏休み期間を利用した「夏体験ボランティア」を、39の町内施設・団体の協力のもと実施し、56名が参加しました。主に学生が地域に出てあらゆる人々と交流することで、ささえあいや助け合いのきっかけづくりにつなぐことができました。	様々な世代が交流するには、イベントや行事がひとつの手段となるため、内容を工夫して、自然と世代間交流がはかれるよう、地域の方々と協議して作り上げていく必要があります。 夏体験ボランティアには、様々な活動メニューがありますが、活動希望には偏りがあるため、体験・参加しやすいものに工夫していく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
保育・幼稚園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
高齢者支援係/地域包括ケア推進係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
地域協働係		C	50	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	A	90	B	90	B	70	B	70

1－(4)－②		取組名	地域で子どもを育てる環境づくりの推進									
取組の内容			地域では、子ども会や地区青少年協議会、子育てサークルをはじめ多くの育成団体が活動しており、こうした地域住民が中心となった活動が活発になるような環境づくりにつとめます。									
児童館係			取組内容の進捗状況						4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	地域の子育てサークルからの申し出を受けて、一般利用者に制限を設けない範囲で、年に数回ほど活動場所として、幼児室を提供しています。		児童館の限られたスペースの有効活用が課題です。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
									70			
令和7年度	旧学童保育クラブスペースの有効活用方法を検討し、試験的にフリースペースとしての活用を決定しました。令和8年4月から貸し出しを開始します。 また、前年に引き続き、地域の子育てサークルからの申し出を受ければ、一般利用者に制限を設けない範囲で、活動場所として幼児室を提供する用意があります。		少子化と多様な生活習慣のため、来館者の減少が見られます。地域の子育てサークルの活動が活発となるような、児童館事業の展開を検討します。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
									70			
社会教育係			取組内容の進捗状況						4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	子ども会連合会では、子ども会への加入促進事業として、モルック大会、紙ひこうき大会を実施しました。また、子ども会加入者対象の工作教室も、多くの参加者のもと実施することができました。 地区青少年協議会では、夏・冬の非行防止パトロールの実施や各地区で事業協力等行いました。 両団体とも、こどもフェスティバルにも協力いただきました。 住民提案型協働事業として、「わくわくしゃべりば」と「リズムに合わせて楽しい親子の運動あそび」、「子育て担い手研修」など子育て支援事業を実施しました。		子ども会については、年々減少しており、その在り方をどうしていくかが課題であり、子ども会連合会でも引き続き検討しているところです。 地区青少年協議会に対しては、各地区で地区の事業に協力したり、独自に事業を開催しています。今後でもできる限りの支援に努めます。						効果(成果)判定			
									C			
									評点			
									50			
令和7年度	子ども会連合会では、子ども会が減少している中、加入促進事業として、モルック大会、紙ひこうき大会を引き続き実施しました。また、子ども会加入者対象の工作教室も、多くの参加者のもと実施することができました。令和8年3月には、青少年委員と合同で火起こし体験を開催しました。 地区青少年協議会では、夏・冬の非行防止パトロールの実施や各地区での事業協力、学校PTAから依頼を受けての事業協力など行いました。 両団体とも、こどもフェスティバルにも協力いただきました。 住民提案型協働事業として、子育てお助けグループ ほっと・カフェが年間を通じて乳幼児と保護者を対象とした「わくわくしゃべりば」を実施し、子育て支援を行っています。		子ども会については、加入促進のPRを継続して行っていますが、年々減少しており、その在り方をどうしていくかが課題であり、子ども会連合会でも引き続き検討しています。 地区青少年協議会に対しては、各地区で地区の事業に協力したり、独自に事業を開催しています。今後も備品の貸し出し等、できる限りの支援に努めます。						効果(成果)判定			
									C			
									評点			
									50			
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		
児童館係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70	
社会教育係		C	50	C	50	C	50	C	50	C	50	

1－(4)－③		取組名	子育てひろばの拡充		
取組の内容			子育て中の親子が気軽に集い、交流する場として児童館事業及び移動児童館事業の子育てひろばの拡充をはかります。また、保育園・幼稚園の園庭開放により、地域の未就園児と入園児との交流やイベント開催等、子育てひろばを充実し、地域に開かれた保育園・幼稚園を推進します。また、子ども家庭支援センターで子育てひろばと同様の子育て支援事業が行われているため、その事業展開につとめます。		
保育・幼稚園係			取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	認可保育園9園、認定こども園1園、幼稚園2園で実施しており、各園未就園児童及び保護者を対象とした事業を展開するものです。感染症の感染拡大防止対策を行いながら実施しました。		課題はありません。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	認可保育園9園、認定こども園1園、幼稚園2園で実施しており、各園未就園児童及び保護者を対象とした事業を展開するものです。各園での実施内容を町ホームページや広報みずほに掲載し、周知をはかっています。		類似事業が重複しないよう関係機関と調整し、事業を継続します。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

子ども家庭支援係			取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	保護者交流事業を実施し、保護者の育児負担の軽減及び保護者の孤立化の防止をはかるとともに、子どもとの接し方の方法を学ぶ機会をつくることができました。		事業参加者が減少傾向となっていますが、保護者交流事業へより多くの方に参加してもらえるよう、新たな周知方法の研究も必要です。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	保護者交流事業を実施し、保護者の育児負担の軽減及び保護者の孤立化の防止をはかるとともに、子どもとの接し方の方法を学ぶ機会を提供しています。11月からひばりの開館時間以外でも申込みしやすいよう、申込方法に、電子申請を加えました。また、利用者のスケジュール調整がしやすいように、ホームページには2～3か月先までの事業予定を掲載するように変更しました(従来は1か月先のもののみ掲載)。		少子化や子育て支援策の変化などから、在宅の乳幼児が減少しており、事業の参加者も減少傾向となっています。また、コロナ禍以降、対面での事業に対するニーズの変化も感じます。しかし、子育て中の保護者や支援者が身近な地域で交流できる場を維持するため、今後も周知に努めます。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

児童館係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	おひさまひろば等、様々な子育て支援事業を行いました。ベビーマッサージ、ごろ寝アート写真など行っていますが、保護者から好評の親子リトミックを開催するなど工夫を凝らしました。また、移動児童館事業として、町内3か所のコミュニティセンターで幼児事業を開催しました。	参加者の要望を柔軟に反映し、親子が共に楽しめる児童館事業及び移動児童館事業の充実をはかる必要があります。また、参加者同士の気軽な交流が深まるよう促すことも必要です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	前年に引き続き、おひさまひろば等、様々な子育て支援事業を行いました。ベビーマッサージ、ごろ寝アート写真など行っていますが、保護者からリクエストを受けて親子リトミックを開催しました。また、移動児童館事業として、町内3か所のコミュニティセンターで幼児事業を開催しました。	参加された親子が楽しい時間を過ごせて、次も参加したいと思ってもらえるような事業展開を検討します。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
保育・幼稚園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
児童館係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		高齢者や障がい者の社会参加促進		
今後の方向性		高齢者や障がい者が積極的に社会参加できる地域社会の実現をめざします。		
1－(5)－①	取組名	シルバー人材センターへの支援		
取組の内容		高齢者の就労支援により、就業を通じた社会参加を促進することで介護予防に大きな成果が期待されます。センターの理念である「自主的・主体的」「共働・共助」の精神のもと、会員の方々が豊かにいきいきと社会参加ができ、働く喜びを得られる事業運営をめざして、より一層の発展、充実をはかれるよう支援を行います。		
高齢者支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	町では高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの運営をサポートしています。令和7年3月末現在のシルバー会員数は418人です。前年度末と比較して10人の減となりました。全国的にみても、定年延長や定年後の再雇用の増加等で、会員の確保は難しい状況です。会員の交流を促進するため、ポッチャ、絵手紙教室等の交流事業を実施しました。また、広報みずほへの「入会説明会の案内」の毎月掲載等による支援を行いました。また、令和6年度は入会初年度の会員会費を無料とし、会員増強に取り組みました。	シルバー人材センターは、高齢者がいきいきと就業し活躍する場としてとても重要です。今後も、会員の交流を促進することで退会抑制を図ることやPRを継続していくこと等で、会員増強に取り組む必要があります。	効果(成果)判定	
			C	
			評点	
			50	
令和7年度	町では高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの運営をサポートしています。令和8年3月末現在の会員数は421人です。(前年度と比較して3人の増となりました)全国的にみても、定年延長や定年後の再雇用の増加等で、会員の確保は難しい状況です。会員の交流を促進するため、健康麻雀サロンを交流事業として新たに計画されています。また、令和6年度に引き続き入会初年度の会員会費を無料とし、会員増強に取り組み、広報みずほへの「入会説明会の案内」の毎月掲載等による支援を行いました。	高齢者の支援により、就業を通じた社会参加や生きがいづくりを推進するとともに、介護予防の効果を高めます。その役割の一翼を担うセンター運営を引き続き、支援することが必要となります。また、特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律の施行の影響について注視が必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
維持管理係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	違反屋外広告物の撤去及び町道の除草清掃を行いました。	町道の除草作業では、草の伸び具合により除草箇所の優先順位付けが必要となります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	違反屋外広告物の撤去及び町道の除草清掃を行いました。	町道の除草作業では、草の伸び具合により除草箇所の優先順位付けが必要となります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	

公園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	例年どおり、公園等管理委託事業の中で、シルバー人材センターに狭山池公園、さやま花多来里の郷、松原中央公園、六道山公園の管理と公園・ポケットパークの除草・清掃を委託しました。	今後もシルバー人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点 70
令和7年度	例年どおり、公園等管理委託事業の中で、シルバー人材センターに狭山池公園、さやま花多来里の郷、松原中央公園、六道山公園の管理と公園・ポケットパークの除草・清掃を委託しました。	今後もシルバー人材センターへの公園管理委託の可能性について検討する必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点 70

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係		C	50	B	70	C	50	C	50	B	70
維持管理係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
公園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

1－(5)－②		取組名	老人クラブへの支援								
取組の内容			老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取組も行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりがはかられています。また、いつまでも自分らしく地域で暮らすため、自ら担い手となれる老人クラブの活動への変革を支援します。また、高齢者がいきいきと暮らせるよう財政面を含め、支援にもつとめます。								
高齢者支援係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	町内にある老人クラブへ支援を行うことで会員の福祉活動への参加促進や生きがい活動、スポーツ等への取組が行われています。寿クラブ連合会は、グランドゴルフ、だれでもcafe、芸能大会、交通安全講習会等の事業を実施しました。町は、事業の相談について、随時対応して活動を支援しました。また、クラブの運営支援のため、会員募集の広報掲載を行い、高齢者福祉課が送付する住民向けの調査に会員募集チラシを同封しました。		新規クラブの立上げ支援、既存クラブの運営を支援し、高齢者の活動の場づくりに寄与するほか、寿クラブ連合会の事業について、相談に対応し、活動を支援する必要があります。							効果(成果)判定	
										B	
										評点	
		70									
令和7年度	寿クラブ連合会は、今年60周年を迎え、記念事業をはじめ、グランドゴルフ、だれでもcafe、芸能大会、交通安全講習会等の事業を実施しています。町では、事業の相談について、随時対応して活動を支援しました。また、クラブの運営支援のため、会員募集の広報掲載と、高齢者福祉課が送付する住民向けの調査に会員募集チラシを同封しました。		引き続き、新規クラブの立上げ支援、既存クラブの運営を支援し、高齢者の活動の場づくりに寄与するほか、寿クラブ連合会の事業について、相談に対応し、活動を支援する必要があります。							効果(成果)判定	
										B	
										評点	
		70									

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況				5				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	寿クラブへの活動助成や機材の貸出し、行事の支援などは継続していきます。寿楽の改修工事に伴い、設備や部屋を使用できないことから、移動支援として10から11月にかけて、スポーツイベントの会場までの送迎などを行いました。3月には、助成金申請書類作成の支援をしました。ふれあいセンター内の倉庫に寿クラブの活動に使用する荷物を保管するなどの支援を行いました。		今後、従前の寿楽や車両を使用できなくなるため、支援内容や役割について、寿クラブ連合会や町等と調整する必要があります。							効果(成果)判定	
										B	
										評点	
		90									
令和7年度	寿クラブの事務局として、 高齢者福祉課と役割分担などの話し合いを経て 、活動助成や機材の貸出し、予算決算の書類作成支援、日常的な活動支援等を継続して行っています。車両については、社会福祉協議会の車両にて、行事での送迎支援を行いました。 寿クラブの事務局として、毎月の会長会議に参加し、情報を共有しました。		寿クラブの事務局として、 情報共有を密に行い、支援が必要な部分については、継続して支援していく 必要があります。							効果(成果)判定	
										B	
										評点	
		90									

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		C	50	B	70	B	90	B	90	B	90

1－(5)－③		取組名	敬老会の開催												
取組の内容			参加された方に大変喜ばれている事業ですが、新型コロナウイルス感染予防対策と、参加者の満足を両立させる従来とは違う開催方法等を検討していきます。												
高齢者支援係			取組内容の進捗状況					4							
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題												
令和6年度	敬老会は安全対策として、引き続き事前申込制、座席指定で開催しました。速やかな案内を行うとともに、安全面も考慮し、会場内と駐車場等に人員を配置しています。		開催に際しては参加者の安全に配慮しつつ、事業を計画する必要があります。また、多くの方が楽しめる敬老会を計画していきます。										効果(成果)判定		
													B		
													評点		
		70													
令和7年度	敬老会は令和6年度に引き続き、事前申込制、座席指定で開催しました。来場者に対し、速やかな案内を行うとともに、安全面も考慮し、会場内と駐車場等に人員を配置しました。(来場者数:807人)		参加者の安全に配慮しつつ、事業を計画する必要があります。また、より多くの方が楽しめる敬老会を計画していきます。長年、社会と地域づくりに貢献してきた高齢者への敬老と長寿を祝う意義と対象世代の意向を考慮した開催形態、時期を検討します。										効果(成果)判定		
													B		
													評点		
		70													
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度			
高齢者支援係				B		70		B		70		B		70	

1－(5)－④		取組名	高齢者福祉センター寿楽の運営								
取組の内容			高齢者の生きがい対策と介護予防を推進するための施設として、その重要性は高まっています。指定管理者による施設運営を行い、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。								
高齢者支援係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	寿楽は施設及び設備の老朽化に対応するため、令和4年度より3か年計画で改修事業を実施しました。令和5年度から工事に着手し、令和7年3月に工事が完了しました。指定管理者制度による民間の経験や知識を活かした施設の管理運営を行えるよう指定管理者の指定を行いました。令和7年5月中旬のリニューアルオープンに向け、指定管理者と定例会の実施や施設内の環境整備等を行いました。		令和7年5月中旬のリニューアルオープンに向け引き続き、みんなの居場所となる開館準備を行います。多世代交流施設として令和7年度が初年度になることから、利用者アンケートを実施及び施設の運営協議会を設置し、地域住民や利用者と協働、連携を推進できるよう運営体制の確立と施設運営の安定化を図ります。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	令和7年5月に多世代交流センターMIZCULがオープンしました。指定管理者制度による民間の経験や知識をいかした事業を実施し、高齢者の生きがい活動の支援を行いました。また、だんだん畑の収穫祭や防災チャレンジなど様々な自主事業を実施し、多世代交流も図れました。 町は、施設運営の安定化のため、指定管理者に対し、定例会の会議や日常の連絡を密にし、指導・助言を行いました。		多世代交流施設として初年度を迎えて事業を展開してきた中で、施設の周知がまだ不足していると感じています。周知方法の検討を図るとともに、町民が利用したいと思える施設になるよう、 令和8年2月に設置した運営委員会で意見を聴き 、地域住民や利用者と協働、連携を推進できるよう運営体制の確立と施設運営の安定化を図ります。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況							
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	町委託事業や主催教室等は、コミュニティセンターやふれあいセンター等、別の会場を使用し、実施しました。 デイサービスや転倒等予防教室では、居場所づくりや、体力の維持・向上等の目標を達成できるように取り組みました。 自主グループへは、生涯学習団体登録・更新、またミズカル開所時の利用場所・時間の調整等で、支援を行いました。		リニューアルされる多世代交流センター(ミズカル)の次期指定管理者に引き継ぎました。					効果(成果)判定		
								B		
								評点		
								90		
令和7年度	-----		-----					効果(成果)判定		
								-		
								評点		
								-		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	90	B	70	B	90	B	90	—	—

1－(5)－⑤		取組名		敬老金の支給									
取組の内容				敬老の日現在、住民登録のある77歳・88歳・99歳及び100歳以上の節目年齢の高齢者を対象に、地元商店で利用できる商品券を贈呈していますが、今後は高齢者の増加に伴い支給方法や内容について見直しをはかっていきます。									
高齢者支援係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	4月1日から翌年の3月31日までの間に88歳および100歳以上を迎えられる高齢者に敬老金を支給しました。また、令和6年度は制度改正の経過措置として、令和5年の敬老の日の翌日から3月31日までに誕生日を迎えられる方(77歳および99歳の方は4月1日まで)についても支給しました。			今後も対象者に周知を実施し、口座振り込みにより、適正に支給を行う必要があります。				効果(成果)判定					
								B					
								評点					
								70					
令和7年度	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に88歳および100歳以上を迎えられる高齢者に対し、口座振込により敬老金を支給しました。口座振込によって支給することにより、申請手続のやりとりが高齢者の見守りにもつながりました。			引き続き、令和8年度以降も対象者に対し周知を実施し、適正な支給に努めていきます。				効果(成果)判定					
								B					
								評点					
								70					
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
高齢者支援係				B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

1－(5)－⑥		取組名	障がい者の社会参加の促進支援		
取組の内容			障がい者の社会参加を促進するため、社会福祉協議会や障がいの当事者団体、家族会などと連携し、障害福祉サービスによる日中活動の場の提供や地域生活支援事業の充実をはかります。		
障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	障がい者の社会参加には、住民の理解と協力が欠かせません。障害者週間などの機会に障がい者への理解をはかるための啓発を行います。 障がい者の日中活動の場は、少しずつ増えており、多様なニーズに応じたサービスが選べるようになってきています。放課後等デイサービス事業所の充実に伴い、あゆみ(タイムケア)を令和7年度で終了させる方針とし、利用者の事業所への移行を支援しています。 不足するサービスについては、引き続き公設4施設の運営を行うとともに、民間事業所の設立相談に応じ、日中活動の場の充実につとめています。 3月末現在公設4施設登録者数 あゆみ(地活) 12人、あゆみ(タイムケア) 17人、さくら 31人、ひまわり 40人、ころぼっくる 23人 障害者就労支援センターにより障がい者の一般就労及び福祉的就労を支援しています(3月末現在登録者実数172人、一般就労16人、福祉的就労1人)。 自立支援協議会では、地域に不足するサービスの把握と充実のための方法を検討しています。 障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、活動の支援を行っています。		町内及び近隣自治体に障害福祉サービス事業所が充実してきたことと引き換えに、あゆみの地域活動支援センター利用者が減少し、安定的な施設運営に支障が生じてきています。 一方で、行動障害を伴う知的障がいのある方、医療的ケアの必要な方などの施設が不足していますが、町単独で全ての施設を充足することは現実的でなく、周辺自治体と足並みを揃え、民間との共働などによりサービスの充実をはかる必要があります。		効果(成果)判定
					B
					評点
					70
令和7年度	障がい者の社会参加には、住民の理解と協力が欠かせません。障害者週間などの機会に障がい者への理解をはかるための啓発を行いました。 障がい者の日中活動の場は、少しずつ増えており、多様なニーズに応じたサービスが選べるようになってきていますが、充分とは言えません。不足するサービスについては、引き続き公設4施設の運営を行うとともに、民間事業所の設立相談に応じ、日中活動の場の充実に努めています。また、あゆみ(タイムケア)の令和7年度終了に伴い、利用者の事業所への移行を支援し、全ての利用者の移行が完了しました。 3月末現在公設4施設登録者数 あゆみ(地活) 10人、あゆみ(タイムケア) 14人、さくら 32人、ひまわり 38人、ころぼっくる 23人 障害者就労支援センターにより障がい者の一般就労及び福祉的就労を支援しました。(3月末現在登録者実数201人、一般就労29人)。 自立支援協議会では、地域に不足するサービスの把握と充実のための方法を検討しました。		町内及び近隣自治体に障害福祉サービス事業所が充実してきたことと引き換えに、あゆみの地域活動支援センター利用者が減少し、安定的な施設運営に支障が生じてきています。 一方で、日中活動の場は現在も不足しており、特に行動障害を伴う知的障がいのある方、医療的ケアの必要な方などの施設が不足しています。町単独で全ての施設を充足することは現実的でなく、周辺自治体と足並みを揃え、民間との共働などによりサービスの充実をはかる必要があります。		効果(成果)判定
					B
					評点
					70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	令和6年10月に瑞穂町基幹相談支援センターを開所しました。センター主催の相談支援事業所連絡会を開催し、各事業所の相談支援に関する課題や地域課題を共有しました。 また拠点機関として、相談支援従事者初任者研修の実習を対応し、町内の相談支援専門員のスキルアップをはかりました。	各事業所共通で、短期入所や居宅介護の担い手不足に課題になっています。それに伴う、社会参加の機会が制限されてしまう現状があり、フォーマル及びインフォーマルの資源開発が必要になります。 町内の障がい福祉サービス事業者とスキルアップを図りながら、安定したサービス提供や人材確保に向けた取組みを自立支援協議会と連携し実現していきます。	効果(成果)判定	B
			評点	
			70	
令和7年度	基幹相談センター主催の相談支援事業所連絡会を6回開催しました。検討課題を業務効率化に絞り、相談業務におけるアセスメントや記録方法などのスキルアップに努めました。また、基幹型地域包括支援センターの主任ケアマネジャーをアドバイザーに招き、高齢分野における相談支援のノウハウを共有しました。	短期入所や居宅介護などの福祉サービス不足のほか、相談支援事業所の人材不足や職員定着などの課題があります。それに伴い、当事者の参加の機会が制限されてしまう現状もあります。サービス提供や人材確保で安定化を図るために、連絡会での課題検討や自立支援協議会での協議を進めていく必要があります。	効果(成果)判定	B
			評点	
			70	

効果(成果)判定	評価	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	70

1－(5)－⑦		取組名	社会参加のための支援サービスの充実								
取組の内容			地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳等のコミュニケーション支援や、また、支援者等の育成等、障がい者が一般市民と同様に社会参加していくための支援サービスの充実をはかります。								
障がい者支援係			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	障がい者の社会参加促進のために町が地域生活支援事業として実施する主な事業は、1－(5)－⑥に記載した地域活動支援センターの他、下記のとおりです。地域の実情に合わせ、必要なものを実施しています。 3月末現在利用状況(伝票集計などによる) 基幹相談支援センター 10月開設 相談支援(うち委託分を含む一般相談件数 3,026件 日中一時支援 5件 移動支援(個別支援型) 456件 意思疎通支援 33件 日常生活用具給付 411件 心身障害者自動車運転教習費助成 1件 身体障害者用自動車改造費助成 1件 訪問入浴サービス 91件 また、移動支援事業(車両移送型)の仕組みを利用し、心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」の利用者送迎を行っています。		自立支援協議会などの場で、社会参加促進のために町に必要なサービスの在り方について引き続き検討します。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度	障がい者の社会参加促進のために町が地域生活支援事業として実施する主な事業は、1－(5)－⑥に記載した地域活動支援センターの他、下記のとおりです。地域の実情に合わせ、必要なものを実施しています。 3月末現在利用状況(伝票集計などによる) 基幹相談支援センター 629件 相談支援(うち委託分を含む一般相談件数 2878件(3月末) 日中一時支援 1件 移動支援(個別支援型) 440件 意思疎通支援 5件 日常生活用具給付 441件 心身障害者自動車運転教習費助成 1件 身体障害者用自動車改造費助成 1件 訪問入浴サービス 83件 また、移動支援事業(車両移送型)の仕組みを利用し、心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、精神障害者地域活動支援センター「ひまわり」の利用者送迎を行っています。		移動支援は社会参加や余暇活動の際の外出に使用できませんが、障がい者の全ての移動のニーズに対応することは難しいという課題があります。 自立支援協議会などの場で、社会参加促進のために町に必要なサービスの在り方について引き続き検討します。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況					4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	令和6年11月から障がい児の相談支援事業を開始し、13件のサービス利用計画作成の依頼を受けています。 障がい者の相談支援事業では、90件のサービス利用計画を作成し、継続した相談支援を実施しています。 基本相談では障がい者の退院支援や作品出展に係る支援など、社会参加のための支援を実施しました。		町内の相談支援事業所のマンパワーが不足していることから、新たな利用者を受け入れにくい状況が起きています。そのため、事業所間のネットワーク構築による業務効率化や報酬確保に向けた経営など相談支援体制を整え、安定したサービス提供のための取組みが必要になります。						効果(成果)判定	
									B	
									評点	
									70	
令和7年度	障がい者(児)のサービス利用計画を96件作成し、サービス利用支援や継続支援を実施しています。基幹相談支援センター主催の研修を4回開催しました。講師に他地区の主任相談支援専門員を招き、町内事業所の相談支援体制の見直しや事例検討の実施方法などについて学びました。		町内の相談支援事業所のマンパワーが不足していることから、新たな利用者を受け入れにくい状況が続いています。安定したサービス提供のために、事業所間のネットワーク構築やスキルアップに向けた研修会等の取り組みを進めていく必要があります。						効果(成果)判定	
									B	
									評点	
									70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	C	50	B	90	B	70	B	70

1－(5)－⑧		取組名	当事者活動の支援										
取組の内容			障がい者自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。										
障がい者支援係			取組内容の進捗状況					4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題										
令和6年度		障がい当事者団体の代表を、障害者福祉計画の策定や自立支援協議会の委員として起用し、その意見を町施策に反映させているほか、研修や事業の紹介などを行い活動を支援しています。 1月に実施した発達障害者(児)支援講演会は、当事者のニーズに沿って日程を決定したほか、当日会場に来られない方のためにWeb会議システムの当日配信を行い、YouTube動画のオンデマンド配信を予定しています。 障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、東京都のこどもTOSCAと連携し、ペアレントメンターとの茶話会を企画するなど、活動の支援を行っています。	当事者団体の高齢化の問題や、手話通訳者やヘルパーなどの支援者の人材不足、ボランティアの担い手不足の課題は継続しています。 「瑞穂おやこの会」については、当事者間活動の担い手としての役割が果たせるよう、支援を継続します。							効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
令和7年度		障がい当事者団体の代表を、新たに自立支援協議会の委員として委嘱しました。また、研修や事業の紹介などを行い活動を支援しています。 10月に実施した発達障害者(児)支援講演会は、当事者のニーズに沿って平日午前中の開催としたほか、当日会場に来られない方のために、YouTube動画のオンデマンド配信を行いました。 障がい児サークル「瑞穂おやこの会」への心理士派遣など、活動の支援を行うほか、当事者団体への参加を希望する方への情報提供を行いました。	障がい当事者のニーズの多様化、共働き家庭の増加などにより、新たな当事者団体や支援者の活動が起これにくいことが課題となっています。 「瑞穂おやこの会」については、当事者間活動の担い手としての役割が果たせるよう、支援を継続します。							効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
社会福祉協議会			取組内容の進捗状況					4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題										
令和6年度		令和6年10月に瑞穂町基幹相談支援センターを開所しました。「瑞穂おやこの会」の主催する集いの場に参加し、障がい児福祉についての現状把握やPR活用を行いました。また、障がいに関する総合的な相談窓口として、当事者活動への側面的支援の役割を周知・PRしました。 障がいを持った方がその人のペースでできるボランティア活動を紹介し、活動を支援しました。引きこもりだった方が、ボランティア活動に定期的に参加し、少しずつ社会へ出て活動の場を増やしています。	障がいを持つ方やその家族が抱える悩みに対して、気軽に共有できる場の創出が必要になります。基幹相談支援センターとして、当事者のニーズ把握し、既存の活動拡充や機会の創出に向けた支援に取り組む必要があります。 また、地域に障がいを持った方が気軽に参加できる場づくりが必要です。							効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
令和7年度		「瑞穂おやこの会」の主催する集いの場に参加し、障がいがある子の家族の現状把握を行いました。また、基幹相談支援センターの自立支援協議会を通じた地域づくりの役割について周知・PRを行いました。 視覚障がいの当事者から、視覚障がいの当事者の集まりを作りたいと、地域福祉コーディネーターに相談があり、障がい者支援係と連携し、集まり創設に向けて準備を進めていましたが、途中で白紙となりました。 今後も、同じ障がいをもつ方同志の情報交換の場は必要と思われるため、引き続きアンテナを張り、地域活動を進めていきます。	瑞穂おやこの会では、インフォーマル、フォーマルともに資源不足の課題があり、また福祉サービス等の情報へのアクセスのしづらさなどが話し合われていました。これからの課題を気軽に共有できる場を活性化させていき、地域のニーズとして協議会につながる取り組みが必要になります。 障がいを持つ方が、気軽に参加できる居場所や当事者の会を作っていくことが必要です。							効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度			
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70		
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	70		

基本施策		介護保険制度の適正な運営									
今後の方向性		限られた財源の中で適切にサービスを提供し、介護保険サービスの質を向上させるとともに、介護給付の適正化をはかります。									
1－(6)－①		取組名	介護保険制度の適正な運営								
取組の内容			介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に資する適正なケアマネジメントの推進とともに、必要なサービスを安定して提供できるよう、住民ニーズに即したサービス提供体制の整備や介護サービス事業者の適正な運営に向けた指導・監督につとめます。								
地域包括ケア推進係					取組内容の進捗状況						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	—				—				効果(成果)判定		
									—		
									評点		
									—		
令和7年度	—				—				効果(成果)判定		
									—		
									評点		
									—		

介護支援係					取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	介護給付適正化事業の取り組みとして、介護認定審査会における公正・公平な介護認定ができるよう、年2回の委員合同研修会を実施しました。また、毎年実施しているケアプラン点検では、町内・町外居宅介護支援事業所等の協力により、効果的に実施することができました。縦覧点検については、国民健康保険団体連合会への委託により実施しました。サービス事業者の適正な運営支援の取組として、指定市町村事務受託法人を活用し、令和6年度は町内地域密着型通所介護事業所3事業所の指導検査を行いました。				適切な介護サービス提供のため、介護給付適正化事業の取り組みを実施していますが、要介護認定者の増加により、介護サービス利用者は年々増加していくと推計しているため、事業を効率的、効果的に進める必要があります。また、サービス事業者への適正な指導を行っていくためには、専門知識等が必要となるため、関係機関等と連携して実施する必要があります。指導検査については、指定市町村事務受託法人を活用して適正なサービス提供につなげるため、継続的に予算を確保する必要があります。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度	介護給付適正化事業の取り組みとして、介護認定審査会における公正・公平な介護認定ができるよう、年2回の委員合同研修会(4月・10月)を実施しました。また、毎年実施しているケアプラン点検は、町内・町外居宅介護支援事業所等と連携し実施(1月)します。縦覧点検については、国民健康保険団体連合会への委託により実施しました。サービス事業者の適正な運営支援の取組として実施している指導検査では、令和7年度に実施予定(11月・2月)の町内地域密着型通所介護事業所2事業所のうち、1事業所に対して、指定市町村事務受託法人を活用し、指導検査を実施しました。				介護給付の適正化を図るため、ケアプラン点検等の取り組みを実施していますが、要介護認定者の増加により、介護給付費は年々増加しています。事業を効率的、効果的に進めるため、関係機関と連携し実施していく必要があります。また、サービス事業者への適正な指導を行っていくためには、専門知識等が必要となるため、関係機関等と連携して実施する必要があります。指導検査については、指定市町村事務受託法人を活用しているため、継続的に予算を確保する必要があります。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

1－(6)－②		取組名	介護予防・日常生活支援総合事業の充実									
取組の内容			高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の改正に柔軟に対応するとともに、高齢者のニーズに即したサービス内容の充実をはかります。また、生活支援コーディネーターの活用や協議体の運営等生活支援サービスの体制の充実をはかります。									
地域包括ケア推進係			取組内容の進捗状況					4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	65歳以上の高齢者を対象とする生活支援事業ニーズ調査を11月に郵送で実施しました。調査結果・分析内容については、令和7年度以降の地区ごとの特徴に沿った働きかけに活用していきます。令和6年度においては、令和3年度の結果を活用し、生活支援コーディネーターと共に、地域活動を主とした生活支援サービスの体制の充実をはかりました。また、令和6年の介護保険制度改正、報酬改定を受け、既存事業について柔軟に対応を行いました。		令和6年度に実施した調査結果・分析内容を活用し、地区ごとの特徴に沿った働きかけが必要です。生活支援コーディネーターと共に、地域の実情に沿ったサービスの充実をはかります。令和6年の介護保険制度改正、報酬改定にあわせた事業を実施するとともに、次の改正に向け柔軟に対応する必要があります。							効果(成果)判定		
										B		
										評点		
										70		
令和7年度	令和6年度に実施した65歳以上の高齢者を対象とする生活支援事業ニーズ調査を基に、調査結果・分析内容について地区ごとの特徴に沿った働きかけを行い、令和7年度は生活支援コーディネーターとともに、地域活動を主とした生活支援サービスの体制の充実をはかりました。		生活支援事業ニーズ調査の結果・分析内容を活用し、地区ごとの特徴に沿った働きかけが引き続き必要です。町高齢者福祉課及び社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターとともに、地域住民と一緒に地域の実情に沿ったサービスの開発・展開が必要です。また、介護保険制度改正、臨時の報酬改定にあわせ、柔軟に対応する必要があります。							効果(成果)判定		
										B		
										評点		
										70		
介護支援係			取組内容の進捗状況									
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和5年度	—		—							効果(成果)判定		
										—		
										評点		
										—		
令和6年度	—		—							効果(成果)判定		
										—		
										評点		
										—		
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		
地域包括ケア推進係		B	70	C	50	C	50	B	70	B	70	
介護支援係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

1－(6)－③		取組名	在宅医療・介護連携の推進									
取組の内容			医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、在宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。									
地域包括ケア推進係					取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	町内医療機関内に、在宅医療・介護連携に関する在宅医療相談窓口を継続して設置し、医療・介護関係者、住民等からの相談業務を行うとともに、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するため、医療機関及び介護サービス事業所を訪問し周知等行いました。令和6年度は年間19件の相談に対応しました。 また、ICTを活用して登録者に対し、講演会等の事業の周知を行いました。ICTの推進に向けた説明会は実施しませんでした。適宜、登録者の増加及び利用促進のための声掛けを行いました。				在宅医療相談窓口を継続して設置・活用し、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携をさらに推進していく必要があります。 ICTの推進に向け、適宜、ICTツールの活用の有効性を関係機関に伝え、引き続き活用を推進していきます。						効果(成果)判定	
											B	
											評点	
											70	
令和7年度	町内医療機関内に、在宅医療・介護連携に関する在宅医療相談窓口を継続して設置し、医療・介護関係者、住民等からの相談業務を行うとともに、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するため、医療機関及び介護サービス事業所を訪問し周知等を行いました。令和8年3月末現在13件の相談に対応しました。 また、10月には、瑞穂町の住民に関わる医療・介護関係者による「在宅医療介護つながり研修会」が開催されました。ICT情報共有ツールの利用促進のきっかけともなり、適宜、登録者の増加及び利用促進のための声掛けを行いました。				在宅医療相談窓口を継続して設置・活用し、在宅医療と介護サービス事業者等の関係者の連携をさらに推進していく必要があります。 ICTの推進に向け、適宜、ICTツールの活用の有効性・情報共有の円滑化の意義を関係機関に伝え、引き続き活用を推進していきます。						効果(成果)判定	
											B	
											評点	
											70	

介護支援係					取組内容の進捗状況						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和5年度	—				—						効果(成果)判定
											—
											評点
											—
令和6年度	—				—						効果(成果)判定
											—
											評点
											—

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
介護支援係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1－(6)－④		取組名	高齢者支援センター（地域包括支援センター）の充実								
取組の内容			2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型のセンターを活用して高齢者支援センターの更なる機能強化をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。								
地域包括ケア推進係			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護、福祉、健康、医療など総合的に支援する高齢者支援センターを町内2か所に設置し、関係機関と連携しながら、高齢者の相談にきめ細やかに対応し、様々な機会に周知を行いました。 西部高齢者支援センターに併設している見守り相談窓口では年間実人数62名に対し、訪問・電話等による見守り支援を1,000件以上行い、総合相談等の更なる機能強化をはかりました。 基幹型地域包括支援センターが中心となり、困難事例等の情報共有や検討を行い、介護支援専門員研修では、運営主体として介護支援専門員の質の向上につとめました。また、介護支援専門員の職能団体立ち上げ後、自主的な運営となるよう伴走支援を引き続き行いました。		2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを中心に、引き続き機能強化と専門性の向上をはかることが必要です。また、支援が必要な人に情報が届くように、周知の徹底が継続して必要です。					効果（成果）判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護、福祉、健康、医療など総合的に支援する高齢者支援センターを町内2か所に設置し、関係機関と連携しながら、高齢者の相談にきめ細やかに対応し、様々な機会に周知を行いました。 西部高齢者支援センターに併設している見守り相談窓口では11月末現在、実人数58名に対し、訪問・電話等による見守り支援を約1,300件行い、総合相談等の更なる機能強化をはかりました。 東部高齢者支援センターが担う、基幹型地域包括支援センターが中心となり、困難事例等の情報共有や検討を行い、介護支援専門員研修では、運営主体として介護支援専門員の質の向上につとめました。また、介護支援専門員の職能団体立ち上げ後、自主的な運営となるよう伴走支援を引き続き行いました。		支援が必要な人に情報が届くように、周知の徹底が継続して必要です。また、2か所の高齢者支援センターを総括し、総合的に支援する基幹型地域包括支援センターを中心に、引き続き機能強化と専門性の向上をはかることが必要です。					効果（成果）判定			
								B			
								評点			
								70			

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況					4		
この計画の取組（進捗・達成）状況（結果）			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	基幹型地域包括支援センターとして、2か所ある高齢者支援センターとの連携をはかり、機能強化につとめました。2か月に1回東西の高齢者支援センターの情報交換会を設け、困難・虐待事例の情報共有、ケース検討などを行いました。 ケアマネ連絡会は、職能団体として活動し、高齢者福祉課とケアマネ連絡会役員との情報交換会を新たに開催しました。 ケアマネ研修会では、ケアマネに有益となる研修と、主任ケアマネ研修を企画しました。 東部高齢者支援センターとして、今年度場所を新たに、ファミリーマート瑞穂町役場南店にて出張相談会を開催しました。来所・電話・出張相談だけでなく、地域の高齢者が集まる場に出向き、センターの周知も行いました。		基幹型地域包括支援センターとして、東西両包括の連携を更に強め、両包括共に総合相談の質の向上、困難事例への対応力強化、周知・啓発活動の充実、医療連携の充実をはかることが必要です。 センターの周知としては、引き続き様々な形で地域に出向き、幅広い年代の方に周知していくことが必要です。					効果（成果）判定		
								B		
								評点		
								70		
令和7年度	基幹型地域包括支援センターとして、2か所ある高齢者支援センターとの連携を図り、機能強化につとめました。2か月に1回東西の高齢者支援センターの情報交換会を設け、困難・虐待事例の情報共有、ケース検討などを行いました。 医療連携としては、在宅医療相談窓口との情報交換会を実施しました。 また、ケアマネ連絡会の活動を支援し、高齢者福祉課とケアマネ連絡会役員との情報交換会を開催しました。 ケアマネ研修会では、人材育成のための研修と、主任ケアマネ研修を企画しました。 東部高齢者福祉センターでは、今年度から高齢者出張相談会を、多世代交流センターミズカルにて開催しました。		基幹型地域包括支援センターとして、東西両包括の連携を強め、ともに総合相談の質の強化、困難事例への対応力強化、周知・啓発活動の充実、医療連携の充実をはかることが必要です。 センターの周知としては、引き続き様々な形で地域に出向き、幅広い年代の方に周知いただくことが重要です。					効果（成果）判定		
								B		
								評点		
								70		

効果（成果）判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本目標2		地域福祉をすすめるための体制づくり		
基本施策		地域福祉の担い手の養成		
今後の方向性		地域福祉の新たな担い手を確保するために、様々な関係づくりや支援を行います。		
2－(1)－①		取組名 地域福祉の担い手の養成のための研究		
取組の内容		介護予防・日常生活支援総合事業における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、介護予防リーダーの育成、活用をはかります。また、町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として地域で活躍する方を増やしていきます。 このような活動を推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画を策定しました。	引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置推進をはかります。	効果(成果)判定	
			C	
			評点	50
令和7年度	社会福祉協議会が実施している地域におけるささえあい活動に対し、事業費を一部助成し、各活動に対し支援を行いました。 また、社会福祉協議会が設置した地域福祉コーディネーターと連携し、地域のつながりや顔の見える関係づくりのために、各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行う取組みを行いました。	引き続き地域つながり推進連絡会やささえあいフードリレーなどのさまざまな事業へ参加し、関係団体等と情報交換や課題の共有といった取組みを継続する必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	70

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	介護予防リーダー養成講座を実施し、地域で活躍できる人材として令和6年度17名のリーダーを育成し、累計130名となりました。既存のグループの仲間として、また自主的な活動を促しています。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として令和6年度は5名を育成しました。在職中の方がほとんどでしたが、研修終了後、すぐに事業所へ登録し、総合事業ヘルパーとして活動される方もいました。 いずれも、人材発掘・マッチングのために生活支援コーディネーターと連携を行いました。	地域全体で介護予防を進めていくために、自主的に個人又はグループで活動する方を引き続き増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は、地域で高齢者を支える際の参考となり、人材不足解消のための一助となるよう、研修の継続実施が必要です。 引き続き、新たな担い手となる人材発掘のためにも、生活支援コーディネーターとの連携が必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	70
令和7年度	介護予防リーダー養成講座を実施し、地域で活躍できる人材として令和7年度新規に3名のリーダーを育成し、累計133名となりました。既存のグループの仲間として、また自主的な活動を促しています。 介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修を実施し、地域福祉の担い手として令和7年度は7名を育成しました。在職中の方がほとんどでしたが、研修終了後、事業所に登録を希望し、総合事業ヘルパーとして活動される方もいました。 いずれも、人材発掘・マッチングのために生活支援コーディネーターと連携を行いました。	地域全体で介護予防を進めていくために、自主的に個人又はグループで活動する方を引き続き増やしていく必要があります。 また、町独自のヘルパー養成研修で得ることができる知識は、地域で高齢者を支える際の参考となり、人材不足解消のための一助となるよう、研修の継続実施が必要です。 引き続き、新たな担い手となる人材発掘のためにも、生活支援コーディネーターとの連携が必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、集まりの場の継続支援をしました。高齢者の集まりの場・移動スーパー誘致など、様々な地域で担い手が活躍しています。地域つながり推進連絡会を今年度も各地区にて開催することで、地域の担い手発掘や、地域のつながりを情報共有することができました。「みずほつながりたい」の取り組みではつながりを大切にするシンボルマーク(缶バッジ、ステッカー)をイベントや連絡会、ボランティア活動を通じて広め、担い手の啓発を行いました。	生活支援コーディネーターなどが、地域に出向き、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつながり、地域活動を発展させていくことが必要です。	効果(成果)判定
			A
			評点
			90
令和7年度	「地域つながり推進連絡会」を今年度も各地区で開催することで、地域の担い手発掘や、地域のつながりづくりを進めることができました。「みずほつながりたい」の取組では、つながりを大切にするシンボルマーク(缶バッジ、ステッカー)をイベントや連絡会、ボランティア活動を通じて広め、担い手の啓発を行いました。地域福祉・生活支援コーディネーターとして、様々な通いの場やサロンを訪問したり、集まりの場の継続支援を行いました。集まりの場・移動スーパー誘致など、様々な担い手が活躍しています。	地域福祉コーディネーターが、地域に出向き、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とのつながり、更に地域活動を発展させていくことが必要です。	効果(成果)判定
			A
			評点
			90

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	C	50	C	50	C	50	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		A	90	B	70	A	90	A	90	A	90

2-(1)-②		取組名	地域福祉の担い手の活動支援			
取組の内容			地域福祉の担い手が、地域活動の中心的な役割を担う存在として活躍するための支援を行います。 生活支援コーディネーターが地域の自主グループやサロン活動等に足を運びながらネットワークを構築し、地域の社会資源の把握を継続的に行えるよう、また高齢者自身もサービスの担い手として、役割を持ち活動する場の創設や活動への支援を行います。 地域福祉を包括的に推進していくために、地域福祉コーディネーターの配置推進に向けての調査研究をすすめます。また、そこから派生する新たな担い手の発掘を行います。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	社会福祉協議会が実施している「地域におけるささえあい」活動に対し、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。また、地域福祉コーディネーターの設置推進に向けて、瑞穂町重層的支援体制の整備事業実施(準備)計画を策定しました。		引き続き社会福祉協議会が主催する「ボランティア運営協議会」などに参加し、関係団体等と情報を共有しながら地域におけるささえあい活動を支援する必要があります。 社会福祉協議会及び町関係各課と情報の共有化をし、重層的支援体制整備実施(準備)計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置推進をはかります。		効果(成果)判定	
					C	
					評点	50
令和7年度	社会福祉協議会が実施している地域におけるささえあい活動に対し、事業費を一部助成し、各活動に対し支援を行いました。 また、社会福祉協議会が設置した地域福祉コーディネーターと連携し、地域のつながりや顔の見える関係づくりのために、各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行う取組みを行いました。		地域つながり推進連絡会などへ参加し、関係団体等と情報交換や課題の共有といった取組みを継続する必要があります。 地域福祉コーディネーターと連携しながら地域福祉の担い手発掘の取組みを継続する必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	70

地域包括ケア推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	地域で介護予防をすすめていくために、自主的に活動をするグループの中心的な役割を担えるよう、地域で活躍する介護予防リーダーを養成する講座等を令和6年10月～令和7年3月に実施しました。講座実施中は生活支援コーディネーターも関わることで、介護予防リーダーの活動支援を行いやすくしました。 自主グループに対して、生活支援コーディネーターが足を運び、チラシの作成等により活動支援を行いました。		地域全体で介護予防をすすめていくために、自主的に活動する方々は、ますます必要となります。そのきっかけづくりとして、介護予防リーダー講習会を継続して実施し、今後も地域の自主グループを増やすとともに、生活支援コーディネーター等による活動支援を継続していく必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	70
令和7年度	高齢者の自主グループの活動に、生活支援コーディネーターが足を運び、チラシの作成等により活動支援を行いました。 地域で介護予防を進めていくために、自主的に活動をするグループの中心的な役割を担えるよう、介護予防リーダー養成講座等を令和7年10月～令和8年3月に実施しました。講座実施中は生活支援コーディネーターも関わることで、介護予防リーダーの活動支援を行いやすくしました。		地域全体で介護予防を進めていくために、自主的に活動する方々の存在は、ますます必要となります。そのきっかけづくりとして、介護予防リーダー養成講座を継続して実施し、今後も地域の自主グループを増やすとともに、生活支援コーディネーター等による活動支援を継続していく必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	70

指導係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	高齢者福祉課と連携し、小学校全校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。	継続して実施していくため、引き続き、高齢者福祉課との連携が必要となります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	高齢者福祉課と連携し、小学校全校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。	継続して実施していくため、引き続き、高齢者福祉課との連携が必要となります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	生活支援コーディネーターは、様々な通いの場やサロンを訪問したり、新たな集まりの継続支援をしました。活動を継続していくために、運営側のスタッフの困りごとなどを聞き負担軽減をしながら、継続して運営しているように後方支援をしています。次年度は社協独自に地域福祉コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターの役割も兼ねながら、担い手の支援や地域の拠点づくりなど、総合的に地域福祉の推進を図ります。	生活支援コーディネーターなどが、より地域に出向いていき、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつながり、地域活動を発展させていく必要があります。	効果(成果)判定
			A
			評点
			90
令和7年度	今年度から、社協独自で地域福祉コーディネーターを配置し、生活支援コーディネーターと兼務になりました。地域福祉の担い手発掘や地域活動への後方支援を行い、子どもから高齢者、障がい者等の分野にとらわれず、あらゆる地域住民を対象として、地域福祉の推進を図っていきます。今年度に入り、新たなサロンの立上げが6件あり、地域福祉・生活支援コーディネーターとして後方支援を行い、順調に開催できています。	地域に出向いていき、それぞれの地域で活躍している担い手の情報を入手し、地域とつなげていき、地域活動を発展させていく必要があります。	効果(成果)判定
			A
			評点
			90

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	C	50	C	50	C	50	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
指導係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		A	90	B	70	A	90	A	90	A	90

基本施策		地域における福祉教育・学習の推進																			
今後の方向性		より多くの住民が地域福祉活動に携わり、地域福祉についての関心・理解が深められるように福祉教育・学習を推進します。																			
2－(2)－①		取組名	地域福祉の理解促進																		
取組の内容		地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進します。																			
福祉推進係			取組内容の進捗状況				4														
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題																		
令和6年度	「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」、「瑞穂町要保護児童対策地域協議会」及び「立川児童相談所」との共催による専門家の講演会(テーマ:発達に問題を抱える子供を持つ保護者への支援)を通じて、関係機関の相互理解と協働関係を強化しました。参加者66名(会場46名、オンライン20名)。		地域福祉活動への関心を引き起こしていくために地域福祉の専門家と福祉教育の研究を継続的に実施することが必要です。							効果(成果)判定											
										B											
										評点											
		70																			
令和7年度	「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」、「瑞穂町要保護児童対策地域協議会」及び「立川児童相談所」との共催による講演会を開催しました。立川児童相談所所長と子ども家庭支援センター課長を講師に迎え、各機関の現状や課題を講演いただきました。支援者として支援機関の役割や現状を理解し、相互の連携のための理解を深めました。参加者:65名(会場49名、オンライン16名)。		地域福祉活動への関心を引き起こしていくために地域福祉の専門家と福祉教育の研究を継続的に実施することが必要です。							効果(成果)判定											
										B											
										評点											
		70																			
社会福祉協議会			取組内容の進捗状況				4														
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題																		
令和6年度	福祉教育に取り組んでいくために、ボランティアセンター職員が養成研修を受け福祉教育推進員となり、小学校での福祉体験の授業を、地域のボランティアや企業、当事者と共に行いました。「みずほつながりたい」の取り組みは、つながりを大切にするシンボルマーク(缶バッジ・ステッカー)の普及・啓発を通して福祉への関心につなげていきます。		町内全ての小・中学校や高校、住民に対して福祉教育・学習を推進していくことができる社協の体制づくりが今後より一層必要です。							効果(成果)判定											
										B											
										評点											
		70																			
令和7年度	福祉教育の推進に向けた福祉体験のプログラム作成について、障がい当事者や地域ボランティアと共に検討を開始しました。社協内部でも、各部署で提供できるプログラムを検討中です。プログラム作成に向けて、他地区の福祉教育を視察しました。「みずほつながりたい」の取り組みは、つながりを大切にするシンボルマーク(缶バッジ、ステッカー)の普及・啓発を通して福祉への関心につなげていきます。社協だよりを通じて、地域福祉活動の理解促進に努めました。地域福祉活動をより身近なものに感じてもらうよう、具体的な活動を多く掲載しました。		町内全ての小・中学校や高校、企業や住民に対して福祉教育を推進していくことができる福祉体験のプログラムの検討が必要です。社協だよりが、地域福祉活動のきっかけとなってもらえるよう、継続的に研究し作成します。							効果(成果)判定											
										B											
										評点											
		70																			
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度									
福祉推進係		C		50		B		70		B		70		B		70					
社会福祉協議会		B		70		B		70		B		90		B		70		B		70	

2-(2)-②		取組名	地域に開かれた福祉教育の実践			
取組の内容			地域福祉活動への関心を引き起こしていくための福祉教育を推進し、すべての住民が地域福祉について関心・理解を深めていけるよう、講座等の開催や体験する場の提供等を行います。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	町や地域の講座などを広報みずほや町ホームページ、福祉課が所管する会議などを通じて、積極的に情報提供を行いました。 町や社会福祉協議会のイベントを通じて、地域福祉について関心・理解を深める機会を提供しました。		地域福祉活動への関心を引き起こしていくための講座の開催や体験する場の提供等を行うため、社会福祉協議会や教育委員会等と連携し取り組むことが必要です。		効果(成果)判定	
					C	
					評点	
		50				
令和7年度	広報みずほや町ホームページ、福祉課が所管する会議などを通じて、積極的に情報提供を行いました。 第三小学校より依頼を受け、3年生を対象に福祉について考えてもらう授業を行いました。		継続して地域福祉活動への関心を引き起こしていくための講座の開催や体験する場の提供等を行うことが必要です。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	第一小学校、第三小学校の総合学習において、福祉体験を実施しました。実施の際は、企業や地域のボランティア、当事者に協力してもらいました。 夏休み期間を利用した「夏体験ボランティア」を実施し、51名が参加しました。福祉への関心を深めるために、多くの施設や団体がボランティアの受入れに協力してくれました。 東部高齢者支援センターでは、認知症サポーター養成講座を住民向け、町内小学校5年生向け、町職員向けに町と協働で実施し、認知症の理解を深める取り組みをしました。また、新たに認知症ミニ講座を開催しました。 認知症サポーターステップアップ講座受講者が集まる「チームオレンジ」の後方支援を行いました。	福祉体験を、町内の全ての小中学校で実施できるよう、学校側にわかりやすい、プログラムを作成しPRの場を作っていく必要があります。 認知症人口が増加するため、今後も幅広く多世代の多くの住民に認知症の理解を深めていく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	第二小学校の4学年に向けて、障がい当事者を講師に招き、地域ボランティアの協力のもと、子どもたちや先生と一緒に福祉や地域共生について考える福祉体験を実施しました。 夏休み期間を利用した「夏体験ボランティア」を39の施設・団体の協力のもと実施し、56名(小学生7名、中学生8名、高校生34名、大学生3名、一般4名)が参加しました。	学校以外の地域住民に向けた講座なども検討していく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	C	50	C	50	C	50	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		ボランティア・NPOの活動の推進											
今後の方向性		ボランティアやNPO活動の自主的、自発的活動を総合的に推進、支援します。											
2－(3)－①		取組名	啓発活動の充実										
取組の内容			ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、情報提供や相談体制の充実等をはかることで、ボランティアやNPO活動の推進をはかります。										
福祉推進係					取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援しています。民間事業者等からの寄付を受け、ジェラートやソーセージ、からあげの提供を受けることができました。 また、ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。				ボランティア活動への支援を継続しつつ、ボランティアセンターと協力し、情報提供や相談体制の充実を図る必要があります。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
		70											
令和7年度	多世代間交流事業として、ボランティア団体が小学校で朝食を提供する活動を側面から支援しています。民間事業者等からの寄附を受け、ジェラートやフルーツ、備品類等の提供を受けることができました。 また、ボランティアセンターが行っているボランティア活動について、町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。				ボランティア活動への支援を継続しつつ、ボランティアセンターと協力し、情報提供や相談体制の充実に取り組みます。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
		70											
社会福祉協議会					取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	ボランティアセンターみずほに登録しているグループは37あり、活動の支援や相談を実施し、情報交換の場として連絡会を開催しました。ボランティア情報をSNSで発信し、情報提供を行いました。 NPO法人に、瑞穂町で開催する合同就職説明会(福祉のしごと相談・面接会)への出展募集を呼びかけ人材確保の支援しました。				ボランティア情報の充実を図るためには、様々な広報媒体を活用し、PRの場を作っていく必要があります。 しごと相談面接会開催以外にも福祉人材センターと連携した人材確保の支援を行っていく必要があります。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
		70											
令和7年度	ボランティアセンターみずほに登録しているグループは39あり、活動費の支援、相談、活動のマッチングを実施し、グループ同士の情報交換の場として連絡会を開催しました。また、ボランティア情報をSNSで発信し、情報提供を行いました。ボランティア活動の啓発としてイベント開催について協議しました。				ボランティア活動を広く知ってもらうためのイベントの開催に向けて協議しましたが、様々なボランティアグループの形があるためイベント開催は見送ることになりました。啓発の手段や方法については、多くの意見を聞きながら更に検討していく必要があります。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
		70											
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B		70		B		70		B		70	
社会福祉協議会		B		70		B		70		B		70	

2－(3)－②		取組名	相談体制や情報提供の充実		
取組の内容		ボランティア活動をしたい人と必要とする人とのコーディネートや、活動相談・支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実をはかります。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	ボランティアセンターが行っているボランティア活動や講座等について、庁舎内でのチラシやポスターの設置を設置し住民に周知しました。 また、活動に対し町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。	ボランティアセンターと協力し、町ホームページやSNS配信など、様々手段を活用しての周知が必要です。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和7年度	ボランティアセンターが行っているボランティア活動や講座等について、庁舎内でのチラシやポスターの設置を設置し住民に周知しました。 また、活動に対し町が事業費の一部を助成し、各活動に対し支援を行いました。	引き続きボランティアセンターと協力し、町ホームページやSNS配信など、様々手段を活用して周知を行います。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	ボランティア活動をしたい人33名が、新たにボランティア登録をしました。ボランティア活動を必要とする人や施設・団体84件のボランティア活動をマッチングし、活動を推進しました。 ボランティアセンターを多くの方々の知ってもらうために広報に力を入れ、利用しやすいセンターを目指してリニューアルしました。 ボランティアセンターへの来所や電話での相談や依頼等は、623件ありました。	ボランティアセンターには、町民の社会参加や協働を促進し、地域交流や地域の課題解決につなげる役割があります。なかなか活動への一歩を踏み出せないという人が、気軽に相談できる場となり、様々な地域情報をもって情報提供できることが必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	ボランティア活動をしたい人35名が、新たにボランティア登録をしました。ボランティア活動を必要とする人や施設・団体66件のボランティア活動をマッチングし、活動を推進しました。 ボランティアセンターへの来所や電話での相談や依頼等は、468件ありました。	ボランティアセンターが開所している平日昼間は、働いている方は来所や相談ができず、メール等に対応している状況です。今後、若年層へのアプローチが重要と考え、ボランティアセンターの開所日時について検討が必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

2-(3)-③		取組名	ボランティア・NPO活動への支援									
取組の内容			地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。									
福祉推進係			取組内容の進捗状況					4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院・通所など移送サービスを有償で行う福祉有償運送団体(NPO法人)へ補助金を交付し、支援を行いました。 また、多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援しています。ボランティアによる手作りのおにぎりの提供や、民間事業者等からの寄付によるおかずの提供など内容の充実がはかられました。		福祉有償運送団体の事業内容等について評価し必要に応じて指導、助言を実施していくことが必要です。今後、運送の対価の変更について、団体と調整し、運営協議会に諮る必要があります。 また、多世代間交流事業におけるボランティア団体の活動の側面支援を継続する必要があります。							効果(成果)判定		
										B		
										評点		
										70		
令和7年度	公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院・通所など移送サービスを有償で行う福祉有償運送団体(NPO法人)へ補助金を交付し、支援を行いました。また、運送の対価の変更手続きを行いました。 多世代間交流事業では、ボランティア団体の活動を側面から支援を行いました。		福祉有償運送団体の事業内容等について評価し必要に応じて指導、助言を実施していくことが必要です。 また、多世代間交流事業におけるボランティア団体の活動の側面支援を継続する必要があります。							効果(成果)判定		
										B		
										評点		
										70		

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況					4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	ボランティアセンターみずほに登録し活動しているグループに助成金を交付しました。37グループ中、20グループから申請があり、1グループ1万円を交付しました。民間助成の案内もし申請の支援もしました。		助成金を多くの地域福祉活動で活用できるよう再検討が必要です。また、多くのボランティアグループから現行の助成金だけでは賅えていないという声が聞かれるため、検討が必要です。							効果(成果)判定		
										B		
										評点		
										70		
令和7年度	ボランティアセンターみずほに登録し活動しているグループに助成金を交付しました。39グループ中、19グループから申請がありました。新規グループは5グループでした。多くのボランティアグループからの意見をもとに、今年度は1グループ2万円を、新規グループ5千円を交付しました。民間助成の案内も実施しました。		引き続きボランティアグループの意見を聞きながら、よりよい地域活動につながるよう支援していく必要があります。							効果(成果)判定		
										B		
										評点		
										70		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

2-(3)-④	取組名	定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供			
取組の内容		定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを、地域のなかで活用し、生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな団体との連携をはかりながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備につとめます。生活支援コーディネーターが中心となり、地域活動の環境整備、促しなどを行います。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
社会福祉協議会と連携して	社会福祉協議会と連携して、定年退職者やシニア世代に夏の体験ボランティアへの参加を促し、地域活動への参加等につなげることができました。また、多世代間交流事業では、シニア世代の方もボランティアとして、参加してもらっています。	社会福祉協議会と連携し、定年退職者がスムーズに仕事から地域活動に関心を寄せて頂けるような働きかけを進めていく必要があります。		効果(成果)判定	
				C	
				評点	
				50	
令和7年度	社会福祉協議会と連携して、定年退職者やシニア世代に夏の体験ボランティアへの参加を促し、地域活動への参加等につなげることができました。また、多世代間交流事業では、シニア世代の方もボランティアとして、参加してもらっています。	社会福祉協議会と連携し、定年退職者がスムーズに仕事から地域活動に関心を寄せて頂けるような働きかけを継続して行う必要があります。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

高齢者支援係/地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として、シルバー人材センターの運営を支援しました。また、地域で自主的に活動するグループの中心的な役割を担えるよう介護予防リーダーを養成しました。介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修も実施し、地域福祉の担い手として希望者を事業所に登録紹介しました。生活支援コーディネーターを中心に、地域活動のニーズや担い手の発掘のため、生活支援ニーズ調査を実施しました。	高齢者が、地域活動の担い手になれるよう介護予防リーダーの養成やシルバー人材センターの会員増強等が引き続き必要です。また、生活支援コーディネーターと連携した地域活動の整備、参加への促しなども引き続き必要です。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	高齢者が就業を通じた社会参加や生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する拠点として、シルバー人材センターの運営を支援しました。また、生活支援コーディネーターを中心に、地域活動のニーズや担い手の発掘のため、令和6年度に実施した生活支援ニーズ調査を基に、地域懇談会を実施する等地域の実情に配慮した活動を行いました。地域で自主的に活動するグループの中心的な役割を担えるよう介護予防リーダーを養成しました。介護予防・日常生活支援総合事業の町独自のヘルパー養成研修も実施し、地域福祉の担い手として希望者を事業所に登録・紹介しました。	高齢者が、地域活動の担い手になれるよう介護予防リーダーの養成やシルバー人材センターの会員増強等が引き続き必要です。また、生活支援コーディネーターと連携した地域活動の整備、参加への促しなども引き続き必要です。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	ボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターで定期的に情報共有を行い、シニア世代の地域活動への参加について協議しました。 在宅福祉サービスでは、有償家事援助や在宅移送を実施し、シニア世代の方が活躍しています。 地域のサロン、通いの場には、多くの定年退職者がおり、特に男性の方は、グループのまとめ役として活躍しています。東部高齢者支援センターではシニアの地域活動をサポートしサロン・通いの場などにもつなげています。	定年退職者やシニア世代の方々にボランティア活動を広く知ってもらうためのイベントの開催に向けて、ボランティアグループと協議して進めていく必要があります。 在宅移送は、生活ニーズに対応できるよう柔軟に利用が出来るよう検討が必要です。 定年退職者に対して、地域活動への促しは、今後も継続して行う必要があります。特に男性向けの働きかけを進めていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	短時間でできる「ちょいボラ」の活動に、定年退職された方やシニア世代の方が参加し、高齢でひとり暮らしの方や障がいをお持ちの方の困りごとに対応しました。有償家事援助サービスや在宅移送サービスも地域のシニア世代の方が活躍しています。 地域のサロン、通いの場には、多くの定年退職者がおり、特に男性の方は、グループのまとめ役として活躍しています。	定年退職者やシニア世代の方々にボランティア活動を広く知ってもらうための広報の方法を検討する必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	C	50	C	50	C	50	B	70
高齢者支援係/地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	60	B	70	B	70

基本施策		相談体制の充実		
今後の方向性		福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できるように相談体制を充実し、利用しやすい福祉サービスをめざします。		
2-(4)-①		取組名	相談体制の充実	
取組の内容		関係機関と連携しながら相談体制の充実をはかり、相談しやすい環境の構築につとめます。平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づいた支援制度やひきこもりについても周知をすすめ、制度に基づいた支援につとめます。 また成年後見利用促進の一環として相談機能について、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを念頭に置いた相談体制の整備について推進します。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	相談内容に応じて社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの専門機関と連携し、相談者が適切な支援を受けられるよう案内しました。また、生活困窮者自立支援会議へ参加し、関係機関との連携をはかりました。	各相談窓口のさらなる周知及び社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの関係機関と連携を進めるため、生活困窮者自立支援会議への参加などを継続する必要があります。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	B
			評点	70
令和7年度	相談内容に応じて社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの専門機関と連携し、相談者が適切な支援を受けられるよう案内しました。また、生活困窮者自立支援会議へ参加し、関係機関との連携をはかりました。	各相談窓口のさらなる周知及び社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどの関係機関と連携を進めるため、生活困窮者自立支援会議への参加などを継続する必要があります。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	B
			評点	70
成人保健係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	毎週、火曜日に保健センターで行っている成人を対象とした健康相談(健康・栄養・歯科(歯科は第2・第4火曜日))に加え、窓口や電話での随時相談を受けられる体制を整えています。栄養に関して管理栄養士資格のある栄養指導専門員による相談体制の継続を図りました。また、保健センターはひきこもり支援の相談窓口になっており、個別事情に応じて関係部署や各専門機関につなげられる体制を整えています。	毎週実施の相談事業は、瑞穂町の特徴的取組で、継続していくには専門職の確保と関係機関との綿密な連携が必要です。ひきこもり支援の相談についても関係部署や関係機関等との連携体制を確認していくとともに、実態把握手法の研究が必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	B
			評点	70
令和7年度	保健センターで行っている成人を対象とした健康・栄養・歯科相談(毎週火曜日、歯科は第2・第4火曜日)に加え、窓口や電話での随時相談等、専門職による相談体制を整えています。また、保健センターはひきこもり支援の相談窓口になっており、個別事情に応じて関係部署や各専門機関につなげられる体制を整えており、相談があった場合適切に対応しています。	定例で実施している相談事業は、瑞穂町の特徴的取組で、継続していくには専門職の確保、資質向上と関係機関との綿密な連携が必要です。ひきこもり支援の相談についても関係部署や関係機関等との連携体制を確認していくとともに、実態把握手法の研究が必要です。	効果(成果)判定	B
			評点	70
			効果(成果)判定	B
			評点	70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	よろず相談から福祉くらしなんでも相談と名称を変更し、生活全般に係る相談を受け、関係機関との連携をはかりながら総合的な相談対応を実施しています。また、法律、成年後見制度、終活についての専門相談を実施し、家庭の問題や相続、遺言などの相談に対応しました。 認知力低下が見られる方にも地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援などを通して、本人に寄り添い本人が必要とする福祉サービスの利用を支援しました。 東部高齢者支援センターでは、電話・来所・訪問・出張相談を実施し、センターで対応が難しい内容の場合は、速やかに関係機関につなぎ、連携をはかりました。	専門的な相談で明らかになった生活課題やニーズは、相談者の同意のもと適切な支援や機関につないでいきます。 東部高齢者支援センターの出張相談は利用者数が少ないため、場所の変更を検討することと、センターの周知をする場としても活用していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	福祉くらしなんでも相談から福祉なんでも相談と名称を変更し、生活全般に係る相談を受け、関係機関との連携を図りながら総合的な相談対応を実施しています。また、法律、成年後見制度、終活についての専門相談を実施し、家庭の問題や相続、遺言などを通して、本人に寄り添い本人が必要とする福祉サービスの利用を支援しました。 東部高齢者支援センターでは電話・来所・訪問・出張相談を実施し、緊急性を判断しながら、関係機関と連携し対応をはかりました。	専門的な相談で明らかになった生活課題やニーズは、相談者の同意のもと適切な支援や機関につないでいきます。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	70

2－(4)－②		取組名	関係機関との連携強化								
取組の内容			庁内関係部局、関係機関等で、相談体制の連携を強化します。 新たに、司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをめざし、関係機関との連携の構築につとめ、成年後見制度の利用を更に促進します。								
福祉推進係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	庁内関係課と権利擁護センター、基幹相談支援センター、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携をはかり、成年後見制度の利用促進につとめました。		庁内関係課と各関係機関との連携を強化するための取組みを継続することが必要です。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
		70									
令和7年度	庁内関係課と権利擁護センター、基幹相談支援センター、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携をはかり、成年後見制度の利用促進につとめました。		庁内関係課と各関係機関との連携を強化するための取組みを継続することが必要です。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
		70									

社会福祉協議会			取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	司法専門職を講師とした一般向け講座を開催し、福祉関係者の参加もあり、個別支援における連携促進を図りました。成年後見制度や法律的判断を要するケース会議にも専門職に参加を依頼する機会が増えていきます。 また司法書士団体による紙芝居を交えた成年後見制度の入門講座をしました。		今後も成年後見利用促進法に伴い、行政、福祉関係者、司法専門家などを交え、成年後見制度推進の基盤整備を進めていく必要があります。						効果(成果)判定	
									B	
									評点	
		70								
令和7年度	弁護士を講師とした一般向け講座を開催し、福祉関係者の参加もあり、個別支援における連携推進を図りました。成年後見制度や法律的判断を要するケース会議にも専門職に参加を依頼する機会が増えていきます。 また行政書士団体による寸劇を交えた成年後見制度の入門講座、 公証人による遺言を交えた任意後見制度の講座を実施 しました。		今後も成年後見利用促進法に伴い、行政、福祉関係者、司法専門家などを交え、成年後見制度推進の基盤整備を進めていく必要があります。						効果(成果)判定	
									B	
									評点	
		70								

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

2-(4)-③		取組名	自立に向けた援助								
取組の内容			西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。 また、ハローワークと連携し、就労情報の提供、職業訓練の促進などにより、自立に向けた援助を推進します。								
福祉推進係					取組内容の進捗状況			4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	生活困窮者自立支援事業を実施している西多摩くらしの相談センターでは、自立に向けた各種支援を実施しているため、町から積極的に相談者をつなげました。 その他、必要に応じてハローワークの就労支援制度などの紹介も行いました。 また、西多摩くらしの相談センター職員が、民生委員・児童委員協議会の場で事業内容を改めて説明いただくなど、関係機関同士の連携をはかりました。				西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関の連携を深め、相談者が適切な支援を受けることができるようにすることが必要です。					効果(成果)判定	
										B	
										評点	
										70	
令和7年度	生活困窮者自立支援事業を実施している西多摩くらしの相談センターでは、自立に向けた各種支援を実施しているため、町から積極的に相談者をつなげました。 その他、必要に応じてハローワークの就労支援制度などの紹介も行いました。				西多摩くらしの相談センター、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関の連携を深め、相談者が適切な支援を受けることができるようにすることが必要です。					効果(成果)判定	
										B	
										評点	
										70	

社会福祉協議会					取組内容の進捗状況			5		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題					
令和6年度	社会福祉協議会が実施する貸付の相談の中では、家計改善や就業、住居等の支援が必要であると判断したケースについては、西多摩くらしの相談センターと連携を図り、支援を実施しています。新型コロナ特例貸付実施後のフォローアップ支援として、償還が困難な世帯の生活再建のための相談・支援を行っています。必要に応じて、西多摩福祉事務所や民生委員・児童委員と連携し、世帯の状況把握に努めました。				相談を受けた際に充実した情報を提供し、相談者にとってより最善の結果となるように、今後も連携の強化や情報共有を行っていきます。					効果(成果)判定
										B
										評点
										90
令和7年度	社会福祉協議会が実施する貸付の相談の中では、家計改善や就業、住居等の支援が必要であると判断したケースについては、西多摩くらしの相談センターと連携を図り、支援を実施しています。新型コロナ特例貸付実施後のフォローアップ支援として、償還が困難な世帯の生活再建のための相談・支援を行っています。必要に応じて、西多摩福祉事務所や民生委員・児童委員と連携し、世帯の状況把握に努めました。				相談を受けた際に充実した情報を提供し、相談者にとってより最善の結果となるように、今後も連携の強化や情報共有を行っていきます。					効果(成果)判定
										B
										評点
										90

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	90	B	70	B	90	B	90	B	90

2－(4)－④		取組名	生活安定に向けた支援		
取組の内容		各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、国や東京都の制度利用の促進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度に基づき開設した、西多摩くらしの相談センターを住民に周知するとともに、生活に不安を抱えている人が自立し、安心できる生活を送ることができるよう、相談センターと連携をはかりながら支援します。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	相談者の状況に応じて、社会福祉協議会の生活福祉資金や西多摩くらしの相談センター、ハローワークの就労支援制度などを紹介しました。 また、東京都が実施したくらし応援事業への協力、住民税非課税世帯等への支援金給付業務の迅速な支給なども行いました。	関係機関の連携を強化するとともに、支援機関のPRを継続して実施します。 また、国や東京都の動向を注視し、適切に対応する必要があります。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	相談者の状況に応じて、社会福祉協議会の生活福祉資金や西多摩くらしの相談センター、ハローワークの就労支援制度などを紹介しました。	関係機関の連携を強化するとともに、支援機関のPRを継続して実施します。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	5
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	各種資金の広報では、社協だよりや広報みずほなどの広報媒体を積極的に活用しました。受験生チャレンジの広報では、町のメール配信サービス、みずほケーブルテレビでのPR活動を行いました。新型コロナ特例貸付では、借入れを行っている方からの相談は西多摩くらしの相談センターや西多摩福祉事務所と連携をはかり、少額・猶予・免除申請を行うなど、世帯のフォローアップ支援を行いました。	必要としている人に必要な情報が届くように、広報活動には更に力を入れていきます。生活に不安を抱えている方については引き続き関係機関と連携をはかっていきます。 SNSを活用するなどPRを拡大し、実施回数を重ねていきます。必要な方が活用できるよう実施方法を検討します。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	各種資金の広報では、社協だよりや広報みずほなどの広報媒体を積極的に活用しました。受験生チャレンジの広報では、町の配信サービス、みずほケーブルテレビでのPR活動を行いました。新型コロナ特例貸付では、借入れを行っている方からの相談は西多摩くらしの相談センターや西多摩福祉事務所と連携をはかり、少額・猶予・免除申請を行うなど、世帯のフォローアップを行いました。 また、ささえあいフードリレーや緊急食品配付事業では、生活にお困りの方へ、住民や企業からの寄付食品をお渡しする事業を行っています。	必要としている人には必要な情報が届くように、広報活動にはさらに力を入れていきます。生活に不安を抱えている方については引き続き関係機関と連携をはかっていきます。 SNSを活用するなどPRを拡大し、実施回数を重ねていきます。必要な方が活用できるよう実施方法を検討します。 生活にお困りの方がスムーズに相談ができる環境整備をする必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			90

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	90

基本施策		福祉サービスの質の向上			
今後の方向性		従来の指示的・指導的・管理的なサービスから脱却し、利用者への十分な情報提供とその意向を尊重した、質の高いサービス提供をめざします。			
2-(5)-①		取組名	福祉関係職員の資質向上		
取組の内容		福祉サービスの質の確保・向上をはかるため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質向上につとめます。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	福祉部の部内研修(44名参加、講師:西多摩保健所市町村連携課長)や庁内各課、社会福祉協議会等関係団体が実施する講演会等に参加し、職員の資質向上につとめました。	部内、課内、係内で調整し、研修等に継続的に参加し、職員の資質向上につとめる必要があります。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和7年度	国や都などが主催する研修や関係者会議等へ積極的に参加し、担当職員の資質向上につとめました。	部内、課内、係内で調整し、研修等に継続的に参加し、職員の資質向上につとめる必要があります。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	病気休暇などで人員が限られる中で、業務を調整し、可能な限り研修や会議に参加して職員の資質向上につとめています。また、研修等の資料を職員間で共有し、参加できなかった職員と共有しています。町内の放課後等デイサービス事業所や学童保育等職員の発達障がい児支援力の向上を目的として、全3回コースの勉強会を5～10月に開催しました。1月に開催した発達障がい者(児)支援講演会では、関係機関職員など受講に配慮し、Web会議システムでの当日配信を行い、YouTube動画のオンデマンド配信を3月から実施しています。基幹相談支援センターによる相談支援事業所職員の資質向上のための研修会を1回開催しました。	引き続き、職員及び福祉サービス等関係職員の資質向上につとめます。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和7年度	必要な研修・会議は係内で業務を分担し、可能な限り参加し、資料を職員間で共有し、職員の資質向上につとめています。町内の放課後等デイサービス事業所や学童保育等職員の発達障がい児支援力の向上を目的として、全3回コースの勉強会を5～7月に開催し、延べ76名の参加がありました。10月に開催した発達障がい者(児)支援講演会では、関係機関職員など受講に配慮し、YouTube動画のオンデマンド配信を実施しました。基幹相談支援センターによる相談支援事業所職員の資質向上のための研修会を4回開催しました。	引き続き、職員及び福祉サービス等関係職員の資質向上につとめます。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	介護保険制度や福祉制度など、専門的な知識を必要とするため、オンライン等も活用して研修会や会議等にできるだけ参加をしています。制度についても、高齢者支援センター職員との内部研修を実施するなど、職員の専門的な資質の向上につとめました。	制度改正も多く、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続き研修等に参加をすることで、資質の向上に継続してつとめる必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	介護保険制度や福祉制度など、専門的な知識を必要とするため、オンライン等も活用して研修会や会議等にできるだけ参加をしています。 高齢者支援センター職員との内部研修を3月に実施し、町行政の状況及び高齢者福祉施策について理解を深めました。	制度改正も多く、職員の専門性が必要となるため、今後も引き続き研修等に参加をすることで、資質の向上に継続して努める必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

子育て支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	オンライン及び参集方式の研修・説明会等に可能な限り参加しました。また、西多摩郡町村福祉担当福祉課長会にも出席し、最新情報の収集及び資質の向上につとめました。	引き続き可能な範囲で研修・説明会等に参加をすることで、情報収集や資質の向上につとめます。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	オンラインでは国や東京都が開催する説明会等に随時参加し最新情報の収集を行いました。また、ひとり親家庭等・乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療費助成事業説明会兼意見交換会(参集型)に参加し、他自治体の職員と情報交換することで資質の向上につとめました。 その他、各地区で開催された地域つながり推進連絡会に参加し、地域の方々との情報交換を行いました。	引き続きオンライン及び参集型の研修・説明会等への参加、地域つながり推進連絡会に参加することで、情報収集や資質の向上につとめます。また、研修・説明会等で得たさまざまな情報等は、会計年度任用職員を含めた全職員で共有し、統一的な対応をすることで、質の高いサービスを提供につとめます。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

母子保健係/成人保健係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	母子保健研修や国保データベース(KDB)システム操作・活用研修等、様々な研修や会議、説明会等(オンライン開催を含む)に積極的に職員が参加し、最新情報の収集や資質の向上につとめました。 特に令和6年度は、区市町村に設置の努力義務が課せられた「こども家庭センター」関連の研修を東京都が複数回開催しました。10月に開設した子ども家庭センターの機能発揮のため、子育て世代包括支援センターを担当する職員は、必要な知識や技術が得られるよう可能な限り研修(オンライン開催を含む)に参加しました。	制度改正への対応や実践的な技能の習得等、職員の専門性を担保するため、今後も引き続き研修等に積極的に参加し、資質の向上につとめる必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	(母子保健係) 子ども家庭センターの機能発揮のため、令和7年度から子育て世代包括支援センターを担当することになった職員が必要な知識や技術が得られるよう、可能な限り研修に参加し、伴走型相談支援に必要なスキルや新たな手法等を学びました。 (成人保健係) 西多摩地域の精神科医療機関との地域連携会議やオンラインでのひきこもり支援者向け研修等に参加し、主に相談対応に従事する職員の資質向上につとめました。	(母子保健係) 相談支援機能を組織的に向上させるため、研修等で学んだことを組織内で話し合ったり、組織全体での実践を通じて学びを深めていく必要があります。 (成人保健係) 関係機関との連携強化、相談対応の手法の習得等による職員の資質向上に引き続きつとめます。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子育て支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
母子保健係/成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

2－(5)－②		取組名	関係団体等への働きかけ								
取組の内容			民間事業者、NPO、関係団体に対し、研修会など人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上につとめるよう働きかけます。								
福祉推進係			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	東京都等で開催する研修会等の情報を、福祉課が所管する会議での周知、庁内でのチラシ配架などで積極的に周知しました。		引き続き研修会の情報を積極的に提供し、関係者の資質向上に繋がるよう働きかけを継続します。					効果(成果)判定			
								C			
								評点			
								50			
令和7年度	東京都等で開催する研修会等の情報を、福祉課が所管する会議での周知、庁内でのチラシ配架などで積極的に周知しました。		引き続き研修会の情報を積極的に提供し、関係者の資質向上に繋がるよう働きかけを継続します。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

社会教育係			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	総合人材リストについては、ここ数年実施していなかった更新作業を実施し、更新されたリストについて周知も行いました。また、生涯学習まちづくり出前講座と合わせ、利用促進に向け、広報やホームページでPRを行いました。総合人材リストへの登録は1件、問合せは1件ありました。		令和6年度に総合人材リストの更新は行いましたが、今後も定期的に行っていく必要があります。また、新規登録や利用実績が少ないため、引き続き広く周知し、制度の活用につとめる必要があります。					効果(成果)判定			
								D			
								評点			
								20			
令和7年度	総合人材リストについては、昨年度、リストの更新作業を実施し、更新されたリストについて周知も行いましたが、更新により登録数が減少してしまいました。引き続き、生涯学習まちづくり出前講座と合わせ、人材リストの新規登録の増加や出前講座の利用促進に向け、広報やホームページでPRを行いました。出前講座については、地域の団体から講師派遣の依頼があり、2件実施しました。		総合人材リストの更新は、今後も定期的に行っていく必要があります。また、新規登録や利用実績が少ないため、今までの周知活動に加え、新たな周知方法を研究し実践する必要があります。					効果(成果)判定			
								D			
								評点			
								20			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		C	50	C	50	C	50	C	50	B	70
社会教育係		D	20	D	20	D	20	D	20	D	20

2-(5)-③	取組名	苦情対応等に基づくサービスの質の向上			
取組の内容		養護者等の高齢者への虐待について、高齢者福祉課及び高齢者支援センターで受け、高齢者虐待の早期発見・早期解決につとめます。 認知症等により判断能力が十分でない高齢者等が、虐待や消費者被害等の権利侵害や様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々の権利が守れるよう権利擁護センターとの連携を強化します。 相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応をはかるとともに、苦情内容を検証し、更なるサービスの質の向上につとめます。 また、権利擁護センターの窓口は成年後見制度利用促進の一環としての相談機能や他事業者のサービスに対する苦情相談窓口でもあるため、専門機関と連携する体制を構築します。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	町や権利擁護センター、高齢者支援センター等、どの部署で苦情や相談を受けても、必要に応じて情報の共有化を行い、適切に対応できるよう連携をはかりました。	相談窓口寄せられた苦情を関係機関等で共有し対応するとともに、内容を検証し、継続してサービスの質の向上をはかる必要があります。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和7年度	町や権利擁護センター、高齢者支援センター等、どの部署で苦情や相談を受けても、必要に応じて情報の共有化を行い、適切に対応できるよう連携をはかりました。	相談窓口寄せられた苦情を関係機関等で共有し対応するとともに、内容を検証し、継続してサービスの質の向上をはかる必要があります。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		

障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。権利擁護センターと連携をはかるような苦情はありませんでした。 障がい者虐待(疑いを含む)通報の際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら、事実確認、環境の改善などに取り組んでいます。	相談窓口寄せられた苦情を関係機関等で共有し、サービスの質の向上を継続してはかる必要があります。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		
令和7年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。 障がい者虐待(疑いを含む)通報の際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら、事実確認、環境の改善などに取り組んでいます。	相談窓口寄せられた苦情を関係機関等で共有し、サービスの質の向上を継続してはかる必要があります。	効果(成果)判定		
			B		
			評点		
			70		

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	虐待等の案件では、高齢者支援センターとともに早期発見・早期解決につとめ、対応しました。また、家族間で多問題を抱えていることがあるため、高齢者支援センターと連携するとともに、権利擁護センター等の関係機関とケース会議を実施し、対応しました。	今後、多問題を抱える家族が増えていくことが予想されます。関係機関との更なる連携をはかり、対応していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	虐待等の案件では、高齢者支援センターとともに早期発見・早期解決につとめ、対応しました。また、家族間で多問題を抱えていることがあるため、高齢者支援センターと連携するとともに、権利擁護センター等の関係機関とケース会議を実施し、対応しました。	今後、高齢者間の介護を余儀なくされ、多問題を抱える家族が増えていくことが予想されます。関係機関との更なる連携をはかり、社会的なサービスを活用した対応を促していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

介護支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。また、苦情の防止やサービスの質の向上の観点から、町内地域密着型通所介護事業所3事業所の指導検査を行いました。	引き続き、苦情等の困難な案件について、関係機関等との連携を強化し、適切な対応をする必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	施設等への苦情等について、適切かつ迅速に関係機関等と連携し対応しています。町内地域密着型通所介護事業所2事業所の指導検査を計画してサービスの質の向上を図ります。	引き続き、苦情等の困難な案件について、関係機関等との連携をし、適切かつ迅速な対応をする必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	権利擁護センターみずほでは、町内の福祉サービスを利用している方が、事業者との間で苦情を解決することが困難な場合に、第三者の立場から相談を受ける「福祉サービス苦情相談窓口」を設置しています。広報みずほや社協だより、ホームページを活用し、福祉サービス苦情相談窓口の周知に努めました。東部高齢者支援センターでは、高齢者福祉課と共に早期発見・解決につとめました。高齢者虐待に気づきやすいケアマネジャーやサービス事業所に向けて研修を実施する予定です。	権利擁護センターみずほの福祉サービス苦情相談窓口は行政機関と連携し窓口の周知が必要です。東部高齢者支援センターでは、引き続き関係機関への高齢者虐待に係る研修を実施し、相談しやすい体制を整えることが必要です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	権利擁護センターみずほでは、町内の福祉サービスを利用しているが、事業者との間で苦情を解決することが困難な場合に、第三者の立場から相談を受ける「福祉サービス苦情相談窓口」を設置しています。広報みずほや社協だより、ホームページを活用し、福祉サービス相談窓口の周知に努めました。	権利擁護センターみずほの福祉サービス苦情相談窓口は行政機関と連携し、窓口の周知が必要です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
介護支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

2－(5)－④		取組名	第三者によるサービス評価の支援			
取組の内容			第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知をはかります。 東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援します。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	町内福祉施設に第三者機関によるサービス評価システムについて、パンフレットの配布などの周知につとめました。また、東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援しました。		東京都の補助制度を活用し、第三者機関によるサービス評価の実施を適切に支援できるよう、関係部署と連携を継続します。	効果(成果)判定		
				B		
				評点		
				70		
令和7年度	町内福祉施設に第三者機関によるサービス評価システムについて、パンフレットの配布などの周知につとめました。また、東京都の補助制度を活用し、施設等の第三者機関によるサービス評価の実施を支援しました。		東京都の補助制度を活用し、第三者機関によるサービス評価の実施を適切に支援できるよう、関係部署と連携を継続します。	効果(成果)判定		
				B		
				評点		
				70		
障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	都の補助制度を活用し、第三者評価を受ける事業所に費用の助成を行っています。 町内の事業所は定期的に第三者評価を受けています。 令和6年度は受審対象事業所はありませんでした。		今後も第三者評価の啓発と支援を継続します。	効果(成果)判定		
				B		
				評点		
				70		
令和7年度	都の補助制度を活用し、第三者評価を受ける事業所に費用の助成を行っています。 町内の事業所は定期的に第三者評価を受けています。 令和7年度は町内2事業所が第三者評価を受審しました。		今後も第三者評価の啓発と支援を継続します。	効果(成果)判定		
				B		
				評点		
				70		

保育・幼稚園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	認可保育所、認定こども園、認証保育所に補助金を交付するものです。 令和6年度は、認定こども園1園に交付しました。	課題はありません。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	認可保育所、認定こども園、認証保育所に補助金を交付するものです。 令和7年度は、認可保育所4園に交付しました。	第三者評価結果をいかした運営の改善がはかられているため、今後も事業を継続します。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

介護支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業者に補助金を交付するものです。 令和6年度は、1事業所に対し補助を行いました。	評価結果を事業者が質の向上、利用者へのサービス向上に活かすことができるよう、指導していくことが課題です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業者に補助金を交付するものです。 令和7年度は、1事業所に対し補助を行いました。	評価結果を事業者が質の向上、利用者へのサービス向上に活かすことができるよう、指導していくことが課題です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
保育・幼稚園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
介護支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本目標3		誰もが安心して暮らせる環境づくり		
基本施策		権利擁護の推進(瑞穂町成年後見制度利用促進基本計画)		
今後の方向性		認知症や障がいにより日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じることを無いうように、地域における権利擁護を推進します。		
3-(1)-①		取組名 権利の擁護		
取組の内容		認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、消費者保護に係る機関との連携を強化することにより、権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。また、介護等従事者による虐待の通報に迅速に対応し、高齢者や障がい者の権利擁護につとめるとともに、事業者の提供するサービスの質の向上に向け指導、助言をします		
福祉推進係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課との連携をはかりました。	権利侵害の防止、早期解決をはかるため、引き続き社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課と連携をはかる必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	認知症や障がいにより、意思能力や判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課との連携をはかりました。	権利侵害の防止、早期解決をはかるため、引き続き社会福祉協議会やその他関係機関、関係各課と連携をはかる必要があります。また、市民後見人や法人後見などの新たな担い手の確保について検討を進める必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
障がい者支援係		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	障がいにより意思能力や判断能力が低下している方を支援する際は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、利用の促進につとめています。虐待(疑いを含む)通告を受けた際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら事実確認、環境の改善、施設への助言などに取り組みました。	引き続き社会福祉協議会と連携し、障がい者の権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	障がいにより意思能力や判断能力が低下している方を支援する際は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、利用の促進につとめています。虐待(疑いを含む)通告を受けた際は、複数の職員で調査に赴き、関係機関と連携を取りながら事実確認、環境の改善、施設への助言などに取り組んでいます。	引き続き社会福祉協議会と連携し、障がい者の権利侵害の未然防止、早期解決をはかります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	高齢者の権利擁護に対する相談に、高齢者支援センターで対応し、権利擁護に関する講座を高齢者支援センターの社会福祉士が中心となり開催しました。また、高齢者支援センターと消費者相談員との情報交換会や法律事務所との情報交換会に参加するなど、連携強化をはかっています。	意思決定能力や判断能力が低下した方々が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護についての理解を更に推進する必要があります。また、消費者保護に関係する機関との連携を引き続き強化する必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	高齢者の権利擁護に対する相談に、高齢者支援センターで対応し、権利擁護に関する講座を高齢者支援センターの社会福祉士が中心となり開催しました。また、 2月に行われた 高齢者支援センターと消費者相談員との情報交換会や法律事務所との情報交換会に 参加することで 、連携強化をはかっています。	意思決定能力や判断能力が低下した方々が、地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護についての理解を広めるよう更に推進する必要があります。また、消費者保護に関係する機関との連携を 継続できるように結びつき を強化する必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

介護支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	高齢者施設等での虐待通報に対し、適正かつ迅速に対応できるよう体制を整え、施設への調査、報告の徴収を行いました。また、困難な事例に対しては、関係機関等と連携し対応しています。	高齢者施設等での虐待の通報時には、迅速な対応が求められているため、専門的なアドバイスに基づき、関係機関との連携強化が必要となります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	高齢者施設等での虐待通報に対し、適正かつ迅速に対応できるよう体制を整え、施設への調査、報告の徴収を行いました。また、困難な事例に対しては、関係機関等と連携し対応しています。	高齢者施設等での虐待の通報時には、迅速な対応が求められているため、専門的なアドバイスに基づき、関係機関との連携強化が必要となります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	権利擁護センターみずほでは、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を実施しています。 東部高齢者支援センターでは、相談内容に応じて権利擁護センターみずほや消費者生活相談窓口と連携して対応しています。介護等従事者からの通報にも迅速に対応しています。また、介護等従事者に向けた権利擁護の研修を実施する予定です。さらに、一般町民向けに権利擁護に関する講座を権利擁護センターと共催実施しました。また、おひさまカフェや認知症啓発講座を広く地域に向けて実施しました。	地域で一人ひとりがその人らしく暮らしていくためには、成年後見制度等と一体的に本人が守られるべき権利など「権利擁護」の意識の啓発が今後一層必要です。 東部高齢者支援センターでは、西部高齢者支援センターと共に、権利擁護に関する周知や研修の実施、町民への情報提供等を進めていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	権利擁護センターみずほでは、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を実施しています。 東部高齢者支援センターでは、相談内容に応じて権利擁護センターみずほや消費者生活相談窓口と連携しています。虐待通報に対しては関係機関と連携し迅速に対応していきます。また定期的に介護従事者等に向けて権利擁護の研修を実施しています。また、認知症の理解啓発についておひさまカフェや認知症啓発講座の協力等、広く地域に向けて実施しました。	地域で一人ひとりがその人らしく暮らしていくためには、成年後見制度等と一体的に本人が守られるべき権利など「権利擁護」の意識が今後一層必要です。 東部高齢者支援センターでは西部高齢者支援センターとともに権利擁護に関する周知や研修の実施、町民への啓発等を進めていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
介護支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(1)-②		取組名	権利擁護に関する連携と利用者に対する支援			
取組の内容			「権利擁護センターみずほ」を中心に関係部署の相談体制の充実につとめるとともに関係部署、関係機関が連携し相談者や成年後見制度利用者に対する支援を行います。また制度利用者に関わる地域連携ネットワークづくりをめざし、新たな連携の構築を検討します。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	高齢者や障がい者等が自立した社会生活を営めるよう、権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター、関係機関等と連携し、相談者や成年後見制度利用者に対する支援の充実をはかりました。		引き続き権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター他、関係機関と連携をはかり、相談者や成年後見利用者に対する支援の充実をはかる必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	高齢者や障がい者等が自立した社会生活を営めるよう、権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター、関係機関等と連携し、相談者や成年後見制度利用者に対する支援の充実をはかりました。		引き続き権利擁護センターみずほや基幹相談支援センター他、関係機関と連携をはかり、相談者や成年後見利用者に対する支援の充実をはかる必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	障がい者の相談支援を通じて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、必要に応じて成年後見の町長申し立てを行うなど、利用の促進につとめました。 3月末時点 成年後見制度町長申立 1件 成年後見報酬費用助成 1件		障がい者・ご家族の高齢化や単身生活者の増加などにより、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の必要性が高まっています。引き続き「権利擁護センターみずほ」との連携により利用促進につとめます。 低所得者や生活保護受給者など資力がない方にも成年後見制度を利用していただくためには後見報酬助成を充実する必要がありますが、町長申立者以外は補助対象外となっており、財源確保が難しいことが課題となっています。次期計画策定の際の検討課題としていただきたいと思います。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	障がい者の相談支援を通じて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを紹介し、必要に応じて成年後見の町長申し立てを行うなど、利用の促進につとめています。 3月末時点 成年後見制度町長申立 0件 成年後見報酬費用助成 1件		障がい者やその家族の高齢化や単身生活者の増加などにより、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の必要性が高まっています。引き続き「権利擁護センターみずほ」との連携により利用促進につとめます。 低所得者や生活保護受給者など資力がない方にも成年後見制度を利用していただくためには後見報酬助成を充実する必要がありますが、町長申立者以外は補助対象外となっており、財源確保が難しいことが課題となっています。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	認知症高齢者等で必要な方に成年後見制度の説明を行っています。また、親族等がいないなど、後見開始の申立てができない場合、それに代わって町が申立てを行い、令和6年度は3件の申立てを行いました。「権利擁護センターみずほ」からの情報の引継ぎや、申立ての適否及び候補者に関する相談等、連携して申立てを行いました。	今後も高齢化に伴い、身寄りがない認知症の高齢者等が増えてくると、ますます成年後見制度の利用が必要となります。「権利擁護センターみずほ」との連携を更に進める必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	認知症高齢者等で必要な方に成年後見制度の説明を行っています。また、親族等がいないなど、後見開始の申立てができない場合、それに代わって町が申立てを行うことも視野に支援を行い、 申立てに向けた調査等の準備を実施しました 。「権利擁護センターみずほ」からの情報の引継ぎや、申立ての適否及び候補者に関する相談等、連携して申立てを行っています。	今後も高齢化や更なる核家族化の影響を受け、身寄りがない認知症の高齢者等が増えてくると、ますます成年後見制度の利用が必要となります。「権利擁護センターみずほ」との連携を更に進める必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	相談者の自立生活を支えるために制度利用の決定や支援内容、後見人等の選定などは、関係する多職種との支援会議などを行い、支援の方針を決定しています。また、本人や親族の申立てが困難なケースは、地域包括ケア推進係や障がい者支援係と連携した首長申立てを実施しています。行政機関、司法書士団体との会議や運営委員会を通して申立ての補助や報酬助成制度、専門職を交えた支援検討会議について現状把握と課題検討をしました。	低所得者や生活保護受給者など資力がない方であっても、必要な方には円滑に制度が利用できるよう、申し立ての補助や報酬助成制度などの充実が必要です。 表面化しない潜在的なニーズが多く住民や関係者との連携の中で、支援が必要とされる方の早期発見につとめる必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	相談者の自立生活を支えるために制度利用の決定や支援内容、後見人等の選定などは、関係する多職種との支援会議などを行い、支援の方針を決定しています。また、本人や親族の申し立てが困難なケースは、地域包括ケア推進係や障がい者支援係と連携した首長申立てを実施しています。運営委員会を通して申し立ての補助や報酬助成制度、専門職を交えた支援検討会議について現状把握と課題検討をしました。	低所得者や生活保護受給者など資力のない方であっても、必要な方には円滑に制度が利用できるよう、申し立ての補助や報酬助成制度などの充実が必要です。 表面化しないニーズが多く住民や関係者との連携の中で、支援が必要とされる方の早期発見につとめる必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(1)－③		取組名	成年後見制度の周知			
取組の内容			「権利擁護センターみずほ」を中心に広報機能の整備について推進します。また、広く住民に知ってもらうためセンターと協力し、チラシやホームページでも継続して周知をはかります。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	制度の利用が必要な方に権利擁護センターみずほを案内したり、チラシを設置しています。また、委託先の社会福祉協議会が行う住民を対象とした講座について、町ホームページでの周知をはかりました。		成年後見制度の更なる周知を進めるため、広報みずほや町ホームページでの周知、チラシ等の配布など継続して取り組む必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	制度の利用が必要な方に権利擁護センターみずほを案内したり、チラシを設置しています。また、委託先の社会福祉協議会が行う住民を対象とした講座について、町ホームページでの周知をはかりました。		成年後見制度の更なる周知を進めるため、広報みずほや町ホームページでの周知、チラシ等の配布など継続して取り組む必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	成年後見制度の利用が望ましい方の支援を行う際は、権利擁護センターみずほと連携して支援を行っています。 権利擁護センターみずほの開催する講座は、町内の障害福祉サービス事業所に周知し、利用の促進をはかりました。 基幹相談支援センターの委託業務として、相談支援事業所向け研修に成年後見制度を含むテーマを選定し、周知を図りました。		引き続き、障がい者及び関係機関への周知につとめます。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	成年後見制度の利用が望ましい方の支援を行う際は、権利擁護センターみずほと連携して支援を行っています。 権利擁護センターみずほの開催する講座は、町内の障害福祉サービス事業所に周知し、利用の促進をはかっています。		引き続き、障がい者及び関係機関への周知につとめます。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	介護支援専門員研修会で高齢者虐待に関する研修を実施するとともに、高齢者支援センターの社会福祉士を中心に権利擁護センターみずほと連携し、権利擁護についての市民講座を開催し、成年後見制度についても周知を行いました。	様々な機会を通じ、成年後見制度の周知について、権利擁護センターみずほを中心に、連携して推進していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	高齢者支援センターの社会福祉士を中心に権利擁護センターみずほと連携し、権利擁護についての市民講座を開催し、成年後見制度についても周知を行いました。また、介護支援専門員研修会で高齢者虐待に関する研修を令和8年2月に実施しました。	様々な機会を通じ、成年後見制度の周知について、権利擁護センターみずほを中心に、連携して推進していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	権利擁護センターみずほでは、広く一般や支援者向けに制度の講座を開催しています。関係機関に講座のポスターとチラシを配布、毎月1回実施している成年後見利用相談のメール配信を行いました。社協だよりやホームページ、公式Facebook・Instagram、広報みずほ、福祉部各課が発行するサービス等を案内する刊行物に制度や権利擁護センター事業を掲載し、周知を図りました。	社会情勢の変化に伴い、認知症や終活などといった、関心のもちやすいテーマとともに制度の啓発を効果的に進めていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	権利擁護センターみずほでは、広く一般向けに制度の講座を開催しています。関係機関に講座のポスターとチラシを配布、毎月1回実施している成年後見利用相談のメール配信を行いました。社協だよりやホームページ、公式Facebook・Instagram、広報みずほ、福祉部各課が発行するサービス等を案内する刊行物に制度や権利擁護センター事業を掲載し、周知を図りました。今年度は、権利擁護の推進を町内全域に図るため、地域住民、社協職員による劇団を結成しました。	社会情勢の変化に伴い、認知症や終活などといった、関心のもちやすいテーマとともに制度の啓発を効果的に進めていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域包括ケア推進係		B	30	C	50	C	50	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	90	B	70	B	70

基本施策		ユニバーサルデザインの推進									
今後の方向性		年齢、性別、文化、身体 の状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。									
3－(2)－①		取組名		ユニバーサルデザインについての啓発							
取組の内容		「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。									
福祉推進係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	都市計画課などと連携し、町や開発業者が公共施設や建築物等を整備する場合、福祉のまちづくり条例に沿った開発等を行うよう、情報提供・指導を行いました。			開発業者が土地開発の届出をする際には、必ず福祉課にも立ち寄り、福祉のまちづくり条例の適用有無を確認をするよう指導するなど、引き続き関係課との連携をはかります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
						70					
令和7年度	都市計画課などと連携し、町や開発業者が公共施設や建築物等を整備する場合、福祉のまちづくり条例に沿った開発等を行うよう、情報提供・指導を行いました。			開発業者が土地開発の届出をする際には、必ず福祉課にも立ち寄り、福祉のまちづくり条例の適用有無を確認をするよう指導するなど、引き続き関係課との連携をはかります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
						70					
計画・住宅係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	瑞穂町都市計画マスタープランの中で、ユニバーサルデザインを積極的に推進することとしています。			各種公共・公益施設だけでなく民間の建築物も含めて不特定多数の方が利用する施設について、引き続きユニバーサルデザインを推進するよう誘導していくことが必要です。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
						70					
令和7年度	瑞穂町都市計画マスタープランの中で、ユニバーサルデザインを積極的に推進することとしています。			各種公共・公益施設だけでなく民間の建築物も含めて不特定多数の方が利用する施設について、引き続きユニバーサルデザインを推進するよう誘導していくことが必要です。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
						70					
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
計画・住宅係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(2)-②		取組名	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応								
取組の内容			東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計するうえで、適合証交付請求書や届出書の提出を確実にを行うよう指示します。								
福祉推進係					取組内容の進捗状況				4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	公共施設、店舗や事務所等を整備する際に、福祉のまちづくり条例を遵守するよう指導しました。令和6年度は1件の届出書が提出されました。				制度について引き続き周知を行い、適切に事務処理を進めます。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度	公共施設、店舗や事務所等を整備する際に、福祉のまちづくり条例を遵守するよう指導しました。令和7年度は1件の届出書が提出されました。				制度について引き続き周知を行い、適切に事務処理を進めます。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		

計画・住宅係					取組内容の進捗状況				4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					nj					
令和6年度	瑞穂町宅地開発等指導要綱の適用案件のうち、届出が必要な建築物を建築する事業主に対し、東京都福祉のまちづくり条例について担当部署と協議するよう指導しています。 令和6年度末の指導状況:1件				宅地開発等指導要綱に基づく指導の中で、引き続き担当部署との協議を指導していくことが必要です。				効果(成果)判定	
									B	
									評点	
									70	
令和7年度	瑞穂町宅地開発等指導要綱の適用案件のうち、届出が必要な建築物を建築する事業主に対し、東京都福祉のまちづくり条例について担当部署と協議するよう指導しています。 令和8年3月末現在の指導状況:2件				宅地開発等指導要綱に基づく指導の中で、引き続き担当部署との協議を指導していくことが必要です。				効果(成果)判定	
									B	
									評点	
									70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
計画・住宅係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(2)-③		取組名	公共施設の整備			
取組の内容			公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線への歩道等の設置や歩道の段差解消を推進します。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	箱根ヶ崎駅東西自由通路トイレ改修 ・和式6基を洋式へ変更 ・手摺設置		今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	狭山谷公園トイレ改修 ・通路幅の拡幅 ・ベビーシート及びベビーチェアの設置		今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
維持管理係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	住民の方々や通行者からの情報提供や職員による道路の巡回パトロールを行い、不良箇所の早期発見につとめ、迅速かつ的確な対応により事故の未然防止をはかっています。		歩道の設置や段差解消については、隣接地権者の協力やその場所に適した施工方法を選択することが必要となります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	住民の方々や通行者からの情報提供や職員による道路の巡回パトロールを行い、不良箇所の早期発見につとめ、迅速かつ的確な対応により事故の未然防止をはかっています。		歩道の設置や段差解消については、隣接地権者の協力やその場所に適した施工方法を選択することが必要となります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

公園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	令和6年度の実施はありませんでした。	今後も新設公園の園名板や既存公園の園名板を修繕する際には、英語表記を取り入れていきます。建設予定の公園は、福祉のまちづくり条例に基づいた公園整備を検討する必要があります。	効果(成果)判定
			-
			評点
令和7年度	令和7年度の実施はありませんでした。	今後も新設公園の園名板や既存公園の園名板を修繕する際には、英語表記を取り入れていきます。建設予定の公園は、福祉のまちづくり条例に基づいた公園整備を検討する必要があります。	-
			効果(成果)判定
			C
			評点
			60

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
維持管理係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
公園係		-	-	B	70	-	-	-	-	C	60

3－(2)－④		取組名	建築物等の整備								
取組の内容			新築の町有建築物については、ユニバーサルデザイン化につとめるとともに、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進します。								
福祉推進係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	箱根ヶ崎駅東西自由通路トイレ改修 ・和式6基を洋式へ変更 ・手摺設置			今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	狭山谷公園トイレ改修 ・通路幅の拡幅 ・ベビーシート及びベビーチェアの設置			今後も町施設の改修や新築をする場合は、担当課と連携し、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
公園係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	令和6年度の実施はありませんでした。			公園の改修や新築をする場合は、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。				効果(成果)判定			
								－			
								評点			
								－			
令和7年度	狭山谷公園のトイレの老朽化に伴い東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザインの観点で改修工事中です。(令和8年3月完了) 【工事内容】 バリアフリートイレ、男女のトイレの和便器等の撤去・洋便器新設、女子トイレとバリアフリートイレとの間仕切壁の新設。			公園の改修や新築をする場合は、東京都の補助金を活用しながらユニバーサルデザイン化を進める必要があります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
公園係		－	－	B	70	－	－	－	－	B	70

基本施策		防災・防犯体制の充実(瑞穂町再犯防止推進計画・取組⑤から⑨まで)		
今後の方向性		防災・防犯体制を充実・強化し、災害に強く、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちをめざします。また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことに伴い、再犯防止施策の推進に取り組みます。取組⑤から⑨までを再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「瑞穂町再犯防止推進計画」として位置付けます。		
3-(3)-①	取組名	災害時要配慮者の安全確保体制の整備		
取組の内容		災害時において、要配慮者が正しく情報及び支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、地域防災力の向上が必要となります。 被害を軽減するためには、施設、資機材等ハード面の整備だけでなく、各防災機関による連携並びに事業者及び住民の役割を明確にし、住民、行政及び事業者が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化をはかり、日頃からコミュニティの充実につとめるとともに、事業所においては、自衛消防組織を整備し、地域及び行政との連携体制の推進をはかります。 訓練等を通じて災害時における高齢者等の受入れに関する協定の実効性を高めます。		
障がい者支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	地域防災計画に則り、「災害時避難行動要支援者名簿」の対象となる方に、障害者手帳の申請などの機会に個別に登録を促すとともに、登録者情報を電算システムにより管理しています。令和6年度は対象者の一斉調査を実施し、登録内容を更新しました。 高齢者福祉課と協力し、名簿の情報を地域課をはじめとした自主防災組織や民生委員・児童委員協議会等に提供し、共有をはかっています。	災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	地域防災計画に則り、「災害時避難行動要支援者名簿」の対象となる方に、障害者手帳の申請などの機会に個別に登録を促すとともに、登録者情報を電算システムにより管理しています。 高齢者福祉課と協力し、名簿の情報を安全・安心課をはじめとした自主防災組織や民生委員・児童委員協議会等に提供し、共有をはかっています。	災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
高齢者支援係/介護支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成しました。名簿とマップは、安全・安心課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。なお、災害時における高齢者の受入れに関する協定に基づく介護保険施設等との共同訓練では、町関係部署、福生消防署等と連携し10月18日に実施しました。	今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施していく必要があります。 介護保険施設等と定期的な共同訓練の実施に向け、関係機関との連携を深めるとともに、今年度の実績を踏まえ効果的に実施できるよう工夫していく必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを更新しました。名簿とマップは、安全・安心課をはじめ消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。なお、災害時における高齢者の受入れに関する協定に基づく介護保険施設等との共同訓練は、 関係施設、西多摩保健所及び福生消防署と連携し2月18日に実施しました。	今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施していく必要があります。また、被害を軽減するために、各防災機関との連携が必要となります。 介護保険施設等と定期的な共同訓練の実施に向け、関係機関との連携を深めるとともに、令和7年度の実績を踏まえ効果的に実施できるよう工夫していく必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	

介護支援係		取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	—	—	効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—
令和7年度	—	—	効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—

安全係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	災害時避難行動要支援者名簿については、地域防災計画に避難支援関係者となる者に規定されている自主防災組織、消防署、警察署等に名簿を提供し、共有をはかりました。また、自主防災組織と名簿の活用について、情報交換を行いました。	各自主防災組織に当該台帳を預けてあるが、個人情報が多く記載されているため、同組織内での活用方法等が課題です。また、個別避難計画の作成が進捗しておらず、速やかに整備が必要となります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	災害時避難行動要支援者名簿については、地域防災計画に避難支援関係者となる者に規定されている自主防災組織、消防署、警察署等に名簿を提供し、共有を図りました。また、自主防災組織と当該名簿の活用について、情報交換を行いました。	各自主防災組織に当該台帳を預けてあるが、個人情報が多く記載されているため、同組織内での活用方法等が課題です。また、個別避難計画の作成が進捗しておらず、速やかに整備が必要となります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
高齢者支援係/介護支援係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
介護支援係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安全係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(3)－②		取組名	災害時要配慮者への対応									
取組の内容			要配慮者の現状把握とともに、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態把握、リストの作成や災害時要配慮者マップの整備を行います。									
障がい者支援係			取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	高齢者福祉課と連携し、災害時避難行動要支援者名簿をマップに落とし、発災時に利用できるよう備えています。災害時避難行動要支援者名簿システムにより、登録者の情報を管理し、対象者へは窓口での手続きなどの際に個別に登録を呼びかけています。また、令和6年度は対象者の一斉調査を実施し、登録内容を更新しました。地域での相互支援に活用していただくため、平常時から関係機関への情報提供の了承を得ている要支援者の情報を提供しています。		今後も高齢者福祉課等の関係機関と足並みを揃え、対象者の情報を更新するため、定期的なアンケート調査を実施します。発災時に住民、自主防災組織、福祉関係者が効率的に要配慮者の安否確認を行うためには、更なる連携が必要です。						効果(成果)判定	B		
									評点	70		
令和7年度	高齢者福祉課と連携し、災害時避難行動要支援者名簿をマップに落とし、発災時に利用できるよう備えています。災害時避難行動要支援者名簿システムにより、登録者の情報を管理し、対象者へは窓口での手続きなどの際に個別に登録を呼びかけています。地域での相互支援に活用していただくため、平常時から関係機関への情報提供の了承を得ている要支援者の情報を提供しています。		今後も高齢者福祉課等の関係機関と足並みを揃え、対象者の情報を更新するため、定期的なアンケート調査を実施します。発災時に住民、自主防災組織、福祉関係者が効率的に要配慮者の安否確認を行うためには、更なる連携が必要です。						効果(成果)判定	B		
									評点	70		
高齢者支援係			取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを作成し、安全・安心課をはじめ、消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。		今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施する必要があります。災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、情報共有や協力体制の更なる強化が必要です。						効果(成果)判定	B		
									評点	70		
令和7年度	避難行動要支援者名簿の整備とマップを更新し、要配慮者の現状把握とともに、安全・安心課をはじめ、消防署、警察署、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会等に名簿情報を提供し共有化をはかっています。また、対象者に名簿登録の希望調査を行いました。		今後も名簿の情報を更新するため、定期的な調査を実施する必要があります。災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、情報共有や協力体制の更なる強化が必要です。						効果(成果)判定	B		
									評点	70		
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70	
高齢者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70	

3－(3)－③		取組名	災害ボランティアの育成と連携体制								
取組の内容			柔軟性やきめ細かさといった特性をもつボランティアやNPOなどの活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在です。 毎年の防災訓練に合わせ、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化につとめます。 また、新型コロナウイルス感染症にも対応した、オンラインを活用した訓練も実施します。								
福祉推進係			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	社会福祉協議会では、ICTを活用した災害ボランティアセンター設置訓練(社協職員向け)を実施し、訓練内容等について、ボランティアセンターみずほ運営協議会の場で共有されました。		災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	社会福祉協議会実施する災害ボランティアセンター設置訓練に参加予定です。		災害時に住民、行政、事業所が一体となって活動を行えるように、民生委員・児童委員や自主防災組織等との更なる連携が必要です。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
社会福祉協議会			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	9月に石川県輪島市の災害ボランティアセンターに職員1名を派遣し、運営の支援を実施しました。 2月には、石川県輪島市災害ボランティアセンターで導入されていたICT(情報通信技術)を活用した災害ボランティアセンター設置訓練を実施しました。このICTの導入で、職員の業務負担が軽減されることによって、職員が被災者と関わる時間が持てるようになり、今まで以上に被災者に寄り添った支援ができるようになるということがわかりました。		災害ボランティアセンターの運営を効率よく進めていくために、今後もICTを活用した訓練を行い、出た課題をもとに修正を図っていく必要があります。マニュアルの見直しも併せて行う必要があります。また、平時から地域住民や企業、関係機関と顔の見える関係性を構築し、有事の際に連携がとれるような体制をとることが必要です。					効果(成果)判定			
								A			
								評点			
								90			
令和7年度	8月の東京都総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの展示訓練と、要配慮者と共に防災まちあるきを行う体験訓練を、災害支援を行うNPO・NGO団体と共に実施し、NGO団体ピースウィンズジャパンとの連携体制構築を図りました。 2月には、ICT(情報通信技術)を活用した災害ボランティアセンター設置訓練を地域住民の参加のもと実施し44人の参加がありました。今後に反映させていくべき様々な貴重な意見をいただきました。 災害ボランティアセンターを瑞穂町ふれあいセンターで開所した場合を想定し訓練を行いました。		災害法制の改正で創設された被災者援護協力団体との災害時の連携や、地域住民の災害ボランティア登録などを進めていく必要があります。					効果(成果)判定			
								A			
								評点			
								90			
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		C	50	B	70	B	90	A	90	A	90

3－(3)－④		取組名	地域防犯活動の推進			
取組の内容			警察や地域住民等と連携しながら、防犯対策をすすめます。町内会・自治会単位で防犯パトロールが行われている地域もあり、今後も安全・安心なまちをめざし、防犯に関する取組を推進していきます。			
地域協働係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	町内会・自治会が行う防犯パトロール活動に対して、地域づくり補助金を交付することにより、側面からの支援を行いました。また、防犯等に関するチラシやポスターを、町内会・自治会の回覧板や地域の掲示板に掲示し、周知等を行うことで、防犯に関する取組を推進しました。 ポスターやチラシの回覧に関し、SNSを活用した電子回覧板の導入により、登録者に対し、速やかに情報提供を行うことができました。		今後も、町内会・自治会が行う防犯パトロール活動を支援するため、地域づくり補助金を活用し、側面からの支援を続けることが必要です。また、より安全・安心なまちを目指すには、警察等と連携し、継続して防犯に関する情報等を周知・啓発していく必要があります。 電子回覧板の登録者をより増やすため、定期的な広報活動を行う必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	町内会・自治会が行う防犯パトロール活動に対して、地域づくり補助金を交付することにより、側面からの支援を行いました。また、警察署等からの依頼で防犯等に関するチラシやポスターを、町内会・自治会の回覧板や地域の掲示板に掲示し、周知等を行うことで、防犯に関する取組を推進しました。 ポスターやチラシの回覧に関し、SNSを活用した電子回覧板により、登録者に対し、速やかに情報提供を行うことができました。		今後も、町内会・自治会が行う防犯パトロール活動を支援するため、地域づくり補助金を活用し、側面からの支援を続けることが必要です。また、より安全・安心なまちを目指すには、警察署等と連携し、継続して防犯に関する情報等を周知・啓発していく必要があります。 電子回覧板の登録者をより増やすため、定期的な広報活動を行う必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
交通防犯担当			取組内容の進捗状況		5	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	警察や防犯協会と連携して、年金支給日におけるキャンペーンや通学時間帯の防犯パトロールを実施する等、防犯活動を推進しました。 福生警察署管内で自転車盗難の被害が多発しているため、従来の啓発に自転車盗難対策を加えた啓発を行いました。 広報紙や防犯メール、防災無線を活用して犯罪発生情報や防犯対策に関する情報提供を行いました。		引き続き関係機関との連携を強化し、効果的な地域防犯活動を推進していきます。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	警察や防犯協会と連携して、年金支給日におけるキャンペーンや通学時間帯の防犯パトロールを実施する等、防犯活動を推進するとともに、福生警察署管内で特殊詐欺の被害が多発しているため、従来の啓発に特殊詐欺対策を加えた啓発を行いました。 また、防犯カメラ更新等工事で町内53台の防犯カメラを更新するとともに防犯カメラ1台を新設しました。 広報紙や防犯メール、防災行政無線を活用して犯罪発生情報や防犯対策に関する情報提供を行いました。		引き続き関係機関との連携を強化し、効果的な地域防犯活動を推進していきます。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					90	

公園係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	令和6年度は、防犯カメラを設置していません。福生警察へ防犯関係データを提供し、防犯活動を行っています。	公園・緑道に防犯カメラが21基設置されています。令和7年度も、既存の防犯カメラを調査し、令和7年度以降の予算要求に向けて研究していく必要があります。	効果(成果)判定
			-
			評点
			-
令和7年度	令和7年度は、防犯カメラを設置していません。福生警察へ防犯関係データを提供し、防犯活動を行っています。	公園・緑道に防犯カメラが21基設置されています。令和7年度も、既存の防犯カメラを調査し、令和8年度以降の予算要求に向けて研究していく必要があります。	効果(成果)判定
			C
			評点
			50

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域協働係		C	50	B	70	B	70	B	70	B	70
交通防犯担当		B	70	B	70	B	70	B	70	B	90
公園係		-	-	B	70	C	50	-	-	C	50

3－(3)－⑤		取組名	相談体制の充実								
取組の内容			国や東京都等の関係機関、保護司会と連携して罪を犯した人の立ち直りを支えるため、窓口職員の資質向上につとめます。また町内会・自治会からの相談を受けるなど、地域住民等が相談しやすい環境の構築につとめます。								
福祉推進係			取組内容の進捗状況					4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	保護司会、更生保護女性会や法務省などと連携し、保護司会の会議等で情報交換を行いました。保護司の面談の場として公共施設を活用する取組を継続するとともに、窓口職員の資質向上にもつとめ、再犯防止計画を進めています。		西多摩地区保護司会瑞穂分区では、府中刑務所での視察研修を行い、資質の向上をはかりました。保護司の活動内容を住民に周知するため、啓発活動の継続、町ホームページを活用した活動報告の周知などの取組を継続します。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	保護司会、更生保護女性会や法務省などと連携し、保護司会の会議等で情報交換を行いました。保護司の面談の場として公共施設を活用する取組を継続するとともに、窓口職員の資質向上にもつとめ、再犯防止計画を進めています。		西多摩地区保護司会瑞穂分区では、警視庁の視察研修を行い、資質の向上をはかりました。保護司の活動内容を住民に周知するため、啓発活動の継続、町ホームページを活用した活動報告の周知などの取組を継続します。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

地域協働係			取組内容の進捗状況					4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	協働の窓口(みずほマッチング)、身の上・行政相談の窓口でもあるため、町内会・自治会だけではなく、地域住民等から様々な相談等を受け、関係部署や専門窓口等へ橋渡しを行い、どんなことでも気軽に相談できる体制を構築することができました。		協働の窓口(みずほマッチング)、身の上・行政相談は、様々な相談等を受ける窓口であることを、多くの方に周知していく必要があります。また、今後も、地域住民等が気軽に相談できる窓口としての役目を果たすため、現在の体制を維持していくことが必要です。					効果(成果)判定		
								B		
								評点		
								70		
令和7年度	協働の窓口(みずほマッチング)、身の上・行政相談の窓口でもあるため、町内会・自治会だけではなく、地域住民等から様々な相談等を受けています。令和7年度の前半は、身の上・行政相談の件数が前年度よりも少数であったため、相談日を広報するため、デジタルサイネージやビラを作成し広報活動の強化を図りました。相談の中で、関係部署や専門窓口等へ橋渡しを行い、どんな些細なことでも気軽に相談できる体制を構築することができました。		協働の窓口(みずほマッチング)、身の上・行政相談は、様々な相談等を受ける窓口であることを、多くの方に周知していく必要があります。また、今後も、地域住民等が気軽に相談できる窓口としての役目を果たすため、現在の体制を維持していくことが必要です。					効果(成果)判定		
								B		
								評点		
								70		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域協働係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(3)－⑥		取組名	関係機関との連携強化		
取組の内容		社会復帰をめざす人の様々なニーズに対応できるよう、日頃から庁内関係課、関係機関等で必要な情報を共有し、支援体制の強化をはかります。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	庁内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと連携し、情報共有を行っています。	引き続き庁内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと情報を共有し、支援体制の強化をはかる必要があります。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	庁内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと連携し、情報共有を行っています。	引き続き庁内の関係課、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター、保護司などと情報を共有し、支援体制の強化をはかる必要があります。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

交通防犯担当		取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	警察などの関係機関と情報共有を行うとともに、官公庁から発信される情報などについても庁内関係課と共有を行いました。	引き続き情報共有につとめ、連携を強化することが必要です。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	警察などの関係機関と情報共有を行うとともに、官公庁から発信される情報などについても庁内関係課と共有を行いました。	引き続き情報共有につとめ、連携を強化することが必要です。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
交通防犯担当		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(3)-⑦		取組名	自立・生活安定に向けた支援								
取組の内容			社会復帰をめざしている人で、高齢者や障がいがある等で適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、必要な福祉支援へ結び付けられるよう国や東京都の制度に関する情報提供をすすめ、利用の促進をはかります。また就労や住居等の生活に不安を抱えている人が、安心できる生活を送ることができるよう、東京都と連携をはかりながら支援していきます。								
福祉推進係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談に乗り、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し支援を行いました。		関係機関との連携を進め、支援制度の情報提供を行うこと、就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談体制の充実をはかる必要があります。				効果(成果)判定				
							B				
							評点				
		70									
令和7年度	就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談に乗り、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し支援を行いました。		関係機関との連携を進め、支援制度の情報提供を行うこと、就労や住居等の生活に不安を抱えている方の相談体制の充実をはかる必要があります。				効果(成果)判定				
							B				
							評点				
		70									
社会福祉協議会			取組内容の進捗状況				5				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	生活に不安を抱えている方の相談を受け、東京都社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し、必要な相談支援を実施しました。東部高齢者支援センターでは、高齢者の住居確保のため、不動産事業者への同行や居住支援法人との連携を行いました。また、不動産事業者と個別に高齢者との契約について、また都市計画課と空き家対策について話し合いを行い、瑞穂町の高齢者の住まいについて現状の把握を行いました。		相談者が安心して生活を送るために充実した情報提供が行えるよう、これからも関係機関との連携をはかります。				効果(成果)判定				
							B				
							評点				
		70									
令和7年度	生活に不安を抱えている方の相談を受け、東京都社会福祉協議会や西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センターなどと連携し、必要な相談支援を実施しました。		相談者が安心して生活を送るために充実した情報提供が行えるよう、これからも関係機関との連携をはかります。				効果(成果)判定				
							B				
							評点				
		90									
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	90

3-(3)-⑧		取組名	学校関係者等と連携した非行防止、学習支援		
取組の内容		児童生徒の非行防止に向け保護司等が学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援します。また東京都と連携して、学習支援事業ならびに居場所づくりに取り組みます。			
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	学校ごとに保護司が配置されています。学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援しました。また、保護司、更生保護女性会、安全・安心課、福生警察とともに瑞穂中学校、第二中学校に対して学校訪問を実施しました。瑞穂中学校では保護司の講話とDVD鑑賞を、第2中学校では保護司の講話と東京都から派遣された劇団員による演劇を実施しました。7月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間における駅頭広報活動では、瑞穂中学校の生徒にも参加していただきました。	引き続き、学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援する必要があります。中学校における非行防止の授業(再犯防止)は継続して行う必要があります。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	学校ごとに保護司が配置されています。学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援しました。また、保護司、更生保護女性会、安全・安心課、福生警察とともに瑞穂第二中学校に対して学校訪問を行い、保護司による講話を実施しました。7月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間における駅頭広報活動では、瑞穂第二中学校の生徒にも参加していただきました。	引き続き、学校関係者と連携・協力体制を構築できるよう支援する必要があります。中学校における非行防止の授業(再犯防止)は継続して行う必要があります。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
交通防犯担当		取組内容の進捗状況	4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	学校関係者からの情報を警察や青色防犯パトロールなどと共有し、活動に生かしました。また、防犯パトロール中に得た情報についても学校関係者や警察に提供し、共有しました。瑞穂町安全・安心まちづくり協議会を通じて警察、PTA、保護司会などの関係団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を密にして活動します。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	学校関係者からの情報を警察や青色防犯パトロールなどと共有し、活動に生かしました。また、防犯パトロール中に得た情報についても学校関係者や警察に提供し、共有しました。瑞穂町安全・安心まちづくり協議会を通じて警察、PTA、保護司会などの関係団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を密にして活動します。		効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

指導係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	地域の人材を活用した地域学校協働本部を各学校に設置し、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の育成を図ります。地域学校協働本部で、取組を工夫し、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指します。また、各学校の特色を生かし、児童・生徒の学ぶ意欲を高めています。	地域の住民の協力を得て、地域コーディネーターを委嘱し、地域学校協働本部の運営を行いました。各学校の独自性を生かして進められるよう、各学校の取組み内容を共有していく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	地域の人材を活用した地域学校協働本部を各学校に設置し、学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の育成を図ります。地域学校協働本部で、取組を工夫し、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指します。また、各学校の特色を生かし、児童・生徒の学ぶ意欲を高めています。	地域の住民の協力を得て、地域コーディネーターを委嘱し、地域学校協働本部の運営を行いました。各学校の独自性を生かして進められるよう、各学校の取組み内容を共有していく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
交通防犯担当		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
指導係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(3)－⑨		取組名	広報・啓発活動の推進			
取組の内容			保護司会や更生保護女性会等と協力し、犯罪や非行のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。また、再犯の防止や犯罪を犯した人の地域での立ち直り等について、地域住民の理解を深めるようつとめます。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	7月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間では、5年ぶりに駅頭広報活動を実施し、公共施設4箇所の啓発活動も引き続き実施しました。また、瑞穂中学校、第二中学校に対して学校訪問を実施し、保護司から非行防止などについて講話を行いました。瑞穂中学校では保護司の講話とDVD鑑賞を、第2中学校では保護司の講話と東京都から派遣された劇団員による演劇を実施しました。 産業まつりでは保護司会や更生保護女性会と協力し、啓発活動を行いました。		引き続き保護司や更生保護女性会等と連携し、「社会を明るくする運動」の活動を行います。活動の在り方について関係者と協議を重ね、実施委員会形式を改め、町と保護司会、更生保護女性会が協力し、必要に応じて関係機関等と連携して実施する形への見直しを行いました。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	7月の社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間では、駅頭広報活動と公共施設4箇所での啓発活動を実施しました。また、瑞穂第二中学校に対して学校訪問を行い、保護司から非行防止などについて講話を行いました。 産業まつりでは保護司会や更生保護女性会と協力し、啓発活動を行いました。		引き続き保護司や更生保護女性会等と連携し、「社会を明るくする運動」の活動を行います。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

交通防犯担当		取組内容の進捗状況	3
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	瑞穂町安全・安心まちづくり協議会において、「社会を明るくする運動」をはじめとした活動状況等の報告を受け、各団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を強化します。	効果(成果)判定
			C
			評点
			50
令和7年度	瑞穂町安全・安心まちづくり協議会において、「社会を明るくする運動」をはじめとした活動状況等の報告を受け、各団体と情報共有を図りました。	引き続き情報共有につとめ、関係機関との連携を強化します。	効果(成果)判定
			C
			評点
			50

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
交通防犯担当		C	50	C	50	C	50	C	50	C	50

基本施策		すべての子育て家庭への支援											
今後の方向性		すべての子育て家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受けながら、地域で助け合い、充実した生活を送れるように、環境整備をはかります。											
3-(4)-①		取組名	子ども家庭支援センター機能の充実										
取組の内容			子ども・子育て支援事業計画を推進し、安心・安全な環境づくりを行いつつ、すべての子育て家庭の支援を通じて、子どもの健やかな成長をめざします。										
子ども家庭支援係					取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	令和6年10月に児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを開設し、必要に応じた支援を行えるよう環境整備をしました。 また、関係機関と連携し、支援が必要な家庭に関する情報共有と、相談者に寄り添いながら適切な支援につとめました。				要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関と更なる連携強化に努める必要があります。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
				70									
令和7年度	子どもと家庭に関する相談事業をはじめ、保護者交流事業、子育てグループや関係機関への活動場所の提供、来館者への情報提供場所の提供、乳幼児ショートステイ事業などを行っています。 また、要保護児童対策地域協議会を開催し、地域の関係機関との連携強化に努めています。				社会構造の変化などによって、子育て家庭のニーズも多様化、複雑化してきています。相談事業では、相談員の専門性強化に努め、関係機関との連携を密にして、支援を行っています。 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携に引き続き取り組みます。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
				70									
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援係				B70		B70		B70		B70		B70	

3-(4)-②		取組名	子育て相談の充実			
取組の内容			子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、保健センター、子育て世代包括支援センター等の相談事業において、関係機関との連携及び相談員の専門性を強化し、相談内容に応じた適切な指導、援助を行います。			
子ども家庭支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	子ども家庭支援センターでの相談業務についてのチラシの配布や、広報、ホームページ等を活用し、周知をしました。また、関係機関との連携を密に行い、相談対応においての情報共有をしました。相談員の専門性強化については、専門研修に参加し職員のスキルアップをはかりました。 児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを令和6年10月に開設しました。	子育てに関する相談件数が増加の一途をたどる中、相談員の人材確保や相談内容に応じた適切な助言が行える体制確保が必要です。	効果 (成果) 判定			
				B		
				評点		
				70		
令和7年度	子ども家庭支援センターでは、チラシの配布、広報、ホームページ等を活用した相談の周知を行っています。また、学校や保育園、子育て世代包括支援センターの他、児童相談所、福祉事務所や西多摩くらしの相談センター、母子・父子自立支援員など多くの関係機関などと連携し、全ての子どもと家庭の相談に幅広く対応しています。 相談員の専門性強化のため、専門研修や関係機関の見学などへの参加に努めています。	年々、相談内容が多様化、複雑化しています。相談員の知識の共有や経験の浅い相談員の負担の軽減などを目的として、相談対応は原則2人体制を取っていますが、ベテラン相談員への負担が重くなること、職員などの異動や退職により専門性を維持することが難しいことが課題となっています。	効果 (成果) 判定			
				B		
				評点		
				70		
保育・幼稚園係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	保育園では子育てひろば事業等の中で相談業務を実施します。相談を受ける保育士等の資質向上のために、研修を3回実施しました。	課題はありません。	効果 (成果) 判定			
				B		
				評点		
				70		
令和7年度	保育園では子育てひろば事業等の中で相談業務を実施します。相談を受ける保育士等の資質向上のために、研修を3回実施しました。	引き続き講演会や研修会等の機会を提供し、保育士等の資質向上をはかります。	効果 (成果) 判定			
				B		
				評点		
				70		

指導係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	教育相談室の臨床心理士の専任相談員が教育相談を実施しています。また、保育園・幼稚園の要請に基づき、相談員が保育園・幼稚園を訪問し、関係機関と連携をはかっています。さらに、2月には、就学相談説明会を実施しています。	今後も継続して、相談内容に応じた適切な助言、支援を行い、関係機関と連携をはかっていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	教育相談室の臨床心理士等の専任相談員が教育相談を実施しています。また、保育園・幼稚園の要請に基づき、相談員が保育園・幼稚園を訪問し、関係機関と連携を図っています。さらに、2月には、就学相談説明会を実施しています。	今後も継続して、相談内容に応じた適切な助言、支援を行い、関係機関と連携を図っていく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

母子保健係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	毎週、火曜日開催の育児・栄養・歯科相談(歯科は第2・第4火曜日)に加え、心理相談、保健師・管理栄養士の随時相談等を実施し、子育てに関する相談を適宜受けています。また、子ども家庭センター課母子保健係で、利用者支援事業(こども家庭センター型)と「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」を合わせて行い、専門職によるきめ細かい相談支援や関係機関と連携した支援により、子育て世代の負担軽減をはかっています。子ども家庭センターを開設する10月には、精神保健福祉士の資格を持つ困難事例対応職員(母子保健ワーカー)を任用し、困難ケースへの対応強化をはかりました。さらに1歳児へのパースデーサポート事業では、経済的支援の増額も行いました。	支援を要する妊産婦・子育て家庭は多問題化、複雑化しており、相談支援の過程において様々な関係機関との連携が必要になります。令和6年10月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援体制が構築されましたが、相談支援を効果的に実施できるよう運営方法等の検証は必要であり、状況に応じて運営方法の見直し等、対応が必要な場合もあります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	毎週、火曜日開催の育児・栄養・歯科相談(歯科は第2・第4火曜日)に加え、心理相談、保健師・管理栄養士の随時相談等を実施し、子育てに関する相談を適宜受けています。また、令和7年度は、伴走型相談支援を利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)に切り替えましたが、内容に大きな変更はなく、これまでどおり妊娠期から専門職によるきめ細やかな相談支援とともに関係機関と連携した支援により、子育て世代の負担軽減をはかっています。子ども家庭支援係との連携では、定期的な合同会議などで情報共有をはかっており、切れ目のない一体的な相談支援体制を運営しています。	少子化により妊娠届出や出生数は減少傾向ですが、支援が必要なケースはそれほど減っていません。若年で予期せぬ妊娠など、早期に支援が必要なケースですが、どこにも相談できずに妊娠が進むケースも発生しています。適切な介入の仕方や介入時期の見極め、様々な関係機関との連携が必要になります。また、子ども家庭支援係との合同会議で連携が深まりましたが、開催間隔が短いので効率が悪く、職員の負担になっています。専任保健師や母子保健コーディネーター等の退職により、専門職の確保に苦労しています。専門職を確保しやすいような工夫も必要です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
保育・幼稚園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
指導係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
母子保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(4)－③		取組名	子育て支援情報の提供			
取組の内容			広報みずほ、ホームページ、チラシ等、多様で子育て家庭がアクセスしやすい媒体を活用し、町の子育て支援サービスや関係機関の子育て支援活動等、情報提供の充実をはかります。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和7年度の改訂に向け、子育て世代にとって見やすい・活用しやすい形になるよう検討を進めました。		「瑞穂町子育て応援ガイドブック」のさらなる利用促進のため、利用者の意見も取り入れ、町と民生委員・児童委員の協働で作成する必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」について、子育て世代にとって見やすい・活用しやすい形になるよう検討を進めています。		町と民生委員・児童委員の協働で検討を進める必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

子ども家庭支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	来館者に対し、適切に子育て支援情報を提供できるよう情報の集積に努めています。また、館内の掲示を工夫し、来館者が情報を得やすいよう努めました。		多くの掲示物があるなか、来館者が必要な情報を得ることができるようにするとともに、支援を必要としている家庭に情報が届くよう周知方法の充実をはかる必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	来館者に適切な子育て支援情報を提供できるよう、日ごろから情報の集積に努めています。来館者が情報を得やすいよう掲示やチラシの配置を工夫するほか、ひばりの開館時間外でもイベントなどの申込みができるよう、電子申請を追加しました。 また、「子育てナビ ワクワクみずほ(アプリ)」に地域で活動する子育て支援グループなどの情報を掲載したほか、包括連携協定を結んでいる事業者が提供する子育て応援動画を作成し、町ホームページやアプリなどからも参照できるようにしました。		子育て世帯のニーズに応じ、電子申請やアプリなど様々な媒体を活用し、子育て支援情報の効果的な提供方法を研究していきます。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

子育て支援係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	子育て支援サービスが掲載された「子育てほっとブック(冊子)」を転入時や出生時に配布(当該冊子の情報をホームページにも掲載)し、制度の説明等を行いました。また、子育てナビワクワクみずほ(アプリ)や子育て支援制度のプッシュ配信を活用し、情報発信を行いました。その他として、東京都が実施している「018サポート」のチラシや児童手当等の制度改正に関するチラシ等も窓口配置し、周知をはかりました。	「子育てほっとブック(冊子)」は、毎年発行(更新)し、最新の各種事業が分かりやすく掲載されているため、転入時や出生時以外の相談時等でも活用することができました。今後も申請漏れ等を防ぐため、さまざまな情報を提供していく必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	子育て支援サービスが掲載された「子育てほっとブック(冊子)」を転入時や出生時に配布(当該冊子の情報をホームページにも掲載)し、制度の説明等を行いました。また、令和元年に作成していた「ひとり親家庭応援リーフレット」をリニューアルし、関係機関等の窓口で周知しました。その他の情報発信として、東京都が実施している「018サポート」のチラシやさまざまな情報に関するチラシ等も窓口配置しました。	広報みずほや町ホームページを活用した従来の情報発信に加えて、「知りそびれ」「申し込みそびれ」「貰いそびれ」をなくすため、子育てほっとブックや広報みずほ等の紙媒体だけではなく、町ホームページ、子育てナビワクワクみずほ(アプリ)、子育て支援制度のプッシュ配信等のデジタル情報も活用するなど、さまざまな手段を用いた情報発信を継続していきます。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

母子保健係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	広報みずほ、ホームページ等、多様な媒体で情報提供していますが、子育て世代にはプッシュ通知も可能なモバイルサービス「子育てナビ ワクワクみずほ」の活用が効果的です。予防接種スケジュールとして活用できるほか、子育て関連情報をまとめて見ることができるため、様々な機会を通じて子育て世代にアプリケーションの活用を促し、利便性の向上もはかっています。また、子育て世代包括支援センターで行う伴走型相談支援では、養育者が子どもの成長段階に応じて、必要なサービスや健診等を適切な時期に受けられるよう、子育てガイド(出産・子育てに関し、健診の時期や利用できるサービス及び育児休業や復職の情報を案内)を活用し情報提供しています。	「子育てナビ ワクワクみずほ」については、子育て世代が必要な情報を検索しやすいよう、内容を充実させるため、今後も関係各課と掲載すべき情報を協議することが必要です。また、子育て世代への情報提供は、文字情報だけでなく動画等の視覚的に分かりやすい情報も有効なため、優良な情報コンテンツがあれば積極的に紹介していくことも必要です。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70
令和7年度	広報みずほ、ホームページ等に加え、子育て世代に効果的に情報提供が可能なモバイルサービス「子育てナビ ワクワクみずほ」を活用しています。アプリ登録率や利用率を高めるため情報発信の充実もはかっています。また、子育て世代包括支援センターで行う伴走型相談支援では、妊婦や養育者が子どもの成長段階に応じて、必要なサービスや健診等を適切な時期に受けられるよう、子育てガイド(出産・子育てに関し、健診の時期や利用できるサービス及び育児休業や復職の情報を案内)を活用し情報提供しています。さらに 包括連携協定を締結した事業者 が生命保険会社が提供する動画コンテンツなども活用できるように しました 。	子育てモバイルサービスについては、将来的に健診結果や予防接種履歴の取得、予防接種予診票の入力ができるよう個人認証機能をもった電子母子健康手帳 アプリ として機能強化をはかる必要があります。事業者側のアプリ開発も進んでおり、新しい汎用性の高いアプリケーションの導入も視野に入れる必要があります。	効果(成果)判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子育て支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
母子保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(4)－④		取組名	待機児童の解消への取組と保育サービスの充実								
取組の内容			認可保育所の増改築等あらゆる施策を駆使し、待機児童0の継続をめざします。幼稚園の預かり保育を現在、町内全幼稚園において実施しており、事業の継続と拡充を促進します。								
保育・幼稚園係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	令和6年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。保育園に依頼し、弾力的に定員以上の入所対応をしてもらいました。 定員割れとなっている保育園1園について、定員変更を実施し、定員割れを解消しました。 保育士等の質向上のために、研修会を3回実施しました。 医療的ケアが必要な児童を受け入れている保育所等に対し、支援を行いました。また、新たに保育園1園で医療的ケアが必要な児童の受入を開始するための準備を行いました。		待機児童数0を継続するために様々な施策を研究し、定員を確保することが必要です。既存施設には、定員弾力化を引き続き依頼していきます。また、児童人口減少の影響により、定員割れとなる園も発生していることから定員のスリム化の対策を研究する必要があります。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	令和7年4月1日現在の待機児童数は0人となりました。保育園に依頼し、弾力的に定員以上の入所対応をしてもらいました。 定員割れとなっている保育所1園について、定員変更を実施し、定員割れを解消しました。 保育士等の質向上のために、研修会を3回実施しました。 医療的ケアが必要な児童を受け入れている保育所等に対し、支援を行いました。また、新たに保育園1園で医療的ケアが必要な児童の受入を開始しました。		待機児童数0を継続するために様々な施策を研究し、定員を確保することが必要です。既存施設には、定員弾力化を引き続き依頼していきます。 また、児童人口減少の影響を考慮した定員対策の研究を継続する必要があります。					効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
保育・幼稚園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(4)-⑤		取組名		地域子育て支援事業の充実							
取組の内容				時間外(延長)保育事業、放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業等の充実をはかります。							
子ども家庭支援係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	子育て短期支援事業は令和6年度189件、ファミリー・サポート・センター事業は令和6年度38件の実績となっています。 ショートステイ事業の利用は増加傾向、ファミリー・サポート・センター事業の利用は減少傾向となっています。			支援が必要な方が制度を知らないことがないよう、様々な媒体を活用し、周知する必要があります。また、子育て短期支援事業については利用枠の確保、ファミリー・サポート・センター事業については提供会員の確保に努める必要があります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	3月末現在の実施状況 子育て短期支援事業 214件 ファミリー・サポート・センター事業 45件 利用は増加傾向となっています。 チラシ、広報、ホームページなどで周知を図っています。			子育て短期支援事業は町内に委託先がなく、6市町で青梅市内の事業所に委託しており、今後も増加傾向が続けば、利用枠の確保が課題となってきます。ファミリー・サポート・センター事業については提供会員の確保が課題です。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

保育・幼稚園係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	病児・病後児保育利用補助事業、時間外(延長)保育事業、幼稚園及び保育園一時預かり事業は継続実施中です。放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業は、期間限定入所(夏季限定保育)を実施しました。利用者支援事業(特定型)、いわゆる保育サポートコンシェルジュ事業を実施し、保育に関する相談を受け付けています。			課題はありません。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	病児・病後児保育利用補助事業、時間外(延長)保育事業、幼稚園及び保育園一時預かり事業は継続実施中です。放課後児童健全育成(学童保育クラブ)事業は、期間限定入所(夏季限定保育)を実施、今後の学童保育クラブの需要の増加を見込み、保育室を拡充した第二小学童保育クラブの整備のための設計業務を完了しました。利用者支援事業(特定型)、いわゆる保育サポートコンシェルジュ事業を実施し、保育に関する相談を受け付けています。			適切な保育事業を今後も継続します。また、第二小学童保育クラブの整備を令和8年度に実施します。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
保育・幼稚園係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		支援が必要な子どもと家庭への支援											
今後の方向性		ひとり親家庭やがいのある子どもや保護者への支援等、町内に住んでいる子どもの誰もが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、さまざまな支援を行います。											
3－(5)－①		取組名		要保護児童対策地域協議会の充実									
取組の内容				児童虐待の予防・早期発見・早期対応をはかるため、関係機関の役割分担の調整や相互の連携をはかる要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。									
子ども家庭支援係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、個別ケース検討会議を年24回行い、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を図り、適切な支援につなげることができました。			虐待の予防・早期発見・早期対応をはかるため、関係機関と更なる連携強化に努める等、要保護児童対策地域協議会の機能充実に努める必要があります。				効果(成果)判定					
								B					
								評点					
						70							
令和7年度	代表者会議 1回 実務者会議 3回 個別ケース検討会議 29回 開催 協議会の開催回数、内容について前年度から大きな変更はありません。関係機関が児童虐待防止に関する知識を深め、連携を強化することを目的に、例年年1回の研修会を実施しています。			アンケートなどを元に、協議会の参加者にとって参加する意義のある会議となるよう、内容の充実に努めます。				効果(成果)判定					
								B					
								評点					
						70							
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援係		B		70		B		70		B		70	

3－(5)－②		取組名		児童虐待の未然防止							
取組の内容				子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子の観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応をはかります。また、地域での情報が重要であり、児童虐待を発見した際には、関係機関と十分連携できる支援体制を整えます。							
子ども家庭支援係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	要保護児童対策地域協議会で「子どもへの虐待防止・対応の手引き」を配布し、関係機関に対し迅速な情報提供を呼びかけました。また、地域の各種会議にも出席する等で、児童虐待の早期発見・早期対応につとめました。			要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を継続し、地域全体で虐待を未然に防止する必要があります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
		70									
令和7年度	要保護児童対策地域協議会で「子どもへの虐待防止・対応の手引き」を配布し、関係機関に迅速な情報提供への協力を呼びかけています。また、地域の各種会議へ出席するなどして、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。 子育て世代包括支援センターとは、令和6年度から同じ課となったことから、適宜合同ケース会議などを実施し、連携強化に努めています。			要保護児童対策地域協議会を中心とした地域全体で虐待を未然に防止できるよう、引き続き関係機関との連携に努めます。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
		70									
母子保健係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	子育て世代包括支援センター事業及び各種母子保健事業を通じ、健康診査未受診や養育放棄等、児童虐待につながるおそれのある事例を把握した場合には、子ども家庭支援係と情報共有しています。 また、産婦訪問で産後メンタルヘルスチェックを実施したり、面談や電話で産婦の気分の落ち込みに気付いた場合等、産後うつなどのおそれのある方にサポートプランを作成し、必要な支援を受けられるようにすることで、虐待の未然防止・早期発見につとめました。			引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を推進し、その充実につとめ、児童虐待の未然防止をはかる必要があります。 令和6年10月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、組織上同じ課になったことで子ども家庭支援係と連携しやすくなりましたが、一方で子ども家庭支援係と関係が悪くなった要支援妊婦や要支援家庭の相談支援に当たっては、母子保健係の支援も拒否されないよう注意が必要です。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
		70									
令和7年度	子育て世代包括支援センターでの面談や各種母子保健事業を通じ、健康診査未受診や養育放棄等、児童虐待につながるおそれのある事例を把握した場合には、早めに子ども家庭支援係と情報共有しています。 また、産婦訪問で産後メンタルヘルスチェックを実施したり、面談や電話で産婦の気分の落ち込みに気付いた場合等、産後うつなどのおそれのある方にサポートプランを作成するとともに、必要に応じて子ども家庭支援係と連携し、虐待の未然防止につとめました。 なお、母子保健係と子ども家庭支援係が連携する中で、一体的な支援ではなく、役割分担を明確することもあります。これは、どちらか一方を拒否されても支援が途切れないようにするためです。			引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を推進し、その充実につとめ、児童虐待の未然防止をはかる必要があります。 合同ケース会議を適宜開催し、子ども家庭支援係と役割分担を明確にすることで、子ども家庭支援係の支援が拒否されても、母子保健係の支援を拒否されないようにすることも必要です。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
		70									
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
母子保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(5)-③		取組名	民生委員・児童委員等の活動支援								
取組の内容			地域の子育て支援のために、民生委員・児童委員等の相談体制の充実につとめるとともに、子育てガイドブックの発行の支援を行います。								
福祉推進係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度		民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」を令和7年度の改訂に向け、子育て世代にとって見やすい・活用しやすい形になるよう検討を進めました。								効果(成果)判定	
										B	
										評点	
										70	
令和7年度		民生委員・児童委員が中心となって作成している「瑞穂町子育て応援ガイドブック」について、子育て世代にとって見やすい・活用しやすい形になるよう検討を進めています。								効果(成果)判定	
										B	
										評点	
										70	

子育て支援係			取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度		ひとり親家庭を支援するための手当や医療費助成制度の変更等に関する情報を、広報みずほや町ホームページで周知しました。 各手当の現況届提出時期(6月及び8月)及び手当の新規申請等の際に必要なとなる自宅訪問調査では、電話連絡等により必要な情報を提供した上で調査を依頼しました(現況届:5人の民生委員へ6件の調査、新規申請等:4人の民生委員へ5件の調査を依頼)。								効果(成果)判定
										B
										評点
										70
令和7年度		ひとり親家庭等を支援するための手当や医療費助成制度の変更等に関する情報を、広報みずほや町ホームページで周知しました。また、令和元年に作成していた「ひとり親家庭応援リーフレット」をリニューアルし、関係機関等の窓口で周知しました。 各手当の現況届提出時期(6月及び8月)及び手当の新規申請等の際に必要なとなる自宅訪問調査では、電話連絡等により必要な情報を提供した上で調査を依頼しました(現況届:7人の民生委員へ7件の調査、新規申請等:5人の民生委員へ5件の調査を依頼)。								効果(成果)判定
										B
										評点
										70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子育て支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(5)-④		取組名	日常生活援助及びひとり親家庭の自立支援・経済的支援								
取組の内容			子ども家庭支援センターで実施しているファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会で実施している有償家事援助サービス等を紹介し、対応します。 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、学校給食費補助金交付、乳がん検診無料受診の適正かつ円滑な実施につとめます。 就労のための資格取得や職業訓練への助成、就労相談を実施する専門機関の紹介等により、自立に向けた支援につとめます。また、ひとり親家庭関連の手当の給付や福祉資金の貸付等の経済的支援により、ひとり親家庭の自立促進をはかります。								
子育て支援係					取組内容の進捗状況				4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	8月の児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を2日間開催し、18件の相談がありました。また、「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」は18件、「乳がん検診無料受診(健康課)」は9件の利用がありました。 その他、ひとり親家庭応援リーフレットを窓口で配布し、各支援の周知につとめました。				引き続き西多摩福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、相談者等が関係機関を活用できるよう、積極的に情報提供し支援していく必要があります。また、当該リーフレットを最新情報に更新し、各支援を周知していく必要があります。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
70											
令和7年度	8月の児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を2日間開催し、9人から延べ17件の相談がありました。また、「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」は6件、「乳がん検診無料受診(健康課)」は5件の利用がありました。 その他、令和元年に作成していた「ひとり親家庭応援リーフレット」をリニューアルし、関係機関等の窓口で周知しました。				直接的に実施しているひとり親家庭等に対する支援は手当支給や医療費助成が主なものですが、就労支援や経済的支援については、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会と連携することで、ひとり親家庭等の自立をはかる必要があります。また、各種施策をさまざまな手段で周知をはかっていますが、子育てほっとブックや町ホームページ等を活用し、より多くの方に事業を知ってもらうことが必要です。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
70											
子ども家庭支援係					取組内容の進捗状況				4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	広報、ホームページ、ひばりだより等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知につとめました。 令和6年度は38件の利用支援を行いました。				支援の必要な方がサービスを利用できるよう、提供会員の確保が必要となります。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
70											
令和7年度	広報、ホームページ、ひばりだより等を活用し、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努めています。 令和7年度は45件の利用支援を行いました。 事業周知の際、提供会員の募集に努めています。が、新たに協力を申し出ただけの方が少ない状況にあります。				支援の必要な方がサービスを利用できるよう、引き続き提供会員の確保に努めます。				効果(成果)判定		
									B		
									評点		
70											
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
子育て支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(5)－⑤		取組名	相談体制の充実									
取組の内容			障がい児や発達障がい児、不登校児童生徒等の相談体制の充実をはかり、障がいのある子ども等の親の精神的負担の軽減や、相談者のニーズに応じたサービス等の提供につとめます。また、これに伴い関連機関との連携を強化します。									
障がい者支援係			取組内容の進捗状況					4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	基幹相談支援センターを10月に開設したほか、障害児相談支援を社会福祉協議会で新たに開始しました。発達障がい児には、心理士による個別相談及び保育園等支援を実施しています。保健センター、子ども家庭支援センター、教育相談など、障がいのある子どもの相談は多機関が担っているため、切れ目なく支援できるよう、関係機関との連携をはかっています。		基幹相談支援センターの設置により、専門的な相談体制の充実を図ることができました。障害児相談支援事業所を1か所整備しましたが、計画相談事業所の不足を解消するまでには至っていません。引き続き民間事業所の開設相談に丁寧に対応し、相談事業所の整備を継続します。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
									70			
令和7年度	相談事業所による相談を実施しているほか、発達障がい者(児)には、心理士による個別相談及び保育園等支援を実施しています。また、障がいのある子どもの相談は多機関が担っているため、切れ目なく支援できるよう、保健センターや子ども家庭センター、教育相談などの関係機関と連携をはかっています。		計画相談事業所等の不足が続いているため、引き続き民間事業所の開設相談に丁寧に対応し、相談事業所の整備を継続します。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
									70			

指導係			取組内容の進捗状況					4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	障がい等のある子どもの保護者や、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に応じ、就学相談を実施します。就学相談では、子どもにとって必要な支援内容や環境について、教育相談室の専任相談員が保護者とともに考え、就学に向けた支援を行います。なお、就学相談への理解を広めるため保護者に向けた就学相談説明会を実施します。また、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、不登校や学校に行きづらい児童・生徒の支援を行います。		障がい等のある子どもが適切な就学先に就学できるよう、関係機関との連携を充実していく必要があります。また、就学相談の充実をはかるため、就学相談説明会において就学相談に関する情報等を分かりやすく提供する必要があります。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
									70			
令和7年度	障がい等のある子どもの保護者や、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談に応じ、就学相談を実施します。就学相談では、子どもにとって必要な支援内容や環境について、教育相談室の専任相談員が保護者とともに考え、就学に向けた支援を行います。なお、就学相談への理解を広めるため保護者に向けた就学相談説明会を実施します。また、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、不登校や学校に行きづらい児童・生徒の支援を行います。		障がい等のある子どもが適切な就学先に就学できるよう、関係機関との連携を充実していく必要があります。また、就学相談の充実をはかるため、就学相談説明会において就学相談に関する情報等を分かりやすく提供する必要があります。						効果(成果)判定			
									B			
									評点			
									70			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
指導係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(5)－⑥		取組名	発達障害等支援の充実		
取組の内容			自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群(ASD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。 また、同じ考え方や悩みを持つ親同士のつながりをサポートし、互いの悩みや情報交換がはかれる環境を作っていきます。		
障がい者支援係			取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	心理士による発達障がい児(者)の個別相談、保育園等への巡回相談を実施、個別相談につながりにくい保護者には、巡回先保育園等での出張個別相談を行っています。また、当事者・保護者向け講演会と支援者を対象とした研修を実施しました。 3月末現在実績 発達相談 18人 延相談回数 45回 (うち保育園への出張相談 2回) 保育園等支援 9園 延支援回数 203回 当事者・保護者向け講演会 1回 33人受講 発達障がい児支援者研修(全3回コース) 12事業所 56名参加 教育指導課・子育て応援課・子ども家庭センター課と連携し、発達に心配のある未就学児童の情報共有と、支援策の検討を行なっています。また、障がい児サークル「瑞穂おやこの会」に心理士などを派遣し、東京都こどもTOSCAと連携してペアレントメンターによる茶話会を企画するなど、活動の支援を行っています。		発達障がい児の早期発見、早期療育につなげるため、関係機関と連携し、支援の在り方について検討を継続する必要があります。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	
令和7年度	心理士による発達障がい児(者)の個別相談、保育園等への巡回相談を行っています。個別相談につながりにくい保護者には、巡回先保育園等での出張個別相談を行っています。 3月末現在実績 発達相談 36人 延相談回数119回 保育園等支援 9園 延支援回数 56回 当事者・保護者向け講演会 1回 18人受講 発達障がい児支援者研修(全3回コース) 12事業所 76名参加 教育指導課・子育て応援課・子ども家庭センター課と連携し、発達に心配のある未就学児童の情報共有と、支援策の検討を行なっています。		発達障がい児の早期発見、早期療育につなげるため、関係機関と連携し、支援の在り方について検討を継続する必要があります。	効果(成果)判定	
				B	
				評点	
				70	

指導係		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童に対する支援体制の充実を図ります。 また、小・中学校全校に設置されている特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を実施し、改善・克服を目的とした支援を行っています。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の支援内容の充実に向けて、学校等の関係機関と協力し進めていく必要があります。 また、特別支援教室の適切な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、発達障害等のある児童・生徒が必要な支援・指導を受けられるよう、関係機関の連携を充実していく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	自閉症・情緒障がい特別支援学級を令和6年度に開設し、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童に対する支援体制の充実を図っています。 また、小・中学校全校に設置されている特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を実施し、改善・克服を目的とした支援を行っています。	自閉症・情緒障がい特別支援学級の支援内容の充実に向けて、学校等の関係機関と協力し進めていく必要があります。 また、特別支援教室の適切な運営に向け、各校の体制を整えていくとともに、発達障害等のある児童・生徒が必要な支援・指導を受けられるよう、関係機関の連携を充実していく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
指導係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(5)-⑦		取組名	子どもの貧困対策の推進			
取組の内容			町の実情を踏まえ、福祉や教育施策の取組過程から得る子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携して事業の充実をはかります。			
福祉推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	西多摩福祉事務所等関係機関との連携をはかりました。 また、ボランティア団体「おひさまキッチンの会」が貧困対策も視野に入れた多世代間交流事業として、瑞穂第一小学校、瑞穂第三小学校、瑞穂第四小学校の3校で、朝食を提供する活動を行いました。		引き続き西多摩福祉事務所等関係機関との連携強化をはかります。また、多世代間交流事業を実施しているボランティア団体への支援も継続します。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	西多摩福祉事務所等関係機関との連携をはかりました。 また、多世代間交流事業としてボランティア団体「おひさまキッチンの会」が実施している小学校で朝食を提供する活動の支援を行いました。		引き続き西多摩福祉事務所等関係機関との連携強化をはかります。また、多世代間交流事業を実施しているボランティア団体への支援も継続します。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

子育て支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	西多摩郡町村福祉担当課長会に出席し、西多摩福祉事務所等の関係機関と連携をはかるとともに、他市町村の状況を注視し、情報収集等にもつとめました。 その他、新たに住民税非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、子育て世帯加算金として18歳以下1人当たり50,000円を支給しました(令和6年7月から11月までに非課税世帯35世帯65人、均等割のみ課税世帯24世帯49人)。また、令和7年2月からは同様の世帯に対する子育て世帯加算金として18歳以下の児童1人当たり20,000円を支給しました(非課税世帯220世帯397人、均等割のみ課税世帯24世帯49人)。		引き続き西多摩福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、他市町村の情報を収集する必要があります。また、窓口において、相談者等が関係機関を活用できるよう、積極的に情報提供し、支援していく必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	
令和7年度	西多摩郡町村福祉担当課長会に出席し、西多摩福祉事務所等の関係機関と連携をはかるとともに、他市町村の状況を注視し、情報収集等にもつとめました。また、令和元年に作成していた「ひとり親家庭応援リーフレット」をリニューアルし、関係機関等の窓口で周知しました。		各種手当の支給や医療費助成以外の貧困対策については、西多摩福祉事務所、社会福祉協議会及び西多摩くらしの相談センター等の関係機関との情報共有等を引き続き行っていく必要があります。また、子育てほっとブックや町ホームページ等で西多摩福祉事務所や社会福祉協議会等で実施している支援等を周知するとともに、西多摩福祉事務所、社会福祉協議会及び西多摩くらしの相談センター等の関係機関との連携を強化していく必要があります。		効果(成果)判定	
					B	
					評点	
					70	

子ども家庭支援係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	経済的に厳しい状況に置かれた家庭においても子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携し、必要な支援に繋げることができました。	子どもが健やかに成長するための様々な支援策を集積し、貧困予防、早期支援に繋げることが必要です。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	相談業務の中で経済的に厳しい状況に置かれた家庭の子どもたちの健やかな成長のため、必要な支援策を適切に利用できるよう、関係機関と連携して支援を行いました。	子育て世代への経済的支援策は、以前と比べて増えていますが、その分適切な支援策を探し、利用することが難しい家庭もあるため、相談員が支援策の情報を集積し、関係機関と連携して支援することが一層重要になっています。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子育て支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
子ども家庭支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		障がい者の就労支援											
今後の方向性		障害や病気をもっているにもかかわらず働くことができるように就労を支援します。											
3－(6)－①		取組名	瑞穂町障害者就労支援センターの充実										
取組の内容			障がい者の就労意欲の向上及び一般就労の促進をはかります。就労支援や生活支援を通じ、自立をめざします。										
障がい者支援係			取組内容の進捗状況				4						
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題										
令和6年度			就労支援センターの3月末現在の実績は、登録者数172人、一般就労16人です。 障害福祉サービス事業所と連携し、一般就労に挑戦したい方を支援しています。 一般就労を見据えた職場体験として、障がい者庁内実習を11月に実施し、3名の障がい者が4日間役場の仕事を体験しました。		障がい者の一般雇用は少しずつ進んでいますが、未だに低いため、継続した支援が必要です。 町内に障がい者雇用を行う事業所が増えることも重要であるため、ハローワークなどとも連携し、障がい者雇用の啓発・促進を継続します。					効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
令和7年度			就労支援センターの3月末現在の実績は、登録者数201人、一般就労29人です。 障害福祉サービス事業所と連携し、一般就労に挑戦したい方を支援しています。 障がい者庁内実習を12月に瑞穂町図書館で4日間実施し、3名の参加がありました。		障がい者の方が就労につくことは、未だ厳しい状況が続いているため、継続した支援が必要です。 ハローワークなどとも連携し、障がい者雇用の啓発・促進を継続するとともに就職先の開拓も必要です。					効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係				B70		B70		B70		B70		B70	

3-(6)-②		取組名	瑞穂町福祉作業所「さくら」の充実								
取組の内容			利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労継続支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。								
障がい者支援係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	就労継続支援B型事業を実施している当作業所では、既存の受注作業のみならず、自主製品の製作・販売や新規受注を積極的に開拓し、個人の特性に応じた様々な作業を行なうことで、利用者の社会参加への意欲を引き出しています。 令和6年度は、コロナ禍以降控えていた日帰り旅行を再開しました。 3月末現在 登録者31人		利用者の重症化、高齢化により、利用者の健康管理や作業内容に一層の配慮が必要になってきています。 また、ご家族も高齢化しているため、家族支援も含めた支援を行うことが必要になっています。このような方にも施設利用を継続していただけるよう、法定を超える人員を配置し、きめ細かい支援を行っています。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度	就労継続支援B型事業を実施している当作業所では、既存の受注作業のみならず、自主製品の製作・販売や新規受注を積極的に開拓し、個人の特性に応じた様々な作業を行なうことで、利用者の社会参加への意欲を引き出しています。 3月末現在 登録者32人		利用者の重症化、高齢化とともに、その家族も高齢化しているため、利用者の健康管理や作業内容への配慮とともに家族支援も含めた支援を行うことが必要となっています。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3－(6)－③		取組名	瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」の充実										
取組の内容			利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、さまざまな方法で就労支援につながる取組を行います。										
障がい者支援係			取組内容の進捗状況					4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題										
令和6年度		就労継続支援B型及び就労移行支援事業を提供している 当作業所では、個人の能力に応じた精神障がい者の日中活動の場の提供と、就労に向けた訓練を行なっています。 新規事業や受注先の開拓などを積極的に行うほか、利用者の障がい特性に合わせた支援を行うために、職員の研修受講などによる質の向上に引き続き取り組んでいます。 3月末現在登録者 23人	施設老朽化が課題ですが、個別施設計画に基づき、計画的な修繕を進めます。									効果 (成果) 判定	
												B	
												評点	
												70	
令和7年度		就労継続支援B型及び就労移行支援事業を提供している 当作業所では、個人の能力に応じた精神障がい者の日中活動の場の提供と、就労に向けた訓練を行なっています。 新規事業や受注先の開拓などを積極的に行うほか、利用者の障がい特性に合わせた支援を行うために、職員の研修受講などによる質の向上に引き続き取り組んでいます。 3月末現在登録者 23人	利用者の障がい特性が多様化しており、特性に合わせた作業内容の工夫などが必要です。 施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕が必要です。									効果 (成果) 判定	
												B	
												評点	
												70	
効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度			
障がい者支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70		

基本施策		地域包括ケアシステムの推進		
今後の方向性		医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを整備し、ささえあいの仕組みづくりを推進します。		
3-(7)-①	取組名	地域包括ケアシステムの構築推進		
取組の内容		団塊の世代が75歳以上になる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加します。高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、また年齢や属性を越えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行える地域づくりや各種サービスが確保される体制を推進します。		
福祉推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会に参加し、6地区(殿ヶ谷、石畑、箱根ヶ崎、元狭山、長岡、むさし野地区)の参加者の方と意見交換を行いました。	地域つながり推進連絡会で挙げた地域課題等について、社会福祉協議会や関係機関と連携し、取組を進める必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	社会福祉協議会が主催する地域つながり推進連絡会に参加し、地域のつながりや顔の見える関係づくりのために、各地区にて地域でつながり運動を行う働きかけを行う取組を行いました。	引き続き、社会福祉協議会や関係機関と連携し、取組を進める必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
地域包括ケア推進係		取組内容の進捗状況	4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	令和7年(2025年)を含む令和6年度からの第9期計画に基づき、令和22年(2040年)を含む中・長期的な視点で、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を目指し、それぞれの分野でできることから進めています。高齢者の居場所づくり事業補助金により、住民主体の居場所づくり及び活動の支援、見守り相談窓口により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、安心して住み慣れた地域で過ごすことができるような体制整備、在宅医療相談窓口により、在宅医療と介護の連携の推進等を継続して実施しました。	引き続き、医療と介護の連携、介護予防、住まい、生活支援サービス体制の整備等、順次、第9期計画に基づき、2040年を含む中・長期的な視点で、更に進めていく必要があります。また、第10期計画に向けて、PDCAサイクルにより進捗管理し、計画とのかい離の原因を分析するとともに、対応策を検討していく必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	高齢者の居場所づくり事業補助金により、住民主体の居場所づくり及び活動の支援、見守り相談窓口により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、安心して住み慣れた地域で過ごすことができるような体制整備、在宅医療相談窓口により、在宅医療と介護の連携の推進等を継続して実施しています。 令和7年(2025年)を含む令和6年度からの第9期計画に基づくこのような取組とともに、令和22年(2040年)を含む中・長期的な視点で、地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を目指し、それぞれの分野で、効果的かつ可能なことに取り組んでいます。	引き続き、医療と介護の連携、介護予防、住まい、生活支援サービス体制の整備等、順次、第9期計画に基づき、2040年を含む中・長期的な視点で、更に進めていく必要があります。また、第10期計画に向けて、PDCAサイクルにより進捗管理し、計画とのかい離の原因を分析するとともに、対応策を第10期計画策定の中で検討していく必要があります。	効果(成果)判定	
			B	
			評点	
			70	

介護支援係		取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	—	—	効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—
令和7年度	—	—	効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況		4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和6年度	東部高齢者支援センターでは、自立支援・重度化防止を目的とした「地域ケア個別会議」を開催しました。地域資源を活用し、いかに自分らしく暮らせるかを関係専門職等で検討しました。また、関係機関とのネットワークづくりとして、みずほ介護サービス事業者連絡会の組織化にむけての取り組みを、介護支援係と行いました。	「地域ケア個別会議」や「地域ささえあい連絡協議会」で挙げた地域課題については、生活支援コーディネーターと連携し、評価・検討する場が必要です。住まいや日常生活の生活支援体制整備については、福祉関係者だけではなく、地域の多くの方を巻き込んだ地域づくりの取り組みが必要です。	効果 (成果) 判定	
			B	
			評点	
			70	
令和7年度	東部高齢者支援センターでは、自立支援・重度化防止を目的とした「地域ケア個別会議」を開催しました。地域資源を活用し、いかに自分らしく暮らせるかを関係専門職等で検討しました。また、関係機関とのネットワーク強化として、今年度はみずほ介護サービス事業者連絡会が職能団体として発足し、「在宅医療・介護つながり研修会」では、医療・介護従事者との顔の見える関係づくりを目的とし、連携の促進を図りました。 生活支援コーディネーターとしては、会議で上がった地域課題に対し、地域住民と共に解決に向けて検討しています。	「地域ケア個別会議」や「地域ささえあい連絡協議会」で挙げた地域課題については、生活支援コーディネーターと連携し、評価・検討する場が必要です。住まいや日常生活の生活支援体制整備については、福祉関係者だけではなく、地域の多くの方を巻き込んだ地域づくりの取り組みが必要です。	効果 (成果) 判定	
			A	
			評点	
			90	

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
福祉推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
地域包括ケア推進係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
介護支援係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	A	90

3-(7)-②		取組名		認知症対策の推進									
取組の内容				認知症の方が、できる限り住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるように地域で支えるため、認知症にやさしい社会の実現をめざします。取組としては、認知症の早期発見・早期診断を促進することや住民に対する認知症についての理解を深める施策を推進していきます。									
地域包括ケア推進係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	認知症施策の推進及び認知症の方とその家族の支援のため、認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを継続して配置しました。認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、認知症ガイドブックの作成・配布、認知症サポーター養成講座の開催、9月のアルツハイマー月間に合わせた図書館と連携した関連本の展示などを行いました。また、認知症ガイドブックを活用して認知症検診を実施し、認知症の早期発見、早期対応を進めました。7月の認知症サポーターステップアップ講座でチームオレンジが発足し、認知症本人の視点に立った活動について検討を重ね、2月に「オレンジエイドみずほ」とチーム名が決定し、ミーティングを行っています。			認知症ガイドブックを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の早期発見、早期対応を進め、チームオレンジをはじめとする認知症のある本人の視点に立った、認知症にやさしい社会の実現を目指していくことが引き続き必要です。						効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
令和7年度	認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、認知症ガイドブックの作成・配布、認知症サポーター養成講座の開催、9月のアルツハイマー月間に合わせた図書館と連携した関連本の展示などを行いました。令和6年度に発足したチームオレンジ「オレンジエイドみずほ」の認知症本人の視点に立った活動を側面支援しています。認知症ガイドブックを活用して認知症検診を実施し、認知症の早期発見、早期対応を進めました。これらの認知症施策の推進及び認知症のある方とその家族の支援のため、認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを継続して配置しました。			認知症ガイドブックを活用し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症の早期発見、早期対応を進め、チームオレンジをはじめとする認知症のある本人の視点に立った、やさしい社会の実現を目指していくことが引き続き必要です。このため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく計画策定の検討が必要です。						効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係				B70		C50		B70		B70		B70	

3-(7)-③		取組名	人材の確保及び資質の向上			
取組の内容			高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において、自由にいきいきとした生活を送ることができるよう、NPOや地域、ボランティア等さまざまな場面で支援する側として従事することができる環境の構築をめざします。 また、高齢者自らも支援する側になることで、生きがいを持って活動することができるよう支援します。また、様々な人材の資質の向上や研修、セミナー等を高齢者が受講しやすい体制を整備していきます。 介護が必要になっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく日常生活を営むことができるよう、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職をはじめ、介護サービス提供に必要な人材の確保に取り組みます。また、東京都や関係機関と連携し、介護従事者等のスキルアップのための研修参加などを支援します。			
地域包括ケア推進係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	高齢者がサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成講座等を令和6年10月～令和7年3月に実施しました。また、生活支援を行う住民向けの介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー養成研修も令和6年10月に実施しました。		サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備は、ますます必要となります。引き続き研修等を行い、今後、多くの高齢者が担い手となれるような仕組み作りが必要です。		効果(成果)判定	B
					評点	70
令和7年度	高齢者がサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成講座等を令和7年10月～令和8年3月に実施しました。また、生活支援を行う住民向けの介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー養成研修も令和7年11月に実施しました。		サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備は、ますます必要となります。引き続き研修等を行い、今後、多くの高齢者が担い手となれるような仕組み作りが必要です。		効果(成果)判定	B
					評点	70
介護支援係			取組内容の進捗状況		4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題			
令和6年度	介護支援専門員が作成したケアプランが、自立支援のための適切なプランになっているかを検証確認するケアプラン点検を実施しています。この点検を通じて介護支援専門員の気づきを促すとともに、質の向上をはかっています。令和6年度は町内及び町外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(14人)が作成したケアプランについて実施しました。		介護支援専門員が作成するケアプランは利用者の生活に大きく影響します。ケアプラン点検が、介護支援専門員の資質を向上させるとともに、利用者へのサービスに繋ぐことができるかが課題です。		効果(成果)判定	B
					評点	70
令和7年度	介護支援専門員が作成したケアプランが、自立支援のための適切なプランになっているかを検証確認するケアプラン点検を実施しています。この点検を通じて介護支援専門員の気づきを促すとともに、質の向上をはかっています。令和7年度は町内及び町外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(14人)が作成したケアプランについて、1月に実施予定です。		介護支援専門員が作成するケアプランは利用者の生活に大きく影響します。ケアプラン点検が、介護支援専門員の資質を向上させるとともに、利用者への適切なサービスの利用に導くことができる能力を養う必要があります。		効果(成果)判定	B
					評点	70

社会福祉協議会		取組内容の進捗状況	4
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和6年度	ボランティアセンターでは、年齢問わず地域で活動が出来るよう支援し、情報交換ができる場を設け、人材確保や資質向上に向けて情報収集を行いました。 在宅福祉サービスでは、有償家事援助では協力会員の連絡会を開催し、情報交換や情報共有を行い、資質向上に努めました。 東部高齢者支援センターでは、多くの高齢者と関わりますが、そこで介護サービスだけでなく、サロンや通いの場等の地域活動を紹介し、その中で担い手になりうる方にはボランティア活動等につなげています。	長く働き続けるシニア世代も多く、地域活動に充てられる時間が少ない状況がみられます。空いた時間やすきま時間でも活動ができる「ちよいボラ」をうまくコーディネートしていく必要があります。 また、人と人がつながる機会を増やし、地域活動の大切さを伝えていく必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70
令和7年度	空いた時間にボランティアをする「ちよいボラ」の広報に努め、9名が登録し、多くは70代の方々です。有償家事援助や在宅移送も高齢の方が活躍しており、連絡会において情報交換や情報共有を行い、資質向上に努めました。	地域貢献、社会貢献活動がより広まり活発になるような広報、講座の開催などを行う必要があります。	効果 (成果) 判定
			B
			評点
			70

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係		B	70	C	50	B	70	B	70	B	70
介護支援係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

3-(7)-④		取組名		ささえあう地域づくり							
取組の内容				地域の担い手として多様な世代が主体的に参加し、高齢者が住み慣れた地域でささえあいながら安心して暮らせるような体制の整備をすすめます。公的機関などのサービス以外でも、地域でつながりお互いをささえあうことが可能な環境づくりをめざします。							
地域包括ケア推進係				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	高齢者もサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成や生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業ヘルパー養成研修を令和6年10月に実施しました。また、各地区での住民主体の生活支援グループや体操の活動、居場所づくり活動が継続して実施され、生活支援コーディネーターが中心となり、自主的な通いの場としての活動継続支援を実施しました。			サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備が、ますます必要となります。引き続き、各地区での住民主体の取組やささえ合いの検討会・活動を、他地区の状況に合わせて実施できるよう検討・調整します。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	各地区での住民主体の生活支援グループや体操の活動、居場所づくり活動が継続して実施され、生活支援コーディネーターが中心となり、自主的な通いの場としての活動継続支援を実施しました。また、高齢者もサービスを受ける側だけでなく、サービスの担い手にもなれるよう、介護予防リーダー養成や生活支援を行う住民向け介護予防・日常生活支援総合事業ヘルパー養成研修を令和7年11月に実施しました。			引き続き、各地区での住民主体の取組やささえ合いの検討会・活動を、他地区の状況に合わせて実施できるよう検討・調整が必要です。サービス体制の構築を行うためのボランティア等、担い手の人材確保や体制整備が、ますます必要となります。				効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

社会福祉協議会				取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	地域つながり推進連絡会では、地域で活動している人々がつながり、ささえあいの活動について意見交換を行っています。「みずほつながりたい」の取り組みは、つながりを大切にする意識を広めるシンボルマーク(缶バッヂ・ステッカー)の普及を通して、町内全体でつながりの意識を高めていきます。生活支援コーディネーターは地域活動に出向き、人材の把握とマッチング、人と人がつながる地域づくりを進めています。松山町では、地域懇談会を経て、松山町集会所にて集まりの場を創設し、買い物支援について移動スーパーを呼ぶことができ、地域の高齢者同士のつながりや情報交換ができるようになりました。富士山町では、今後アンケート調査などを行い、地域課題解決に向けての取り組みを進めていきます。			地域のあらゆる方が担い手になりうることを、様々な場面で住民に周知啓発していくことが必要です。生活支援コーディネーターとして、また地域つながり推進連絡会で、多くの方に情報提供し、地域のつながりを増やしていくことも必要です。				効果(成果)判定			
								A			
								評点			
								90			
令和7年度	「地域つながり推進連絡会」では、地域で活動している人々がつながり、ささえあいの活動について、意見交換を行っています。長岡地区では、12月に「長岡つながり運動」準備会を開催し、2月から毎月誰もが参加できる「長岡つながり運動」を行っています。「みずほつながりたい」の取り組みは、つながりを大切にする意識を広めるシンボルマーク(缶バッヂ、ステッカー)の普及を通じて、町内全体でつながりの意識を高めていきます。生活支援コーディネーターは、地域活動に出向き、人材の把握とマッチング、人と人がつながる地域づくりを進めています。富士山町では、地域懇談会の開催を重ねていき、「地域交通」「買い物」「居場所」などの地域課題について検討しました。新たに富士山会館前に、毎週移動スーパーを誘致しました。			地域のあらゆる方が担い手になりうることを、様々な場面で住民に周知啓発していくことが必要です。地域福祉・生活支援コーディネーターとして、また地域つながり推進連絡会で、多くの方に情報提供し、地域のつながりを増やしていくことも必要です。				効果(成果)判定			
								A			
								評点			
								90			

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
地域包括ケア推進係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
社会福祉協議会		A	90	B	70	A	90	A	90	A	90

基本目標4		いきいきと暮らすための健康づくり									
基本施策		母子保健の充実									
今後の方向性		妊娠前から妊娠中及び出産前後に向けての支援を切れ目なく行います。									
4－(1)－①		取組名	母子保健事業の推進								
取組の内容		国が定める「健やか親子21(第2次)(平成27年度～令和6年度)」及び「瑞穂町子ども・子育て支援事業計画」と整合性をとりながら各事業を推進します。									
母子保健係					取組内容の進捗状況				4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	第4次計画の評価指標の乳幼児健康診査受診率の達成を目標として、各種母子保健事業に取り組みました。健康診査未受診者は、受診を促すとともに、状況把握を確実に実施しました。				令和6年度に作成した「瑞穂町子ども計画」は母子保健事業計画と一体的に作成されています。この計画に基づき引き続き母子保健事業の推進と健診受診率維持につとめ、発育発達の遅滞の早期発見が必要です。 一方、未熟児や長期の里帰り、要支援家庭の増加により、健診の受診が難しい家庭が増えています。未受診者には個別に面接等を実施し、状況把握を継続し、必要な支援につなげることが求められます。					効果(成果)判定	
	乳幼児健康診査受診率 3～4か月児健診 98.5%(令和7年度目標値:98.0%) 1歳6か月児健診 97.0%(令和7年度目標値:92.0%) 3歳児健診 100.5%(令和7年度目標値:99.0%)									B	
										評点	
				70							
令和7年度	第4次計画の評価指標の乳幼児健康診査受診率の達成を目標として、各種母子保健事業やフォロー電話に取り組みました。健康診査未受診者は、受診を促すとともに、状況把握を確実に実施しました。				「瑞穂町子ども計画」は母子保健事業計画と一体的に作成されています。この計画に基づき引き続き母子保健事業の推進と健診受診率維持につとめ、発育発達の遅滞の早期発見が必要です。 一方、未熟児や長期の里帰り、要支援家庭等、健診の受診が難しい家庭が多い状況があります。未受診者にはフォロー電話や面接等を実施し、状況把握を継続し、必要な支援につなげることが求められます。					効果(成果)判定	
	乳幼児健康診査受診率(11月末) 3～4か月児健診 95.7%(令和7年度目標値:98.0%) 1歳6か月児健診 100.0%(令和7年度目標値:92.0%) 3歳児健診 96.9%(令和7年度目標値:99.0%)									B	
										評点	
				70							
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
母子保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

4－(1)－②		取組名		疾病予防・健康増進事業の推進									
取組の内容				疾病や異常を早期に発見し、う歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康増進をはかります。幼少期から望ましい生活習慣の定着をはかります。									
母子保健係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	乳幼児健診や発達健診等を通じて、疾病や異常を早期発見し専門機関へつなげました。また、育児相談・栄養相談・歯科相談等により指導・助言を行うことで望ましい生活習慣の定着をはかりました。3歳児健康診査では、屈折検査機器による視覚検査を行っています。屈折検査機器の導入でスクリーニングが容易になり、弱視が疑われる児を確実に精密検査につなげています。			精密検査の受診勧奨や疾病等による異常を指摘すると、過敏に反応する保護者や指導・助言が入りにくい保護者もいるため、引き続き丁寧な対応が求められます。また、町内に小児科医師が少ないため医師の確保も課題となっています。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援につなげられるよう、国は5歳児健康診査の実施を強く推奨しています。令和8年度以降の実施に向け調査・研究が必要です。					効果(成果)判定				
									B				
									評点				
									70				
令和7年度	乳幼児健診や発達健診等を通じて、疾病や異常を早期発見し専門機関へつなげました。また、育児相談・栄養相談・歯科相談等により指導・助言を行うことで望ましい生活習慣の定着をはかりました。小児科医師・小児発達専門医の確保は苦労していますが、何とか確保することができました。また、5歳児健康診査関連の研修会に参加したり、係内で協議する等、5歳児健康診査の実施に向けた調査・研究を開始しています。			精密検査の受診勧奨や疾病等による異常を指摘すると、過敏に反応する保護者や指導・助言が入りにくい保護者もいるため、引き続き丁寧な対応が求められます。また、町内に小児科医師が少ないため医師の確保も課題となっています。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援につなげられるよう、国は5歳児健康診査の実施を強く推奨しています。調査・研究を始めましたが、令和9年度以降の実施に向け引き続き調査・研究が必要です。健診の実施には、小児科医師やスタッフなどの確保の他、障がい者支援担当部署や教育委員会との連携も重要です。					効果(成果)判定				
									B				
									評点				
									70				
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
母子保健係				B70		B70		B70		B70		B70	

4－(1)－③		取組名	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策事業の推進									
取組の内容			妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連部署との連携体制を強化します。									
母子保健係			取組内容の進捗状況						4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	保健センター内に設置している、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業(こども家庭センター型)を実施していますが、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」も合わせて行い、面談やアンケート等による状況把握を一層推進するとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携強化をはかっています。子ども家庭センターを開設する10月には、精神保健福祉士の資格を持つ困難事例対応職員(母子保健ワーカー)を任用し、困難ケースへの対応強化をはかりました。		外国人家庭や共働き家庭の増加等、子育て家庭が抱える問題が複雑化しています。 令和6年10月の組織改編により子ども家庭センター課が創設され、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援体制が構築されましたが、相談支援を効果的に実施できるよう運営方法等の検証は必要であり、状況に応じて運営方法の見直し等、対応が必要な場合もあります。 なお、「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施事業」は、制度化により令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」という事業名に変わりますが、相談支援と経済的支援を一体的に行っていくことはこれまでと同様で変更はありません。								効果 (成果) 判定	
											B	
											評点	
											70	
令和7年度	保健センター内に設置している、子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業(こども家庭センター型)を実施していますが、令和7年度は、伴走型相談支援を利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)に切り替えました。相談支援の内容に大きな変更はなく、これまでどおり妊娠期から専門職によるきめ細やかな相談支援とともに関係機関と連携した支援を行っています。相談支援と一体的に実施する「妊婦支援給付金」等の経済的支援と合わせ、子育て世代の負担軽減をはかっています。 子ども家庭支援係との連携では、定期的な合同会議などで情報共有をはかっており、切れ目のない一体的な相談支援体制を運営しています。		少子化により妊娠届出や出生数は減少傾向ですが、支援が必要なケースはそれほど減っていません。若年で予期せぬ妊娠など、早期に支援が必要なケースですが、どこにも相談できずに妊娠が進むケースも発生しています。適切な介入の仕方や介入時期の見極め、様々な関係機関との連携が必要になります。また、子ども家庭支援係との合同会議で連携が深まりましたが、開催間隔が短いため効率が悪く、職員の負担になっています。 専任保健師や母子保健コーディネーター等の退職により、専門職の確保に苦労しています。専門職を確保しやすいような工夫も必要です。								効果 (成果) 判定	
											B	
											評点	
											70	
効果 (成果) 判定		評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
母子保健係			B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

4－(1)－④		取組名		食育の推進									
取組の内容				子どもが、生涯にわたって「食」に関心を持ち、健全な身体と豊かな心を育むために、家庭や地域等と連携をはかり、子どもが食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、食育を推進します。									
母子保健係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	離乳食講習会や栄養相談などの機会を通じて、管理栄養士による指導・助言を行いました。それにより正しい食習慣や食事の楽しさを伝えています。			離乳食講習会は新型コロナウイルス感染拡大時とほぼ同じプログラムで実施しているため、プログラムの見直しを検討する必要があります。健康課と連携し、必要な人員(管理栄養士等の有資格者)を確保するとともに、教育部門など他部署や関係機関との連携も視野に入れる必要があります。						効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
令和7年度	健康課と連携し、必要な人員(管理栄養士等の有資格者)を確保できています。管理栄養士を活用した離乳食講習会や栄養相談などの機会を通じて、栄養に関する指導・助言を行いました。離乳食講習会は10月から育児ボランティアとして母子保健サポーターを配置し、母子分離しての講習・実習が可能になりました。それによりプログラムが充実し、参加者がより集中して受講することができています。これらの取組を通じて正しい食習慣や食事の楽しさを伝えています。			引き続き健康課と連携し、必要な人員(管理栄養士等の有資格者)を確保するとともに、教育部門など他部署や関係機関との連携も視野に入れる必要があります。						効果(成果)判定			
										B			
										評点			
										70			
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
母子保健係				B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本施策		健康増進の充実									
今後の方向性		各種健康相談や健康診査、がん検診の実施体制を充実し、疾病の予防ができるよう健康教育や健康相談などの充実をはかります。									
4－(2)－①		取組名	健康増進事業の推進								
取組の内容		「瑞穂町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」との整合性をとりながら事業を推進します。 がん検診については、国の指針に基づき、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、その精度管理をすすめます。									
成人保健係					取組内容の進捗状況				4		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題						
令和6年度	生活習慣病予防、若い世代からの健康意識の向上、がん検診の受診率向上を目標に、各種集団健診・検診の申込みに電子申請による方法を取り入れ、申込みのハードルを下げる取組を継続しています。 また、健診等の受診率向上のため、スマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業でのポイント付与を令和6年度も継続実施しました。しかし、評価指標に掲げたがん検診の受診率目標の達成には至りませんでした。 がん検診の精密検査対象者への受診状況調査、受診勧奨等により、精度管理をはかりました。	健康寿命の延伸をはかるためには、引き続き各種健診・検診の受診を促し、生活習慣病予防の機会づくりを継続することが必要です。 国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められています。町のシステム改修等を適宜実施し、必要情報を適切に反映(副本登録)し、引き続きマイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。 がん検診の実施体制の評価がより適切となるよう定期的な点検が必要です。						効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			
令和7年度	早期発見・早期予防による死亡率の減少を目的として実施しているがん検診の受診率向上のため、電子申請による検診申込受付や、各がん検診ごとに一定年齢対象者への個別受診勧奨の取組を継続しました。しかし、評価指標に掲げたがん検診の受診率目標の達成には至っていない状況です。 対象者への検診受診のメリット・デメリットの適切な情報提供、各指標やチェックリストに基づく各検診の実施、精密検査対象者への受診状況調査、受診勧奨等による精度管理をはかっています。	がん検診の受診率向上に向けて、国においてがん検診情報の一体的な把握の方針が示されています。また、PMHの仕組みを活用した自治体検診事務のデジタル化(自治体検診DX)に向けた対応が求められます。住民の正確な受診状況を把握する仕組みの検討や実施体制の構築が必要です。 令和7年度から導入された都のがん検診精度管理システムの活用等により、精度管理の向上をはかる必要があります。						効果(成果)判定			
								B			
								評点			
								70			

成人保健係					取組内容の進捗状況				4	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題					
令和6年度	生活習慣病予防のための啓発事業として、動脈硬化予防講演会など各種講演会・講座を開催しました。参加率の向上策として、オンラインでの講演会の受講も可能としました。 また、若い世代からの健康意識の向上のため、骨密度測定を実施し、望ましい生活習慣の定着に向けた意識改善をはかりました。令和6年度も乳がん・子宮頸がん検診と骨密度測定の同日実施日を設け、多くの方に利用いただきました。 がん検診日と同日実施の骨密度測定(2回 144人)	健康増進事業への参加率が低い若い世代の参加を促すため、引き続き特定健康診査結果による個別の参加勧奨や健康ポイントアプリでの周知が必要です。 一方で、集団形式以外の日常の取組を促す仕組みを健康ポイント事業を通じて構築し、インセンティブの付与を組み合わせた工夫が求められます。						効果(成果)判定		
								B		
								評点		
								70		
令和7年度	生活習慣病予防のための啓発事業として、動脈硬化予防講演会など各種講演会・講座を開催しました。参加率の向上策として、オンラインでの講演会の受講も可能としています。 また、若い世代からの健康意識の向上のため、骨密度測定を実施し、望ましい生活習慣の定着に向けた意識改善をはかりました。令和7年度も乳がん・子宮頸がん検診と骨密度測定の同日実施日を設け、多くの方に利用いただきました。 がん検診日と同日実施の骨密度測定(2回 136人)	健康増進事業への参加率が低い若い世代の参加を促すため、特定健康診査結果に基づく個別の参加勧奨や、広報みずほや町ホームページ、健康ポイントアプリ等を活用した周知等の取組の継続が必要です。 一方で、健康ポイント事業を通じた集団形式以外の日常の取組を促す仕組みの構築や、インセンティブの付与を組み合わせた工夫が求められます。						効果(成果)判定		
								B		
								評点		
								70		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
成人保健係		B	70	A	90	B	70	B	70	B	70

4－(2)－②		取組名	望ましい生活習慣の確立											
取組の内容			定例の健康相談、保健師による随時の面接、電話相談等、生活習慣改善につながる相談体制や相談業務のさらなる充実をはかります。 更に、健康診査等の受診率向上のための勧奨や、受診の結果を生活習慣病予防に生かすための取組をすすめます。 望ましい生活習慣の確立のため、広報みずほやホームページ等を通して健康に関する情報提供を行い、地区の健康教育等、地域に根差した健康づくり活動をすすめます。											
成人保健係			取組内容の進捗状況						4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題											
令和6年度		紙やデジタルツールの広報媒体、乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券の一定年齢への配布を通じて健診受診の意義とメリットを訴え受診勧奨しています。がん検診の集団検診は、申込みをしやすくするため、電子申請を継続しています。特定健康診査は、個別健診終了後の11月に集団健診の日程を設定し、受診環境を整えました。また、受診率向上や健康に関する情報提供に資するスマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業を令和6年度も継続実施しました。特定健康診査(受診者数2,453人 受診率46.15%)(令和7年3月末現在)	健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上による生活習慣改善の機械づくりのため、継続した受診・参加勧奨の実施が必要です。国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められています。町のシステム改修等を適宜実施し、必要情報を適切に反映(副本登録)し、引き続きマイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。									効果(成果)判定		
												B		
												評点		
												70		
令和7年度		紙やデジタルツールの広報媒体の活用や、一定年齢対象者への乳がん・子宮頸がん無料クーポン券の配布を通じて、健(検)診受診の意義やメリットの適切な情報提供及び受診勧奨を実施しています。特定健康診査の集団健診では、電子申請による健診申込受付や、個別医療機関での健診実施期間終了後の実施日程の設定等により、受診環境の整備をはかっています。	健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上による生活習慣改善の機会づくりのため、受診・参加勧奨の継続実施が必要です。生産年齢人口の減少や高齢化の進行等の社会構造の変化に応じた健診受診環境の整備が引き続き必要です。国において、パーソナルヘルスレコード(PHR)が進められており、引き続きマイナポータルを通じた保健医療情報の閲覧のため、必要に応じた対応が求められます。									効果(成果)判定		
												B		
												評点		
												70		

成人保健係			取組内容の進捗状況						4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題											
令和6年度		定例の健康相談や、保健師による随時の面接・電話相談、健康づくり推進委員と協働で実施した健康ミニ集会等を継続しました。住民が望ましい生活習慣についての知識を得られるよう町の広報やホームページ等による健康に関する情報提供等を行いました。更に、健康診査の結果により対象になった方へ健診結果個別相談会や特定保健指導を案内するとともに、特定保健指導実施率向上のため集団健診での同日の保健指導を実施しました。特定保健指導(対象者数288人実施者73人実施率25.3%)(令和7年3月末現在)	生活習慣病の予防が必要な方向けの事業について、住民の健康課題を把握し、より効果の見込めるよう事業内容を適宜見直した事業展開が必要です。また、健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上のため、継続した受診・参加勧奨の実施、健康ポイントアプリなどのICTツールの活用が必要です。									効果(成果)判定		
												B		
												評点		
												70		
令和7年度		定例の健康相談や、専門職による随時相談、健康づくり推進委員との協働による事業を継続しました。住民の望ましい生活習慣の確立のため、スマートフォンアプリを活用した健康ポイント事業の継続実施により、利用者の健康意識の向上をはかるとともに、広報みずほやアプリを活用して、健康に関する情報提供を行いました。健康診査受診結果に基づき、各対象者ごとに相談・指導事業に関する案内を適切に実施するとともに、特定保健指導実施率向上のため集団健診での同日の保健指導を実施しました。	生活習慣病予防事業については、住民の健康課題に応じた効果的な事業展開が必要です。また、健康ポイント事業の利用者数を拡大し、身体活動の実践を促すことで、住民の健康意識の向上をはかる必要があります。健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率向上のため、継続した受診・参加勧奨の実施、健康ポイントアプリなどのICTツールの活用が必要です。									効果(成果)判定		
												B		
												評点		
												70		

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

4－(2)－③		取組名		食生活の維持・改善									
取組の内容				関係各課や機関等が連携し、地産地消の推進、学校給食を通じた望ましい食習慣を定着させるため、子どもの頃からの食育を推進します。保健事業に参加しづらい子育て世代・若い世代を中心に望ましい食習慣を普及させるため、ホームページ等を利用して適正な栄養の摂り方等を啓発していきます。 また、管理栄養士や保健師等の専門職による健康栄養相談や健康教育を推進します。									
成人保健係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	各種保健事業の中で、望ましい食習慣について普及・啓発、相談を行うとともに、広報紙や「みずほ健康ポイントあるってこ」のアプリ内のコラムでも望ましい食習慣について普及・啓発を継続しています。 管理栄養士資格のある栄養指導専門員を任用し、栄養相談の体制を引き続き構築しました。			特に高齢期において、食事の摂取量が減ることによる栄養の摂取不足がもたらす筋力や筋力量の減少が健康に及ぼす影響に着目し、高齢期前からの食習慣の改善が図られるよう関係各課と連携した取組の工夫が求められます。				効果(成果)判定					
								B					
								評点					
								70					
令和7年度	各種保健事業の中で、望ましい食習慣について普及・啓発、相談を行うとともに、広報みずほや健康ポイントアプリにより望ましい食習慣について普及・啓発を継続しています。 保健師や管理栄養士等の専門職による相談体制を継続しました。			望ましい食習慣の普及・啓発・実践に関する取組について、関係各課と連携した幼年期から高齢期までの切れ目ない実施体制の構築が必要です。				効果(成果)判定					
								B					
								評点					
								70					
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
成人保健係				B70		B70		B70		B70		B70	

4－(2)－④		取組名	身体活動・運動の実践								
取組の内容			住民を対象とした研修会や教室を通して、身体活動・運動についての正しい知識の普及・啓発をはかります。また、健康づくり活動の住民参加によって、日常的な身体活動・運動の必要性について広く周知をはかります。								
成人保健係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	健康づくり推進委員の活動で、ウォーキング事業をはじめとした身体活動・運動の実践を取り入れた健康ミニ集会を開催しており、日常的な身体活動・運動の必要性について普及・啓発しました。 9月21日 健康ミニ集会(インターバル速歩) 12月7日 健康ミニ集会(健康食品の基礎知識) 2月22日 ヘルスウォーキング また、健康ポイント事業の一環で西東京市、青梅市、和歌山県有田市と電子版のウォークラリーを開催し、参加者の平均歩数の向上が図られました。		日頃から身体活動・運動を行う意識を高めるため、運動に関連した事業を実施している各課と協力し、今後も引き続き、身体活動・運動についての知識の普及と実践を促すことが必要です。デジタルツールの長所をいかし、集合形式以外の日常の身体活動運動の実践を促す仕組みを健康ポイント事業を通じて構築し、インセンティブ付与と組み合わせた工夫が求められます。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度	健康づくり推進委員の活動で、身体活動・運動の実践を取り入れた健康ミニ集会を開催しており、日常的な身体活動・運動の必要性について普及・啓発しました。 8月30日 健康ミニ集会(椅子ヨガ教室)(参加者:一般38人、委員17人) 2月28日(予定) ヘルスウォーキング また、健康ポイント事業の一環で和歌山県有田市、岡山県美作市と電子版のウォークラリーを開催し、参加者の身体活動の維持向上をはかりました。		日頃から身体活動・運動を行う意識を高めるため、運動に関連した事業を実施している各課と協力し、今後も引き続き、身体活動・運動についての知識の普及と実践を促すことが必要です。 健康ポイント事業では、デジタルツールの長所をいかした事業内容の効果的な周知、インセンティブ付与の工夫や事業内容の充実により、利用者数の拡大をはかることで、身体活動・運動の定着を促進する必要があります。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

4－(2)－⑤		取組名		喫煙・飲酒・薬物と健康被害									
取組の内容				喫煙や受動喫煙の健康への被害について、正しい知識の普及・啓発につとめます。また、公共施設における禁煙や分煙の推進、喫煙者に向けた禁煙・節煙の支援、児童・生徒等に対し喫煙防止教育を実施します。 保健事業を通じて、節度ある飲酒について普及・啓発につとめます。また、未成年者への飲酒防止教育、多量飲酒者やアルコール関連疾患の本人や家族等への支援を行います。 薬物乱用について、生徒や保護者等に対しその危険性を訴えていきます。また、ポスターや標語の掲示を通じて薬物の危険性の啓発に取組ます。									
健康係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	広報みずほ、産業まつり会場での薬物乱用防止啓発事業、各種保健事業を通じて、知識の普及・啓発につとめました。			子どもの健康への影響が大きい妊婦や子育て世代の喫煙率が高い傾向にあり、その低下に向け、引き続き啓発推進に取り組むことが求められます。 また、がん教育を通じて若い年代から喫煙や受動喫煙の影響に関する知識を啓発することが必要です。						効果(成果)判定			
										C			
										評点			
										50			
令和7年度	広報みずほ、産業まつり会場での薬物乱用防止啓発事業、各種保健事業を通じて、知識の普及・啓発につとめました。			妊婦や子育て世代の喫煙率が全国平均(令和5年度乳幼児健康診査問診回答状況(こども家庭庁調査))に比べ、高い傾向にあることから、胎児や子どもの健康に悪影響を及ぼす懸念があります。妊婦や子育て世代の喫煙率の低下に向け、引き続き啓発推進に取り組むことが求められます。 また、がん教育を通じて若い年代から喫煙や受動喫煙の影響に関する知識の啓発を、関係各課と協力しながら実施することが必要です。						効果(成果)判定			
										C			
										評点			
										50			
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係				C	50	C	50	C	50	C	50	C	50

4－(2)－⑥		取組名	休養・心の健康づくり								
取組の内容			心の健康に影響する睡眠や休養の、正しい知識の普及につとめます。また、心の健康やストレスについて、パソコンやスマートフォンで気軽にアクセスし、情報や相談機関を知ることのできるシステムにより情報提供をします。 また、自殺予防行動計画を実行し、自殺に追い込まれる前に相談機関につながるよう工夫していきます。								
健康係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行ってきました。 自殺予防行動計画に基づき、庁内連携会議の開催、新任職員を対象とした講義形式によるゲートキーパー研修を行いました。また、令和6年度から住民向け事業として、NPO法人から提供を受けたゲートキーパー研修動画の町ホームページでの公開を始めました。 令和6年度に、第1期計画に新たな課題への対応を加え、「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」を策定しました。		令和6年度に策定した「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」に基づき、全庁的に各種施策(事業)を推進していく必要があります。また、各施策(事業)については、毎年度評価、点検を実施し、計画の見直しに反映させる必要があります。							効果(成果)判定	
										B	
										評点	
令和7年度	パソコンやスマートフォンで気軽に利用できる「こころの体温計」システムを運用し、セルフチェックと医療機関や相談先の情報提供を行いました。 自殺予防行動計画に基づき、庁内連携会議の開催、新任職員を対象とした講義形式によるゲートキーパー研修を行いました。令和7年度のゲートキーパー研修では、健康づくり推進委員、民生委員を招き、初めて職員以外も対象として、実施しました。 また、NPO法人から提供を受けたゲートキーパー研修動画の町ホームページでの公開を継続しています。		令和6年度に策定した「第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画」に基づき、全庁的に各種施策(事業)を推進していく必要があります。また、各施策(事業)については、毎年度評価、点検を実施し、計画の見直しに反映させる必要があります。 厚生労働省の集計によれば、令和6年の全国の小中高生の自殺者数が過去最多となり、このことを背景に自殺対策基本法が一部改定されました。今後の国・都の動向を注視しながら、町の計画の見直しを検討する必要があります。							効果(成果)判定	
										B	
										評点	
70										70	

成人保健係			取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	定例の健康相談等の相談事業で、休養や心の健康づくりの正しい知識の普及につとめました。 窓口や電話での個別相談に対して、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応しました。		厚生労働省が提唱している健康づくりのための睡眠ガイド2023の普及啓発を通じ、社会情勢や生活様式の変化などによる孤独感や強いストレス等の心の健康を害するリスクの軽減が求められます。							効果(成果)判定
										B
										評点
令和7年度	定例の健康相談等の相談事業で、休養や心の健康づくりの正しい知識の普及につとめました。 また、包括連携協定締結企業との協働により、健康づくり推進委員を対象とした心の健康に関する研修を実施しました。 窓口や電話での個別相談に対して、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応しました。		厚生労働省が提唱している健康づくりのための睡眠ガイド2023の普及啓発、関係機関との連携、協働により、社会情勢や生活様式の変化などによる孤独感や強いストレス等の心の健康を害するリスクの軽減をはかる必要があります。							効果(成果)判定
										B
										評点
70										70

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
成人保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

4-(2)-⑦		取組名	歯・口腔の健康づくり										
取組の内容			歯周疾患の予防を目的に、30～40歳の若い世代も対象に、意識啓発を行います。 また、乳幼児期・学齢期のう歯罹患率が高く、未処置率も高いため、指導内容の充実をはかり、予防・治療の両面からの意識啓発を行います。										
健康係			取組内容の進捗状況					4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題										
令和6年度	成人歯科検診の受診率向上をはかるため、受診対象者のうちの未受診者に対し、再勧奨通知を実施しました。 歯科検診の対象年齢の拡大(20歳、30歳の追加)は、歯科医師会と調整上、令和6年度から開始することができました。		歯周疾患の予防意識を高めるため、成人歯科検診の受診勧奨を継続することが求められます。 令和5年度に改定された歯周病健診マニュアルへの対応、また、国民皆歯科健診等の国の動向を注視する必要があります。							効果(成果)判定			
										C			
										評点			
		50											
令和7年度	成人歯科検診の受診率向上をはかるため、受診対象者のうちの未受診者に対し、再勧奨通知を実施しました。 しかし、評価指標に掲げた目標には至りませんでした。 令和5年度に改定された歯周病健診マニュアルへの対応については、歯科医師会と調整、協議を行い、令和8年度から改定マニュアルに対応した成人歯科検診事業が実施できる見込みです。		歯周疾患の予防意識を高めるため、成人歯科検診の受診勧奨を継続することが求められます。 しかし、成人歯科検診については、かかりつけ歯科医がなく、受診機会がない方に向けたものという側面があるため、今後、「かかりつけ歯科医」の定着を評価指標に加えることを検討する必要があります。 また、国民皆歯科健診等の国の動向を注視する必要があります。							効果(成果)判定			
										C			
										評点			
		50											
母子保健係			取組内容の進捗状況					4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題										
令和6年度	保健センターで幼児歯科健診、歯科相談等の事業を実施し、正しい知識の普及等の予防処置を実施しました。 妊婦歯科健診は、町内の指定医療機関で個別に実施し、利用者の利便性を高めることで受診率の向上をはかっています。 妊婦歯科健診受診率(妊娠届出数比):13.3%		乳幼児のう歯罹患率は都全体や近隣市と比較しても高い状態が続いているため、事業を継続し、保護者に指導内容を適切に実施していただく等、意識を高める必要があります。							効果(成果)判定			
										B			
										評点			
		70											
令和7年度	保健センターで幼児歯科健診、歯科相談等の事業を実施し、正しい知識の普及等の予防処置を実施しました。 妊婦歯科健診は、町内の指定歯科医療機関で個別に実施し、利用者の利便性を高めることで受診率の向上をはかっています。令和7年度は指定歯科医療機関が1か所増えました。 妊婦歯科健診受診率(妊娠届出数比):25.4%		乳幼児のう歯罹患率は東京都全体や近隣市と比較しても高い状態が続いています。当面は事業を継続しますが、幼児歯科健診については、事業の実施方法の見直しも含め研究が必要です。事業の実施に当たっては、保護者に指導内容を適切に実施していただく等、意識を高める必要があります。							効果(成果)判定			
										B			
										評点			
		70											
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度			
健康係		C	50	C	50	C	50	C	50	C	50		
母子保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70		

基本施策		医療体制の基盤づくり											
今後の方向性		すべての住民が安心して医療を受けられる基盤づくりをはかります。											
4－(3)－①		取組名	救急医療体制の確保										
取組の内容		今後も休日夜間診療をはじめとする救急医療体制の確保につとめながら、小児救急医療体制を継続していきます。											
健康係					取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度	福生市・羽村市の医療機関と連携し実施している休日準夜診療について、広報みずほやお知らせを医療機関に掲示し、周知をはかりました。 令和5年度から検証事業として実施している、往診型救急診療事業者による診療について、令和6年度に診療報酬(往診料)の改定があったものの、受託者と調整を行い、受診者への影響を最小限に抑えて、事業を実施することができました。 また、公立福生病院が主体となり実施している、小児初期救急夜間平日診療事業を維持するため、補助金を交付するとともに、町ホームページやポスターの掲示を通じ、周知をはかりました。 令和7年度以降の休日診療・休日準夜診療体制について、関係機関と調整を行い、体制を確保することができました。				近隣市、地区医師会及び民間事業者と協力し、継続可能な実施体制の整備(協議、検討)を行うほか、診療情報を継続して周知することが必要です。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
		70											
令和7年度	福生市・羽村市の医療機関と連携し実施している休日準夜診療について、広報みずほやお知らせを医療機関に掲示し、周知をはかりました。 令和5年度から検証事業として実施している、往診型救急診療事業者による診療について、令和6年度に診療報酬(往診料)の改定があったものの、受託者と調整を行い、受診者への影響を最小限に抑えて、事業を実施するとともに、当診療体制の再編を行い、瑞穂町オンライン診療事業を開始しました。 また、公立福生病院が主体となり実施している、小児初期救急夜間平日診療事業を維持するため、補助金を交付するとともに、町ホームページやポスターの掲示を通じ、周知をはかりました。 令和8年度の休日診療・休日準夜診療体制について、関係機関と調整を行い、体制を確保することができました。				近隣市、地区医師会及び民間事業者と協力し、継続可能な実施体制の整備(協議、検討)を行うほか、診療情報を継続して周知することが必要です。 また、令和7年度から開始した瑞穂町オンライン診療事業の事業検証を行うことが必要です。				効果(成果)判定				
									B				
									評点				
		70											
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係				B70		B70		B70		B70		B70	

4－(3)－②		取組名		地域医療体制の基盤づくり									
取組の内容				人口構造の変化に伴う医療需要の質・量を踏まえ、町内医療機関と公立福生病院、周辺市との連携を強化しながら、訪問診療、在宅医療や安全性と信頼性を踏まえた遠隔診療を視野に入れて地域医療体制の確保につとめます。									
健康係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	定期予防接種や町で実施した健康診査及び各種検診を、かかりつけの医療機関で受診することで、身近な主治医から結果説明を受けたり、相談をすることができるメリットの周知につとめました。西多摩地域の地域医療構想調整会議への参画、また、西多摩医師会との情報交換を通じ、西多摩保健医療圏の医療体制の課題について把握しました。一部の休日に休日診療として、往診型救急診療事業者による往診、オンライン診療の検証を継続実施しました。			かかりつけ医療機関の必要性を広く周知していくとともに、町医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続することが必要です。町内の医療資源の確保とともに、他地域の医療資源、民間事業者の活用、また、国の動向を注視しつつ、新たな手法の検証も必要となっています。また、国の示す医師偏在の是正に向けた対策の動向に注視が必要です。					効果(成果)判定				
									B				
									評点				
									70				
令和7年度	定期予防接種や町で実施した健康診査及び各種検診を、かかりつけの医療機関で受診することで、身近な主治医から結果説明を受けたり、相談をすることができるメリットの周知につとめました。西多摩地域の地域医療構想調整会議への参画、また、西多摩医師会との情報交換を通じ、西多摩保健医療圏の医療体制の課題について把握しました。令和5年度から検証事業として実施している、往診型救急診療事業者による診療について、令和6年度に診療報酬(往診料)の改定があったものの、受託者と調整を行い、受診者への影響を最小限に抑えて、事業を実施するとともに、当診療体制の再編を行い、瑞穂町オンライン診療事業を開始しました。			かかりつけ医療機関の必要性を広く周知していくとともに、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続することが必要です。町内の医療資源の確保とともに、他地域の医療資源、民間事業者の活用、また、国の動向を注視しつつ、新たな手法の検証も必要となっています。また、国の示す医師偏在の是正に向けた対策、かかりつけ医報告制度等の動向を注視することが必要です。					効果(成果)判定				
									B				
									評点				
									70				
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係				B70		B70		B70		B70		B70	

4－(3)－③		取組名		関係機関との連携									
取組の内容				町医師会・町歯科医師会や薬剤師会との協力により、健康診査や予防接種事業、歯科保健事業等を実施していきます。西多摩医師会や西多摩歯科医師会とも協議会等を通じて連携をはかっていきます。									
健康係				取組内容の進捗状況				4					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)				結果を踏まえた今後の課題									
令和6年度	地域の健康課題に応じた保健サービスが実施できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携の推進をはかりながら、事業を実施しました。 令和6年度から新型コロナウイルスワクチン接種が定期接種化されましたが、西多摩地域の市町村、西多摩医師会と協議、連携し、高齢者インフルエンザワクチン接種と同様に相互乗り入れによる接種を実施しました。			町医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を継続することが必要です。 令和7年度以降の新型コロナウイルスワクチン定期接種について、国・都の動向を注視するとともに、引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩医師会との協議、連携が必要です。					効果(成果)判定				
									B				
									評点				
									70				
令和7年度	地域の健康課題に応じた保健サービスが実施できるよう、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携の推進をはかりながら、事業を実施しました。 令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種化されましたが、令和7年度も引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩医師会と協議、連携し、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に相互乗り入れによる接種を実施しました。			引き続き、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携をはかることが必要です。 令和8年度から定期接種化される高用量フルエンザ予防接種の制度設計も含め、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症定期接種の広域連携を行う上で、引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩医師会と協議、連携することが必要です。 また、西多摩地域8市町村で実施している休日歯科診療事業についても、引き続き、西多摩地域の市町村、西多摩歯科医師会との協力・連携することが必要です。					効果(成果)判定				
									B				
									評点				
									70				
効果(成果)判定		評点		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係				B70		B70		B70		B70		B70	

基本施策		健康危機管理対策の推進										
今後の方向性		生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態の発生時に、関係機関との連携のもとに対処できる体制をめざします。										
4－(4)－①		取組名	感染症予防事業の推進									
取組の内容			住民一人ひとりの日常からの感染症予防策の啓発を継続し、新たな感染症発生時には東京都と連携した対策をすすめます。 国が接種を推奨する定期接種と合わせ、任意接種の中でも特に必要と考えられるものに対して、その接種費用の助成等を実施し、予防接種の確実な実施をはかっていきます。									
健康係					取組内容の進捗状況				4			
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)					結果を踏まえた今後の課題							
令和6年度	定期予防接種の案内を適正な時期に対象者へ発送するとともに、就学時健診の案内に予防接種の案内を同封し、接種を促しました。 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の定期接種の対象者への自己負担額の軽減を行いました。また、令和6年度から定期接種化された、新型コロナウイルスワクチン接種についても、国・都の補助を活用し、自己負担額の軽減を行いました。その他、带状疱疹ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種に対する助成を行い、接種を促進することで、疾病予防対策をはかりました。 モバイルサービスの利用促進をはかり、保護者の予防接種のスケジュール管理の負担軽減をはかりました。				適正な時期に予防接種が行えるよう、継続した対象者への周知が必要です。 また、感染症拡大防止には、手洗い、マスクの着用などの標準的予防策の啓発が必要です。新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し及び新たな感染症に対するワクチン接種の体制を構築し、円滑に実施することが求められます。				効果 (成果) 判定			
									B			
									評点			
									70			
令和7年度	定期予防接種の案内を適正な時期に対象者へ発送するとともに、就学時健診の案内に予防接種の案内を同封し、接種を促しました。 また、モバイルサービスの利用促進をはかり、保護者の予防接種のスケジュール管理の負担軽減をはかりました。 高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症及び令和7年度から定期接種化された带状疱疹予防接種の定期接種の対象者への自己負担額の軽減を行いました。その他、带状疱疹及び高齢者肺炎球菌任意接種に対する助成を行い、接種を促進することで、疾病予防対策をはかりました。 抜本改定された政府行動計画及び東京都行動計画、また、町の新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、第2期新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。				適正な時期に予防接種が行えるよう、継続した対象者への周知及び接種実施医療機関の確保が必要です。 また、予防接種については、国による予防接種事務のデジタル化の動向を注視し、医療機関との連携をはかりながら、対応していくことが求められます。 令和7年度に策定した第2期新型インフルエンザ等対策行動計画を推進するとともに、政府行動計画の改定等を踏まえ、随時、町の行動計画の見直しをしていくことが必要です。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から情報収集や体制構築を行うことが必要です。 感染症拡大防止には、手洗い、マスクの着用などの標準的予防策の継続的な啓発が必要です。				効果 (成果) 判定			
									B			
									評点			
									70			
効果 (成果) 判定		評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係			B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

4－(4)－②		取組名	健康危機発生時の体制づくり								
取組の内容			住民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生や流行、大規模災害に備え、感染症の予防・まん延防止、医療提供体制の整備等の対策を推進します。東京都、保健所等との連携により、健康危機発生時には迅速に対処できる体制づくりを推進します。								
健康係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度		災害時に医療救護所となる保健センターで、2回目となる医療救護所設置訓練を実施しました。1回目の訓練時に三師会の医師等からいただいた意見を反映させ、必要物品等を購入しました。 また、年3回関係機関との災害医療連携会議を実施し、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で、緊急医療救護所の設置訓練を実施しました。より実効性を高めるため、令和4年度に設置された緊急医療救護所設置訓練実務者会議において、設置・運営に関するマニュアル、訓練内容や必要備品等について検討を行いました。	感染症の発生や大規模災害に備え関係機関との訓練を実施し、医療従事者との顔の見える関係づくりにより、更に連携を取っていく必要があります。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度		災害時に医療救護所となる保健センターで、3回目の医療救護所設置訓練を実施しました。3回の訓練を通じ、三師会の医師等からいただいた意見を反映させ、必要物品等の購入を進めるとともに、医療救護所の設置、運営を円滑に実施するための「瑞穂町災害時医療救護所設置・運営フロー」を作成しました。 また、関係機関との災害医療連携会議を実施し、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で、緊急医療救護所の設置訓練を実施しました。より実効性を高めるため、令和4年度に設置された緊急医療救護所設置訓練実務者会議において、設置・運営に関するマニュアル、訓練内容や必要備品等について検討を重ね、必要備品等の購入やマニュアルの改定を行いました。	感染症の発生や大規模災害に備え関係機関との訓練を実施し、医療従事者との顔の見える関係づくりにより、更に連携をはかる必要があります。 また、訓練を通じ作成されたマニュアル等については、訓練結果や関連計画の改定等を踏まえ、随時見直ししていく必要があります。 感染症対応には、東京都、保健所等の連携が重要となるため、市町村等関係機関との連携強化に向け令和6年度に多摩地域の東京都保健所に新設された「市町村連携課」との連携を、平常時からはかる必要があります。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
母子保健係			取組内容の進捗状況				4				
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)			結果を踏まえた今後の課題								
令和6年度		令和5年度に引き続き2回目の保健活動拠点設置訓練を医療救護所設置訓練と同日に実施しました。今回の訓練では、災害担当以外の保健師でも保健活動拠点を設置できるようにすることを目標に訓練を実施しました。その中で災害時の保健師活動に必要な物品を確認したり、実際の活動の流れを確認したりするなど、保健師間で情報共有につとめました。 また、瑞穂町、福生市、羽村市、公立福生病院合同で実施した緊急医療救護所の設置訓練に保健師も参加したり、庁内で勉強会を開催することで具体的な保健活動をイメージできました。	感染症流行時には、住民に対しても正確な情報を伝えるとともに、適切な手洗い、消毒の仕方などの標準的予防策についても、実践的な学習の機会を提供する必要があります。 また、災害時の保健活動についても、子ども家庭センター課以外の部署に所属する保健師も含めて引き続き勉強会等で情報共有を進めるとともに、より実践的な準備をする必要があります。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
令和7年度		7月に保健活動拠点設置訓練を医療救護所設置訓練と同日に実施しました。今回の訓練では、保健活動拠点を設置に加え、避難所からの派遣要請を想定した模擬訓練を実施しました。その中で災害時の保健師活動に必要な物品を確認したり、実際の活動の流れを確認したりするなど、保健師間で情報共有につとめました。 また、西多摩保健所の協力を得て庁内で保健活動勉強会(避難所運営ゲーム(HUG)を活用)を開催することで、具体的な保健活動をイメージできました。	災害時の保健活動についても、子ども家庭センター課以外の部署に所属する保健師も含めて引き続き勉強会等で情報共有を進めるとともに、より実践的な準備をする必要があります。						効果(成果)判定		
									B		
									評点		
									70		
効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
健康係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70
母子保健係		B	70	B	70	B	70	B	70	B	70

基本目標1				
基本政策				
今後の方向性				
4	取組名			
取組の内容				
〇〇係		取組内容の進捗状況		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和3年度			効果(成果)判定	
			—	
			評点	
			—	
令和4年度			効果(成果)判定	
			—	
			評点	
			—	

××係		取組内容の進捗状況		
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題		
令和3年度			効果(成果)判定	
			—	
			評点	
			—	
令和4年度			効果(成果)判定	
			—	
			評点	
			—	

△△係		取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和3年度			効果(成果)判定
			—
			評点
			—
令和4年度			効果(成果)判定
			—
			評点
			—

□□係		取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和3年度			効果(成果)判定
			—
			評点
			—
令和4年度			効果(成果)判定
			—
			評点
			—

効果(成果)判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
〇〇係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
××係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△△係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
□□係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

		取組の内容					
		〇〇係		取組内容の進捗状況			
		この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和3年度						効果(成果)判定	
						-	
						評点	
						-	
令和4年度						効果(成果)判定	
						-	
						評点	
						-	
		××係		取組内容の進捗状況			
		この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和3年度						効果(成果)判定	
						-	
						評点	
						-	
令和4年度						効果(成果)判定	
						-	
						評点	
						-	
		△△係		取組内容の進捗状況			
		この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和3年度						効果(成果)判定	
						-	

〇年度			評点
			—
令和4年度			効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
〇〇係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
××係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
△△係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2		取組名									
取組の内容											
〇〇係						取組内容の進捗状況					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)						結果を踏まえた今後の課題					
令和3年度											効果 (成果) 判定
											-
											評点
											-
令和4年度											効果 (成果) 判定
											-
											評点
											-
××係						取組内容の進捗状況					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)						結果を踏まえた今後の課題					
令和5年度											効果 (成果) 判定

令和3年度									-
									評点
									-
令和4年度									効果 (成果) 判定
									-
									評点
									-

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
〇〇係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
××係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1		取組名									
取組の内容											
〇〇係						取組内容の進捗状況					
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)						結果を踏まえた今後の課題					
令和3年度											効果 (成果) 判定
											-
											評点
											-
令和4年度											効果 (成果) 判定
											-
											評点
											-

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
〇〇係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5	取組名	
---	-----	--

		取組の内容					
		〇〇係		取組内容の進捗状況			
		この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和3年度						効果(成果)判定	
						—	
						評点	
						—	
令和4年度						効果(成果)判定	
						—	
						評点	
						—	
		××係		取組内容の進捗状況			
		この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和3年度						効果(成果)判定	
						—	
						評点	
						—	
令和4年度						効果(成果)判定	
						—	
						評点	
						—	
		△△係		取組内容の進捗状況			
		この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題			
令和3年度						効果(成果)判定	
						—	

〇年度			評点
			—
令和4年度			効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—

□□係		取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和3年度			効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—
令和4年度			効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—

▽▽係		取組内容の進捗状況	
この計画の取組(進捗・達成)状況(結果)		結果を踏まえた今後の課題	
令和3年度			効果 (成果) 判定
			—
			評点
			—
令和4年度			効果 (成果) 判定
			—

年度			評点
			—

効果 (成果) 判定	評点	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
〇〇係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
××係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△△係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
□□係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
▽▽係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.

P.